佐

局長

総務係長

平成19年9月4日(火曜日)第3回定例会

出席議	員 (1 8	名)															
1	番	伊	3	藤		忠		男	議員	2	2番	7	5	Щ		忠	7	議員
3	番	ᆟ	Ė			登	代	子	議員	4	4番	-	Γ	藤	吉	如	Ì	議員
5	番	杉		沼		孝		司	議員	(番音		苋	井	輝	B	1	議員
7	番	木	7	村		寿	太	郎	議員	8	8番	F	鳥	田	俊	貭	Ę	議員
9	番	伭	Ē	藤				毅	議員	1 (3 番	木	白	倉	信	_	-	議員
1 1	番	鋖	N. Ž	木		賢		也	議員	1 2	2番	木	公	田		孝	ž	議員
1 3	番	刹	Í	宮		征		_	議員	1 4	4番	7	售	橋	勝	文	ζ	議員
1 5	番	伭	Ē	藤		暘		子	議員	1 6	6番	J		越	孝	男	3	議員
1 7	番	别	3	須				稔	議員	1 8	8番	7	5	Ш	忠	義	ŧ	議員
欠席議	員 (なし	,)															
説明の			-	:者(の耶	餓氏	名											
	藤	誠	六		市			長		荒	木		恒	副	Ħ	<u> </u>	長	
安孫	子	勝	_	l	収		λ	役		大	谷	昭	男	教	育委	5 員	長	
片	桐	久	之		選多	学管	理教 員	美員会 長		佐	藤	勝	義	農	業委員	会会	長	
那	須	義	行	<u> </u>	総選事	務 業管 務	果長 理教	(併)		片	桐	久	志	総	合政	策課	人	
秋	場		元	4		合務				菅	野	英	行	総政	合政第 改革推	意課行 建進室	財産長	
尾	形	清	_	4	総合	3政 地 推	策計	東企業 室 長		熊	谷	英	昭	税	務	課	長	
布	施	崇	_					課長		柏	倉	隆	夫	建	設	課	長	
犬	飼	弘	_	7	建 都 ī	市惠	設備	課室 長		犬	飼	_	好	花 推	・緑・t 進	tせら 課	うぎ 長	
佐	藤		昭	-	下	水	道	課長		安招	系子	政	_	農	林	課	長	
有	Ш	洋	_	Ī	奇_	工種	見光	課長		斎	藤	健	_	健	康福	祉 課	長	
鈴	木	英	雄	=	会	計	討	果長		荒	Ш	貴	久	水	道事	業所	í長	
今	野	要	_	H	苪	院	事	務 長		芳	賀	友	幸	教			長	
兼	子	善	男	5	学材	校 孝	女育	課長		高	橋	利	昌	学 指	校 教 導推	文 育 進 室	課長	
I :	藤	恒	雄	<u>;</u>	生ス振	温ポ 興	与記	習り長員長		安征	系子	雅	美	監		委	員	
兼	子	良	_	1	監事	<u>香</u> 務	多 尼	美 員		清	野		健	農事	業	局	会長	

安食俊博

大 沼 秀 彦

事務局職員出席者

渡 辺 秀 行

康

務局長

総務主査

鹿間

議事日程第1号 第3回定例会

平成19年9月4日(火曜日) 午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

- **"** 2 会期決定
- # 3 諸般の報告
 - (1)定例監査結果等報告について
- " 4 議第42号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- **"** 5 議案説明
- # 6 委員会付託
- " 7 質疑、討論、採決
- # 8 議第43号 表彰について
- # 9 議案説明
- # 10 委員会付託
- " 11 質疑、討論、採決
- # 12 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- " 13 認第 1号 平成18年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- * 14 認第 2号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 15 認第 3号 平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 16 認第 4号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 17 認第 5号 平成18年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- * 18 認第 6号 平成18年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- # 19 認第 7号 平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 20 認第 8号 平成18年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の 認定について
- "21 認第9号平成18年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- " 22 認第10号 平成18年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- " 23 議第44号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 24 議第45号 平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- "25 議第46号 平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- " 26 議第47号 政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正 について
- " 27 議第48号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 28 議第49号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- "29 請願第4号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的

改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

日程第30 請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願

" 31 議案説明

″ 32 監査委員報告

33 質疑

" 34 予算特別委員会設置

" 35 決算特別委員会設置

36 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから、平成19年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様に申しあげます。

過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイル推進期間中に合わせ、会議における服装について決定しております。

本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、5番杉沼孝司議員、15番佐藤暘子議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました、平成19年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月30日及び本日9月4日、議会第2会議室において委員6名全員出席し、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から9月21日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。 伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月21日までの18日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成19年9月4日(火)開会

月		時 間	会	議	場	所
7	日	1月 1月	五		场	PII
9月	4日(火)	午前9時30分	个本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、 資産評価審査委員会委員 議案上程、司論・採決員会 議案上程、司論・ 議案 管理、司 記論・ 記 議案 所 、 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記	議	場
		本会議終了往	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議	場
		予算特別委員会 終 了 後	一半目注引조日仝	正副委員長の互選、付託案件 審査	議	場
9月	5日(水)		休	会		
9月	6日(木)	午前9時30分	本 会 議	決算特別委員会正副委員長互 選結果報告、一般質問	議	場

月 日	時 間	会				場	所	
9月 7日(金)		休						
9月 8日(土)		休						
9月 9日(日)		休			会			
9月10日(月)	午前9時30分	本 会 議		般	質	問	議	場
		総 務 委 員 会 分 科 会	付言	託 案	件 審	査	第2名	議室
9月11日(火)	午前9時30分	厚生経済委員会 分科会	付言	託 案	件審	查	第4名	議室
		建設文教委員会 分科会	付言	託 案	件審	查	議会図	図書室
		総 務 委 員 会 分 科 会	付言	託 案	件審	查	第2名	議室
9月12日(水)	午前9時30分	厚生経済委員会 分 科 会	付言	託 案	件審	查	第4名	議室
		建設文教委員会 分 科 会	付言	託 案	件審	查	議会図	国書室
		総 務 委 員 会 分 科 会	付言	託 案	件審	查	第2名	議室
9月13日(木)	午前9時30分	厚生経済委員会 分 科 会	付言	託 案	件審	查	第4名	議室
		建設文教委員会 分 科 会	付言	託 案	件審	查	議会図]書室
9月14日(金)		休			会			
9月15日(土)		休			会			
9月16日(日)		休			会			
9月17日(月)		休			会			
9月18日(火)		休			会			
9月19日(水)		休			会			
	午前9時30分	予算特別委員会	付言	託 案	件 審	查	議	場
9月20日(木)	予算特別委員会 終 了 後	決算特別委員会		託 案	件審	查	議	場
9月21日(金)	午前9時30分	本 会 議		・請願上 疑・討論	程、委員長 ・採決、閉		議	場

諸般の報告

伊藤忠男議長 日程第3、諸般の報告であります。

定例監査結果等報告について、このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第4、議第42号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といた します。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第42号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申しあげます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、海野善範委員が本年9月15日をもって任期満了となりますので、 引き続き選任しようと提案するものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申しあげます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託 を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第42号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより、議第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号はこれに同意することに決しました。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第8、議第43号表彰についてを議題といたします。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第9、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第43号表彰について御説明申しあげます。

本市の発展に寄与され、市政に功労のあった方について表彰を行うため、議会の同意を得ようとする ものであります。

佐竹敬一氏は、昭和62年5月、寒河江市議会議員に当選以来5期連続当選され、20年の長きにわたり 議員を務められました。

その間、通算4年間議長に就任され、地方自治の進展と市政の発展に大きく貢献されました。

遠藤聖作氏は、昭和54年5月、寒河江市議会議員に当選以来7期連続当選され、28年の長きにわたり 議員を務められました。

その間、2年間副議長に就任され、地方自治の進展と市政の発展に大きく貢献されました。

奥山幸助氏は、市議会における選挙において、平成3年8月、寒河江市選挙管理委員会補充員に、平成7年8月、寒河江市選挙管理委員に当選され、16年の長きにわたり選挙管理委員等を務められました。

その間、2期8年間、選挙管理委員会委員長に就任し、選挙の厳正かつ公正な管理執行に尽力するなど、地方自治の進展と市政の発展に大きく貢献されました。

各氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

なお、この件につきましては、去る8月20日に開催した表彰審査委員会において、全会一致をもって 表彰することが適当である旨報告を得ましたので、御提案申しあげるものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申しあげます。以上です。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第10、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第43号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第11、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第43号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより、議第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第43号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第43号はこれに同意することに決しました。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第12、報告第6号から日程第30、請願第5号までの19案件を一括議題といたします。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第31、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し あげます。

本年4月18日に、市有マイクロバスが保育所児童送迎のため大字中郷地内を走行中、車庫から道路に出てきた軽貨物自動車と接触した交通事故について示談を行うに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので御報告申しあげるものであります。

次に、決算の認定について御説明申しあげます。

平成18年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び7件の特別会計歳入歳出決算、並びに2件の公営企業会計決算について、地方自治法または地方公営企業法の定めるところにより、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

最初に、認第1号平成18年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入決算額は143億7,652万7,990円、歳出決算額は138億3,932万8,016円で、形式収支及び実質収支と もに5億3,719万9,974円の黒字決算であります。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により、財政調整基金に3億円、減債基金に1億円を 積み立てし、残る1億3,719万9,974円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第2号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し あげます。

歳入歳出ともに決算額は24億3,449万4,040円で、歳入歳出差引残額はありません。

次に、認第3号平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入歳出ともに決算額は855万2,874円で、歳入歳出差引残額はありません。

次に、認第4号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入決算額は37億287万9,733円、歳出決算額は35億9,807万5,417円で、歳入歳出差引残額は1億480万4,316円であります。

そのうち、9,363万9,000円を給付基金条例の規定により基金に積み立てし、残る1,116万5,316円は翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第5号平成18年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入決算額は40億3,618万8,099円、歳出決算額は39億6,587万9,690円で、歳入歳出差引残額、7,030万8,409円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第6号平成18年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげま

す。

歳入決算額は22億4,370万306円、歳出決算額は21億8,919万1,300円で、歳入歳出差引残額5,450万9,006円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御 説明申しあげます。

歳入決算額は2,440万548円、歳出決算額は2,072万2,431円で、歳入歳出差引残額367万8,117円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成18年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入決算額は80万7,403円、歳出決算額は51万3,709円で、歳入歳出差引残額29万3,694円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第9号平成18年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は23億6,818万2,227円、支出は25億2,461万7,143円で、1億5,643万4,916円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は7,740万円、支出は1億1,507万3,521円であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は3,767万3,521円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補填しました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金 4億6,747万1,465円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、認第10号平成18年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は12億2,695万333円、支出は11億2,573万3,939円であり、7,967万9,298円の純利益となりました。 次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は6,006万1,081円、支出は6億1,123万7,402円であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は5億5,117万6,321円となりますが、これについては当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

剰余金については、剰余金計算書及び剰余金処分計算書に記載のとおり、減債積立金に1,000万円、 建設改良積立金に6,900万円を積み立てし、4,982万6,916円を翌年度に繰り越ししようとするものであ ります。

以上、各会計の決算について御説明申しあげましたが、その他の詳細については別冊資料のとおりであります。10件の決算についてよろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申しあげます。

次に、議第44号平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、道路新設改良事業費、チェリーランド管理事業費、小学校管理事業費などを追加するものであります。

その結果、6,217万9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ136億7,722万7,000円となる ものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

歳出予算については、第8款土木費は道路新設改良事業費1,020万円、舗装整備事業費670万円、チェリーランド公衆トイレ改修工事等に係るチェリーランド管理事業費1,189万3,000円を追加するのが主なものであります。

第10款教育費は、施設の老朽化による補修工事の増額に係る小学校管理事業費791万4,000円、中学校 管理事業費661万3,000円を追加するのが主なものです。

これら歳出予算に対する歳入については、地方交付税 2 億2,093万1,000円、県支出金277万3,000円、 繰越金3,719万9,000円等を追加し、財政調整基金繰入金を 2 億円減額し対応することとしました。

次に、議第45号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、療養給付費等負担金の返還に伴う償還金及び高額療養費、出産費資金貸付金を追加するものであります。

その結果、1,416万5,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ40億719万3,000円とするものであります。

次に、議第46号平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、介護保険事業の財政基盤の安定化を図るため、介護給付費準備基金積立金及 び過年度の介護給付費国庫負担金等返還金として償還金を追加するものであります。

その結果、6,251万9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億8,266万2,000円とするものであります。

次に、議第47号政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について 御説明申しあげます。

郵政民営化法などの施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第48号寒河江市都市計画税条例の一部改正について御説明申しあげます。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第49号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申しあげます。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、6議案を御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申しあげま す。以上です。

監 査 委 員 報 告

伊藤忠男議長 日程第32、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成18年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会 計決算審査の結果について御報告を申しあげます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申しあげますので、お手元に配付 しております一般会計関係の意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1、審査の概要につきましては、審査の対象、期間、方法は記載のとおりであります。

第2、審査の結果につきましては、審査に付された各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれ設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は 適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もありますので、結びの中の財務分析や市税等の 収入状況について若干御説明申しあげますので、49ページをお開きいただきたいと思います。

その49ページの上から13行目あたりから記載がございますので、よろしくお願いいたします。

13行目からの財務分析でありますが、財政力を判断する財政力指数の3カ年平均値は0.532で、前年度に比べまして0.013大きくなっております。これは、地方財政計画による歳出の圧縮で計算式の分母に当たる基準財政需要額が減少し、加えて国庫補助金負担金の一般財源化により、分子に当たる基準財政収入額が増加したためであります。

財政構造上の硬直度なり弾力性を示す経常収支比率は95.7%で、前年度に比べて0.7ポイント改善されておりますが、これは経常経費に充当された一般財源が人件費や除雪経費で減少したこと、指定管理者制度の導入により維持補修費等で減少したことが主な理由であります。

また、前年度から決算統計で採用されております実質公債費比率は23.3%で、前年度に比べ1.5ポイント上昇しております。これは、地方財政計画の縮小により普通交付税が減少したため、計算式の分母に当たる標準財政規模が縮小し、分子に当たる地方債と企業債等の元利償還金が増加したのが主な理由であります。

次に、市税等の歳入の収納状況については、前年度に比べますと、収納率は市民税が95.7%で0.2ポイント上昇しているものの、固定資産税が91.5%で1.7ポイント低下し、市税全体では93.4%、0.9ポイント低下しております。

また、国民健康保険税の収納率も81.7%で1.9ポイント低下しており、市税等の収納率の漸減傾向は 続いております。

なお、保育所運営費負担金及び市営住宅使用料の収納率はともに向上しており、翌年度以降もこの傾向が継続するよう努力されることを期待いたします。

以上、平成18年度は市税の減収には歯止めがかかったものの、地方交付税は引き続き減少するなど歳入が伸びず、加えて、社会保障費や公債費等を中心に経費が増大する中で、行政改革を果敢に推進し、公債費負担適正化計画に基づき市債の借入を抑え、堅実な行財政運営に努力されてきたことを評価いたします。

次に、公営企業会計決算審査について申しあげます。お手元の公営企業会計審査意見書の1ページを まずお開き願います。 第1、審査の概要につきましては、審査の対象、期間、方法は記載のとおりであります。

第2、審査の結果につきましては、審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりでありますが、主な内容について若干御説明申しあげます。

先に、病院事業会計について申しあげますので、13ページの結びをお開きいただきたいと思います。

医業収支状況を前年度と比較しますと、収益は11.3%減少し、費用は5.6%の減少にとどまったため、 医業収支比率は84.5%と、5.4ポイント低くなっております。

その結果、損益は1億5,643万5,000円の純損失となり、前年度より1,963万5,000円増大し、総収支比率も93.8%で1.1ポイント低下しております。

なお、当年度は負担金とは別に一般会計から補助金として9,050万円が投入されたため、不良債務の発生には至りませんでしたが、未処理欠損金は前年度からの未処理欠損金を加えますと4億6,747万1,000円となり、一段と苦しい経営に陥っており、一般会計にも大きな影響を与え始めております。

現在の市立病院経営の課題は、医師確保の問題、診療報酬の引き下げの問題等、一地方自治体で解決できる問題ではなくなってきております。

最近は、既存自治体病院の統廃合を伴う広域的な医療体制を構築する動きや、大学医学部学生の定数 増等が検討されておりますが、この新しい体制の構築までには相当長い期間を要すると思われます。そ の間、病院独自で実行できる対応策を立て、一定レベルの医療サービスを確保しながら新しい医療体制 につなぎ、一日も早く安心できる質の高い地域医療の確立に努力されることを期待いたします。

次に、水道事業会計について申しあげます。

31ページの結びをお開きいただきます。

水道事業収益を前年度と比較しますと、総配水量は2.8%減少し、有収水量も2.2%減少したため、給水収益は1,684万4,000円、1.5%減少しております。

一方、事業費用は、浄水及び配給水費や企業債利息等は減少しているものの、第4次拡張事業により減価償却費及び資産減耗費や配水池解体費用等の特別損失等が増加し、全体では3,773万6,000円、3.6%の増加となっております。

その結果、純利益は7,967万9,000円で、前年度に比べ5,179万円、39.4%減少し、営業収支比率は121.4%で4.7ポイント減となりました。

営業収支比率は、ここ数年減少傾向にありますが、これは、第4次拡張事業により施設設備の価値の 上昇によるもので、全体的な経営成績や財政状態はバランスのとれた状況にあります。

また、有効率も前年度に比べ0.8ポイント上昇し89.5%になり、少しずつ上昇傾向になってきております。

近年の水需要は、自然環境や社会環境の変化により増大は余り期待できない状況にありますので、これからの水道事業経営の重点は、効率的な安定経営にあると思われます。そのためには、これからも経営の合理化を進めながら経営基盤の強化と災害に強い水道施設の建設により、良質で低コストの水道水と安定供給ができるよう引き続き努力されることを要望いたします。

以上でございます。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第33、これより質疑に入ります。

報告第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第45号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第46号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 今回の改正は、郵政公社の民営化に伴う対応であるわけでありますけれども、これは条例の関係3件、47、48、49というふうな形で出ていますけれども、契約書などの変更を要するものがあるのかどうなのか。もしあるとすればその件数や対応策はどのようになされるのか。

それから二つ目は、要綱、規則など変更を要するものがあるのかどうなのか。あるとすれば、その件数と対応策をどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 総務課長。

那須義行総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 それでは、お答え申しあげます。

郵政民営化に伴い条例の改正を要する件数はただいま御指摘のとおりでありますが、初めに、規則、 規程等で改正を要するものは寒河江市財務規則など10件あり、10月1日の法施行に合わせ、条例ととも にその改正事務に入っているところであります。

それから、契約の変更、要綱の変更、それから様式の変更と、いろいろありますけれども、これにつきましては、会計課の指定金融機関の事務及び預金の取り扱いに関する契約など、各課に相当数ありますが、これは担当課において10月1日の施行までに対応するものと、10月1日新しい会社が発足してから対応するものが出てきますので、担当課の方で全部準備を進めているところであります。以上です。伊藤忠男議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第49号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第34、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第44号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第35、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号から認第10号までの10案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第10号までの10案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第36、委員会付託であります。このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

散 会 午前10時14分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成19年9月6日(木曜日)第3回定例会

					7	ヹ成 1	9年9	9月6日	3(木曜	望日))第3	3 回 5	E例3	テ					
出席語	義員((18	3名))															
1	番	仴	₽	藤	됬	بر ت	男	議員		2	2番	7	<u> </u>	Щ			忠		議員
3	番	ì	<u>t</u>			1 代	子	議員		4	4番]	Γ	藤	吉		雄		議員
5	香番	木	1	沼	考	ž	司	議員		6	番音	<u> </u>	艾	井	輝		明		議員
7	7番	オ	/	村	夷	大	郎	議員		8	8番	Ħ,	鳥	田	俊		廣		議員
g	番	12	Ē	藤			毅	議員		1 (3 番	朴	白	倉	信		_		議員
1 1	番	金	\$	木	Ē	Z	也	議員		1 2	2番	*	公	田			孝		議員
1 3	3番	亲	Я	宮	徝	E	_	議員		1 4	4番	禹	5	橋	勝		文		議員
1 5	香番	12	Ē	藤	叫	易	子	議員		1 6	6番	J		越	孝		男		議員
1 7	7番	尹	ß	須			稔	議員		1 8	8番	7	<u> </u>	Ш	忠		義		議員
欠席讀	義員((なし	J)																
説明の	りため	り出席	ました	き者の	職日	名													
佐	藤	誠	六	Ħ	J		長			荒	木		恒	畐	J	市	-	長	
安孫	系子	勝	_	Ц		入	役			大	谷	昭	男	教	育	委!	員 ·	툱	
片	桐	久	之	3	ξ	員	長員 長			佐	藤	勝	義	農	業委	員会	会	長	
那	須	義	行	終退事	総務 選挙管	課 長 管理 8 8	(併) 長員会 最 長			片	桐	久	志	綐	11合紀	汝策	課·	Ę	
秋	場		元	終則	才 养		₹ 長			菅	野	英	行	終政	合政 改革	策課 推進	行! 室	財長	
尾	形	清	_	だされ	松合正 Z 地	奴策設 推 進	果企業 室 長			熊	谷	英	昭	稅	名 務	;誤		툱	
布	施	崇	_	Ħ	5 民	生活	課長			柏	倉	隆	夫	廷				長	
犬	餇	弘	_	建 者	市	設 整 備	課室長			犬	飼	_	好	在 推	と 緑・ L 進	せせ 誤	5	ぎ 長	
				_		***	-m -			<u> </u>						4.77	-	_	

下水道課長 農林課長 佐 藤 昭 安孫子 政 一 有 川 洋 一 商工観光課長 斎 藤 健 一 健康福祉課長 荒川貴久 水道事業所長 鈴 木 英 雄 会 計 課 長 病院事務長 教 育 長 今 野 要一 芳 賀 友 幸 学 校 教 育 課 指導推進室長 学校教育課長 高橋 兼子 善男 利 昌 学 一 課 生ス振 涯ポ興 習り長 監查委員 工 藤 恒 雄 安孫子 雅美 員長 兼子良一 清 野 健 事務局職員出席者 鹿間

 鹿 間
 康 事 務 局 長
 安 食 俊 博 局 長 補 佐

 渡 辺 秀 行 総 務 主 査
 大 沼 秀 彦 総 務 係 長

議事日程第2号 第3回定例会

平成19年9月6日(木曜日) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

2 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申しあげます。

本日の会議は上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

伊藤忠男議長 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。 去る9月4日、決算特別委員会が開催され、寒河江市議会決算特別委員会委員長に松田 孝議員が、 同副委員長に石山 忠議員がそれぞれ互選された旨、報告がありましたので申しあげておきます。

一般質問

伊藤忠男議長 日程第2、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁され ますよう要望いたします。

一般質問通告書

平成19年9月6日(木)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要	<u> </u>	質	P.	 引	者	答	者
1	安全安心のまちづ	災害時における水の	の供給について	4 耆	K E			市	長
	くりについて	(イ)水の供給体制、	計画について	エ	藤	吉	雄		
		(ロ)上水道復旧のた	こめのマニュアルにつ						
		いて							
		寒河江駅前交番の	設置について						
		陵西学区の駐在所の	の統合について						
2	後期高齢者医療制	後期高齢者医療制	度に対する市長の考	1 5	番			市	長
	度について	え方について		佐	藤	暘	子		
		08年4月実施に[句けた「広域連合議						
		会」の審議内容に	ついて						
		(イ)山形県の保険料	4月額の見通しについ						
		て							
		(ロ)低所得者などに	こ対する減免条例の制						
		定について							
		(川)保険料滞納者へ	、の対応について						
		(ニ)広域連合議会^	への県民の意見反映の						
		手法について							
		, ,	青や意見の聴取機関設						
		置について							
		(1)各市町村や議会	会への財務報告につい						
		7							
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ニ「広域連合議会」の						
			ら保障されるのか						
3	福祉行政について		 護受給申請に対する					市	長
		対応について							

番号	質 問 事 項	要)III	質	問	者	答	弁	者
		窓口で生活保護申請	そのものを受理し						
		ない、いわゆる「水	際作戦」を寒河江						
		市は行っていないか							
		ここ数年の保護件数	の減少をどう見て						
		いるか							
4	芸術文化のふるさ	伝統芸能の伝承普及	と祭り内容の見直	3番			市		剤
	と回帰と活気ある	しについて		辻	登 代	子	教育	委員	長
	まちづくりについ								
	て								
5	花咲かフェアIN	今後の予算規模につい	1て	6番			市		長
	さがえについて	メインとなるイベン	トの確立について	國力	‡ 輝	明			
		駐車場の確保について	7						
6	商業の振興につい	第 5 次寒河江市振興	計画基本構想で人				市		長
	て	行き交い賑わいあるア	商業の振興とある						
		が、行政としてどのよ	うな取り組みをし						
		ていくのか							
7	指定管理者制度導	指定管理者制度を導	入した施設の実績	2番			市		長
	入後の成果と課題	評価について		石口	Ц	忠			
	について	指定管理者からの要	望や提案、提言の						
		内容とその対応策につ	ついて						
		市の関与及び出資法	人、公共的団体の						
		処遇について							

工藤吉雄議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号1番について、4番工藤吉雄議員。

〔4番 工藤吉雄議員 登壇〕

工藤吉雄議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、この議場に立つ機会をいただきましたことに感謝申しあげ、一般質問に 入らせていただきます。

私は、春の選挙において「好きです寒河江市」をスローガンとして、協調、調和、ともに行動する協働の精神での地域づくりと環境整備のまちづくりをしたいと多くの市民に訴えてまいりました。

私は、今回、安全安心な生活環境づくりの観点から、以下の点について市長にお尋ねをいたしますので、よろしくお願いいたします。

市民が生活を送る上で、安全で安心して暮らせることが大きな願いであります。

今日、私たちの市には幸い豪雨や土砂崩れ、または洪水など自然災害は比較的少ないように思われておりますが、過去において決して災害がなかったわけではありません。このたびの中越沖地震、報道で知る限りでは予定してあったマニュアルよりも被害の方が上回り、復旧に難航していると聞いているところであります。

あってはならない災害でありますが、私たちの生活の安全安心を確保するということから、特にライフラインの一つであります飲料水についてお伺いいたします。

- 一つには、災害時における水の供給体制及び供給計画がどのようになされているのか。
- 二つには、中越沖地震で上水道の確保には1週間、あるいはところによっては2週間以上かかり、飲料水の確保に難航を極め、応急的に給水車により給水されていると聞いておりますが、本市において上水道復旧のためにマニュアル及び給水車配備はどのようになっておるのかお伺いいたします。

次に、マスコミ報道等による交通事故や多様化する犯罪は、私たちの暮らしに暗い影を落としております。本市においても変質者の出現や自転車盗難など、私たちの身の回りで起きております。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

一つには、寒河江市の表玄関とされる寒河江駅前地区の整備事業も一段落し、景観とともに夜型飲食店の立地した姿は、以前とは比較できないほどの変わりようであります。通勤、通学者に日々利用される場所、また多くの観光客が第一歩を踏む場所であると思います。

市内外から寒河江駅前を訪れる多くの方々に、安全安心を提供することを目的に交番の新設を計画されていると聞きます。その計画は、現在どのようになって、どの程度まで進んでいるのかお伺いいたします。

二つには、陵西中学校学区内の高松、白岩、醍醐の3駐在所の統合についてであります。

登下校中での変質者の出現により、子供たちの心の中に大人への不信感、あるいは嫌悪感が住みつくようなことがあってはならないと思います。

そこで、この統合についてどのような計画なのか、そして、これらの地域の安全安心を市としてどのようなお考えなのか、市長にお伺いして第1問とさせていただきます。

伊藤忠男議長市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、災害時におけるところの水の供給についてでございます。

御案内のように、水道はライフラインの一つであり、常に安全で安定した水道水の供給が求められているところであります。このため、災害に強い水道を目指した対策を進めております。

水道施設の強化の点については、平成13年度から実施しておりますところの第4次拡張事業におきまして、耐震性にすぐれた配水池建設や、配水管の布設においては主要路線、主要路線といいますと口径150ミリ以上でございますが、その路線では離脱防止の継手構造の耐震管を採用してまいりました。

今年度からは、新たに布設される管について耐震管を全面採用する方針で、地震に強い水道管の整備 を進めているところであります。

3年前の新潟県の中越地震、今回の中越沖地震などを見ましても、被害が出た場合は市民生活に大きな打撃を与えることになるわけでございますので、被害が発生した場合は緊急に市民の方々に飲料水を確保することと、水道施設の早期復旧が重要であると考えております。

そういう意味で、御質問の災害時における飲料水の供給についてでございますが、第4次拡張事業で建設した木ノ沢、長岡山、慈恩寺の各配水池には緊急遮断弁を取りつけております。震度5以上になり、なおかつ配水池下流で配水管などが損傷して、配水池の水が急速に減り始めますと、直ちに遮断弁が作動いたしまして配水池内に水道水を確保することができます。

配水池の貯留時間は、計画1日最大給水量の12時間を標準とした能力を有していることから、緊急の 飲料水としましては十分に確保できることになります。

災害時において、配水池は応急給水活動の拠点になるなど、非常時の給水対策を備えた重要な施設となります。

さらに、飲料水の確保では、西村山広域水道送水管を利用した計画があります。県企業局では、地震などの際、広域水道の受水市町が応急給水を受けられるよう、比較的破損しにくい広域水道の送水管上に空気弁を活用しまして、応急給水栓の設置を進めております。

本市では、西部地区公民館付近、それから平塩橋チェリークアパーク寄りの場所、そして慈恩寺のほたる橋付近の3カ所について設置要望をしております。来年度には設置される予定であります。

災害の場合は、これらの場所や配水池を給水拠点として緊急に給水するほか、給水車による給水をすることになります。

本市では、現在、給水車を1台、トラック積載用の給水タンク2基を保有しております。その給水車は、3年前の新潟県中越地震の際、被災地である長岡市に本市から職員3名が3日間給水の応援に行ってきましたが、その教訓として、病院や避難所となる学校等の高架水槽へも圧送可能なものとして導入したところであります。

次に、マニュアルのことでありますが、本市水道事業所では、災害に備えた体制づくりとして、地域防災計画に基づき災害応急対策マニュアルを策定しております。そのマニュアルでは、地震などの災害時でも迅速かつ的確な行動がとれるよう、役割分担を定めているほか、応急給水活動と同時に復旧作業の対応も計画しております。

さらに、市内の管工事業者で組織するところの組合と平成17年8月に災害時における水道施設の復旧 応援に関する協定の締結を行っております。さらにまた、社団法人日本水道協会の全国組織を通して東北地方支部長と東北各県支部長が災害時相互応援協定を締結しておりますので、会員である本市及び山 形県支部だけで対応できない場合でも、他の水道事業体から応援給水や復旧作業、復旧のための資材の提供などの応援を受けることができる体制を整えております。

何にしましても、災害時には他団体との協力、かつ有効な連携が重要であり、また、マニュアルの実効性を確保するためには、情報伝達訓練や本市の防災訓練への参加など、地道な活動が欠かせないと考えております。

次に、交番の設置と、それから駐在所の統合についてお答えいたします。

まず、駅前交番の新設についてでございます。

交番の設置は、県の所管でありますが、寒河江駅前地区は、駅舎があり、市の玄関口であるとともに多くの飲食店が立地しております。御案内のとおりでございます。また、交番の新設については、地元からも強い要望があります。

これらのことから、市では寒河江駅前交番の新設について、県に対する市の重要事業の重要項目としまして要望活動を行ってきております。ことしも、6月15日に県警本部長へ要望書を提出しております。

また、西村山地区の市と町で組織するところの西村山地方総合開発推進委員会並びに西村山地方議長協議会におきましても、西村山地方開発重要事業の要望項目として県へ要望しており、早期に設置されることを願っておるところであります。

市では、早期に設置されることを願い、先行して駅前角にその建設スペースを確保しております。現在、そのスペースの一部について、寒河江警察署と協議いたしまして、警察官による監視ができるパトカースポット及び赤色回転灯を設置いたしまして、防犯、交通事故防止のため暫定的に活用している状況でございます。早い時期の建設の決定を望んでおります。

それから、高松、白岩、醍醐の3駐在所の統合についてでございます。

どのような計画なのかという御質問でございますが、駐在所の統合については、これも県警の所管で ございまして、寒河江警察署より聴取したところにより申しあげたいと思います。

県内の駐在所137カ所のうち、建設から30年以上経過し、老朽化が著しい25カ所について建てかえを 進めるとともに、地域への警戒力と利便性の向上に配慮し、統廃合を進めることとなっているそうでご ざいます。

今年度は、寒河江署管内の白岩、日和田、高松の3駐在所について統合し、仮称慈恩寺駐在所を新設するとのことであります。

現在、平成20年4月、来年の4月開所に向けて国道287号線の沿線の慈恩寺地区に建設される予定で、 用地交渉中であるとのことでございます。

なお、この統合に関しての地元説明会を白岩地区、高松地区、醍醐地区ごとに合わせて計9回開催されたことも聞いております。

また、これらの地域の安全と安心についてでございますが、統合された後においては、新駐在所に複数の警察官を配置し、従来の地区パトロールと、それから寒河江警察署によるパトロールの強化等により、これまで以上の安全安心が保たれるものと考えております。

また、市では、これらの地域ばかりでなく、全市に対する安全安心への対応についてでございますが、

地域の防犯に寄与するため、今年度、青色回転灯を公用車に装備し、現在、児童の下校時を中心に防犯パトロールを実施している状況であります。また、市防犯協会では、のぼり旗を作成し、市内の小中学校、スーパーなどに設置いたしまして、防犯意識の啓蒙に取り組んでおります。

さらに、市内全域に子ども見守り隊が設置されており、登下校時の児童の防犯、交通事故防止などに 活躍されております。

今度とも、寒河江警察署、各地区防犯協会などと連携し、地域の防犯、交通事故防止などに努めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 どうも、細部にわたって詳しい御答弁、ありがとうございます。

上水道の方の関係では、村山広域水道等々の水を調達できる、あるいは日本水道協会関係の応援をいただく等々、あるいは復旧作業には地域民間業者との協力協定等々で対応するというようなことで、非常に市民の立場からしても安心できると。

今後とも、さらなる緊急時の充実を期待するものでございますけれども、ただいまの答弁で、応急時の給水、初期給水を考えたとき、近隣から応援をいただくといいましても、何せ、初期というふうな部分を考えますと、給水車1台、タンク車2台というふうなあんばいで、市全体への心配りといいますか、安心感というものは、これで満足がいくのかなというような、ちょっと不安が残るような部分もありますけれども、その点は大丈夫でしょうか。それとも、給水車、もう少し入れようかなと、配備しようかなというふうなお考えなんかないのかなというふうなことで、第2問とお願いしたいと。

さて、次に駐在所の関係ですけれども、駅前の方の交番については重要事業としてこれからも要望されていくというふうなお話でしたので、安全安心を早期実現すべく、これも今後に期待していきたいというふうに思います。

それから、陵西中学校学区内での統合問題についても、いろいろ地域防犯関係で御尽力されているというふうになりますけれども、日暮れも大分早くなり、部活等で子供たちが遅くなったというふうな場合なんか、この辺の子供たちへの御指導なんかはどんなふうに考えておられるのかなというふうなのも第2問として伺って、お願いします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど答弁申しあげましたように、配水池につきましては震度強に耐え得るようなステンレスというものに切りかえて新設したわけでございまして、そしてまた、遮断弁というようなものを 入れまして水を逃がさないような方法をとったわけでございます。

そしてまた、配水管につきましては老朽化している分野もございますから、それらを今、力を入れて 配水管の更新をしていると、こういうことでございます。

それからもう一つは、今、御質問ありましたところの給水車というようなことでございますけれども、 先ほど答弁したような台数で対応しておるわけでございますけれども、これらにつきましては、まずは 現在の装備状況で十分かなとは思いますけれども、なお細部にわたって今後検討させていただきたいと、 このように思っております。

それから、交番につきましては、先ほど申しあげましたような駅前、それから3地区の統合ということで、地域の安全安心が守られるような体制を整えておる方向でございまして、これにつきましては、 警察とも十分話をしておるわけでございます。

さらに、登下校の際の児童生徒の安全ということになりますと、やはり地域の方々、あるいは防犯協会の方々等々の御理解と御協力を得なくてはならないわけでございますので、万全の体制を整えておるわけでございます。なお、それらの詳細につきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

伊藤忠男議長 布施市民生活課長。

布施崇一市民生活課長 具体的に、子供の防犯パトロールにつきましては、ただいま市長からありましたとおり、警察署、地区の防犯協会、教育委員会と協議をいたしまして、さらに防犯パトロールの時間帯など十分考慮し、実施の中で検討して防犯活動に努めてまいりたいと思います。

伊藤忠男議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 御丁寧な御答弁に感謝申しあげます。

市民は、今、中越地震、あるいは9月1日の防災の日等々でマスコミ報道によって自然災害の恐怖、あるいはそうしたもろもろのものに、特に関心を持っておられるように思われます。それゆえに、行政に対しては大きな期待が寄せられているように思われます。やはり、自分たちの生活の安心安全も含めて、子供たちの日々の安全安心も含めてですけれども、生活環境の充実を市当局にはこれからも特にこの辺の安全安心に努力を積み重ねていただいて、快適な生活環境をつくっていくように努力していただきたいというふうに強く要望して質問を終わります。

どうもありがとうございます。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号2番、3番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民の声を代表し、通告しているテーマについて順次質問いたします。市長の誠 意ある答弁をお願いいたします。

初めに、後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

厚生労働省は、平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度をスタートするとしています。この制度は、高齢者を75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳までの前期高齢者とに分けて、後期高齢者だけの医療保険制度をつくるものです。ねらいは、高齢者の医療費を抑制することにあります。

現在、国民は年齢に関係なく、何らかの健康保険に加入していますが、来年4月からは、75歳以上の人は全員、今、加入している国保や健保から脱退させられ、後期高齢者医療保険に加入しなければならなくなります。

対象者は、約1,300万人だそうですが、現在、子供などの扶養家族になっていて保険料を払う必要のなかった人も、後期高齢者医療保険に加入することが義務づけられ、保険料を払わなければならなくなります。

新たに保険料を負担しなければならなくなるお年寄りは約200万人と言われています。保険料の支払い方法も、年金から差し引くとしています。65歳以上で国民健康保険に加入している人と、75歳以上の人で受給年金が年額18万円以上の人からは介護保険と一緒に医療保険料も天引きするとしているというものです。

介護保険と医療保険を合わせた額が受け取る年金額の半分を超える場合は、医療保険料は年金から天引きしないとしていますが、保険料は納付しなければなりません。

高齢者の中からは、「わずかばかりの年金から介護保険料のほかに健康保険料まで天引きされたら、 どうやって暮らしていけというのや。年寄りは死ねということか」といった悲痛な叫びが上がっていま す。

厚生労働省は、この医療保険の保険料を月額で平均6,200円と試算していますが、実際の保険料は都 道府県を単位とする広域連合の中で、医療給付費や高齢者人口などをもとに決めていくとしています。

保険料は、収入に関係なく負担する定額の均等割と、収入に応じて負担する所得割とを組み合わせて 決めるとしていますが、保険料は2年ごとに改定され、高齢者人口がふえるのに応じて75歳以上の保険 料負担率が自動的に引き上げられる仕組みになっています。

低所得者へも一律の保険料負担を強いる高齢者医療保険制度に大きな批判が広がっていることに対し、 国は一定の軽減措置や激変緩和措置を設けるようですが、わずかな収入の高齢者にも保険料を負担させ る仕組みの根本は変わりません。

さらに、高齢者に追い打ちをかけるように、保険料を滞納すれば即資格証明書を発行するとしています。年金が月額1万5,000円に満たない人は、年金から天引きされませんが、保険料を自分で納めに行

かなければなりません。滞納すれば資格証明書を発行されることになります。

今は、国保料を滞納していても75歳以上の高齢者からは保険証を取り上げることはしません。法律で取り上げてはならないことになっているのです。

しかし、昨年の医療制度改定の中で、保険証の取り上げができることになりました。国保では、保険料が払えず資格証明書の交付となった人が病院に行けず、手おくれになったり、亡くなったりする事態が出ています。国保証の取り上げを75歳以上まで広げることは、貧困で苦しむお年寄りから医療まで奪い取るものです。

さらに、病院の窓口で支払う患者負担も来年4月から値上げされます。現在、70歳以上の人の窓口負担は1割となっており、医療費の限度額も、一般の人は外来で1カ月1万2,000円、入院で4万4,000円です。それが、来年の4月からは70から74歳までの一般の人の窓口負担が1万2,000円から2万4,600円と倍に、入院1カ月の限度額も4万4,000円から6万2,100円と1.4倍もはね上がります。

昨年からは、現役並み所得の70歳以上の窓口負担は3割になっています。国は、わずかな年金から強制的に保険料を取り立て、医療費の窓口負担や限度額を大幅に引き上げておきながら、75歳以上の高齢者の医療に制限を加え、一定の範囲内でしか医療行為を受けることができない定額制を設けようとしています。

病院側は、制限を超えた医療は持ち出しになるため、それ以上の医療行為はできず、高齢者は満足な 医療を受けられないまま病院を追い出される結果になっています。今でさえ、自宅で見ることのできな い高齢者が病院や施設をたらい回しされています。まさに高齢者にとっては、うば捨て山と批判されて いる後期高齢者医療制度に対し、市長はどのような見解をお持ちか伺います。

次に、来年4月実施に向けた広域連合議会の審議内容について伺います。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位でつくられた広域連合が担うことになっています。広域連合は、一つの自治体としての役割を持ち、広域連合議会が設置されています。議員には、自治体の長あるいは議員の代表が入っていますが、寒河江市からは佐藤市長が広域連合議員として選出されています。

今、住民の一番の関心事は、来年の4月から保険料がどれくらいになるのだろうということです。厚生労働省は、一人一人の保険料の算出は12月ごろと予定しているようですが、現在、検討されている山形県の保険料の月額はどれくらいと見込んでいるのか伺います。

次に、低所得者などに対する減免条例の制定と、保険料滞納者に対する対応について伺います。

この制度に伴って、65歳以上の人の保険料は有無を言わさず原則年金から天引きされます。75歳以上の人の場合は、約8割の人が年金から保険料が天引きされることになるということですが、月額1万5,000円未満の年金受給者は納付書による直接納付となります。年金しか収入のない高齢者にとって、介護保険料と医療保険料を同時に年金から差し引かれれば生活できない人たちが大勢出てくるのではないかと心配されます。

低所得者に対する減免条例の制定などは検討されているのかどうか伺います。

また、寒河江市一つをとってみても、国保税の滞納者はふえ続け、資格証明書や短期医療証の発行が ふえ続けています。

今は、75歳以上の高齢者からは滞納があっても医療証を取り上げることは法律で禁止されています。 しかし、今回の制度改正によって、滞納していれば医療証を取り上げることができるようになったと聞 いております。保険料滞納者へはどのように対応されるのか伺います。

次に、広域連合議会への県民の意見の反映はどのような手法をとるのか伺います。

この制度の運営は、広域連合が行うことになっており、保険料を含む条例や規約は、広域連合議会で決められます。しかし、広域連合議会の議員は、この西村山地域からは佐藤市長と河北の後藤栄治郎議員の2名だけで、県内全部あわせても16名という少なさです。それも、直接住民の選挙によるものではないということもあり、住民の声や意見を十分反映できる仕組みにはなっていません。

被保険者の意見や要望などを反映させるためには、どのような方法を考えているのか。さらに、被保 険者の苦情や意見を直接聴取する聴取機関の設置などは検討されているのかどうか伺います。

次に、各市町への財務報告、並びに情報公開について伺います。

被保険者が納めた保険料が、どのように使われているのか、財政がどのように運営されているのか、 ガラス張りにして市や町に報告すべきと思いますが、どのように検討されているのか伺います。

次に、広域連合、広域連合議会の情報公開はどう保障されているのか伺います。

さまざまな規約や条例の公開とともに、保険料の額などについての審議経過がわかる会議録や資料の公開など、住民に広く開示していく必要があると思いますが、情報公開についてどのように検討されているのか伺います。

次に、通告番号3番福祉行政について寒河江市の生活保護受給申請に対する対応について伺います。 日本国憲法25条では、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたって おります。生活保護は、その理念を保障するためにつくられたものであり、生活に困窮した人がだれで も受ける権利を持っています。

これまでに、生活保護によって命をつなぎとめ、自立していった方はたくさんおられます。国民の命と最低限度の生活を支えていくことは、行政に課せられた一番大きな役目だと思いますが、最近、その行政の責任が大きく問われる事件が多発しています。北九州市で3年連続して起きた生活保護をめぐる死亡事件です。北九州市で起きた2件の餓死事件と自殺は、いずれも行政の責任放棄から起きた事件と言わざるを得ません。

死亡した男性の一人は、生活保護を数回にわたり申請しても却下され、すべてのライフラインがとめられて水さえ飲めない状態の中で餓死、もう一人の男性も、病気で働けない状態で保護を受けていましたが、働ける状態まで病気回復していないにもかかわらず、指導指示の名目で保護辞退に追い込まれ、保護が廃止されました。福祉事務所は、その後の様子確認や見回りもせず、餓死に至らしめたもので、保護責任の義務を果たせなかった福祉事務所長の責任が大きく問われています。

この事件の背景となっているのは、厚生労働省の進める生活保護基準切り下げや、手引きによる受給 抑制対策を行政を挙げて推進してきたことが挙げられます。北九州市を初め各地の福祉事務所では、生活保護申請を窓口で規制するいわゆる水際作戦が行われたり、保護が決定されても自立指導に名をかり た辞退届の強要によって保護を廃止するなどの違法運用が行われていたと言われております。

寒河江市でも、厚生労働省からの抑制対策の指導や指示が来ているのか。また、水際作戦などは行っていないのかどうか伺います。

次に、ここ数年の保護件数の減少をどう見ているのかについて伺います。

生活保護受給者の状況を年度ごとに見てみますと、平成12年ころまでは77世帯前後で推移してきましたが、平成13年から15年までは80件から89世帯までふえてきています。この数字は、社会経済状況と大

きくかかわっていると思うのですが、平成16年から18年にかけては保護件数が著しく減少しています。 この間は、医療費の引き上げや年金の引き下げ、定率減税の廃止など景気の回復傾向があるとは言われ ながら、庶民の暮らし向きは一層厳しさをましている状況でありました。それを裏づけるように、国民 健康保険税の滞納者はふえ続け、小中学校児童生徒の準要保護人数はぐんとふえています。

このような状況の中で、生活保護受給者の世帯、人数が年々少なくなっている現象はどう理解すればよいのか。どのような状況なのかお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度に対する考えについてでございます。

現在でも高い高齢化率は、少子化の進行と相まってさらに高まることが予想されております。このことにより、老人医療費はますますその増嵩が見込まれ、結果として厳しい医療保険財政となることは容易に想像されることであります。

このような状況を踏まえ、国では、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能な医療保険制度の構築を目的とした医療制度改革関連法案が平成18年6月に成立しました。

この改革の大きな柱の一つとして、現役世代と高齢者世代の負担を明確にしまして、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上を対象とした新たな後期高齢者医療制度が平成20年4月、来年の4月からスタートすることになったところでございます。御案内のとおりでございます。

そして、その事務処理につきましては、法律によりまして県内すべての市町村が加入するところの広域連合が担うことになっております。

本市においても、昨年の12月定例議会におきまして、この広域連合規約を議決いただき、本年の2月 1日に山形県後期高齢者医療広域連合が発足したところでございます。

この広域連合では、県内の全市町村が加入するところのスケールメリットを最大限に生かすことによりまして、効率的な制度運営が可能となります。したがいまして、後期高齢者医療制度は超高齢化社会を展望した新たな医療制度であり、増大する後期高齢者の医療費を安定的に賄うため、持続可能な制度であると思っております。

次に、来年4月実施に向けた広域連合議会の審議内容についてお答えいたします。

まずは、山形県の保険料月額の見通しについてでありますが、後期高齢者医療制度では、その要するところの経費の約5割を公費で、約4割を若人の保険者からの支援金で、そして残りの1割を被保険者からの保険料として徴収することになっております。

この保険料は、県内均一の保険料率となり、被保険者の所得に応じた所得割と、被保険者数による均等割の2方式で算出される予定でございます。

また、保険料の納付については、原則として公的年金からの特別徴収となっております。

広域連合では、医療給付や保険事業などに要する経費を推計いたしまして、これに応じた保険料率を 試算中であり、現在、各市町村から平成18年分の所得情報を取りまとめ、10月下旬までに保険料率の試 算を行い、11月開催予定の広域連合議会で保険料に関する条例を審議することになっております。

次に、低所得者などに対する減免条例の制定についてでございますが、保険料は、県内均一の保険料率により、被保険者から所得に応じて公平、平等に負担することになりますが、低所得者につきましては、国民健康保険と同様に所得により均等割額を7割、5割、2割軽減する制度が構じられる予定でございます。

また、現在社会保険の被扶養者であるため保険料を負担していない人も、新たに保険料負担が生じることから、これらの方々については2年間均等割額を2分の1に減額し、所得割も課さないことになっております。

さらに、高齢者の医療の確保に関する法律には、広域連合は条例で保険料の減免、または徴収の猶予について定めることができるとされていることから、これらの規定を盛り込む予定となっております。 次に、保険料滞納者への対応についてでございます。

今般の医療保険制度改革においては、負担の明確化と公平化を図ることを原則としておりまして、後期高齢者医療制度におきましても、被保険者に保険料負担を求めているところであります。

そのため、これまでの老人医療制度では、医療保険者と給付主体である市町村とが異なるため、これまでできなかった資格証明書の交付をできるようになります。この資格証明書は、国民健康保険における資格証明書と同様に、政令に定める特別の事情がないにもかかわらず、納税相談にも応ぜず、十分な負担能力があっても保険料を納付しようとしない滞納者などに交付するものであります。

次に、広域連合議会への県民の意見反映の手法について御質問がございました。

御指摘のように、広域連合議会は議員定数16名でありまして、全県よりバランスよく選出されるよう 県内を4ブロックに分け、ブロックごとの人口に応じ、それぞれ関係する市町村長及び市町村議員から 選出されております。中には、連合議会の議員を出していない市町村もあるものの、選出された議員は 県代表であり、ブロック代表であることから、ブロック内で連携を密にし、未選出市町村の意見という ものを酌み取っていただけるものと思っております。

また、地方公共団体の組合である広域連合へは、地方自治法の規定によりまして議会の解散請求などの直接請求権や、議会に対する請願等もできることになっております。

また、被保険者の苦情や意見の聴取機関設置についてでございますが、後期高齢者医療制度は保険料の決定や被保険者証の交付などは広域連合で行うものの、保険料の徴収や各種申請などの最も身近で大切な窓口業務を市町村で行うことになっております。

そのため、市町村に日ごろ寄せられる被保険者の苦情や意見などを広域連合に伝え、反映することが現実的な対応と考えております。

また、医療給付などに関する処分に不服がある場合には、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき県に設置されます後期高齢者医療審査会に対して審査請求ができるようになっております。

次に、財務報告についてでございます。

広域連合は、地方自治法の規定により広域連合議会の議決すべき事件のうち、条例、予算、決算等の 重要なものについては構成する地方公共団体の長にあらかじめ通知するとともに、議決の結果について も通知することが義務づけられております。

また、広域連合は、条例を定めて、その財政状況等を住民に公表しなければならないことになっており、この条例につきましては平成19年3月、後期高齢者医療広域連合議会臨時会において、財政説明書の作成及び公表に関する条例が議決されているところでございます。

次に、広域連合と広域連合議会の情報公開はどのように保障されているかということでございますが、本年3月に開催されました広域連合議会の臨時会において、情報公開条例及び個人情報保護条例が議決されております。これによりまして、広域連合が行う業務に関する知る権利を保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いの確保と権利保護がなされるものと考えております。

また、6月には広域連合の公式ホームページも開設されておることから、各種の広報誌の発行とあわせて広く適宜に情報公開がなされるものと考えているところであります。

次に、福祉行政についてお答え申しあげます。

生活保護の関連でございますが、御案内のように生活保護制度は生活保護法第4条に規定されておりますとおり、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、働く能力、その他のあらゆるものを活用してもなお最低生活を維持することが困難な方に対する最後のセーフティーネットとして機能しているものであり、さらに、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、生活保護に優先して行われるものとされているところであります。

それで、窓口で生活保護受給申請そのものを受理しない、いわゆる水際作戦ですか、を寒河江市では行っていないかということでございますが、本市におきましては、生活の相談に来られた方に対して、ただいま申しあげました法の趣旨にのっとり、他法律、他施策の活用なども含めまして、相談内容に応じ適切に助言するとともに、保護の必要な方に対しましては適正に保護を実施しているところであります。

また、日ごろより民生委員、それから市の水道事業所、市立病院などの医療機関、市の税務課などとの連携を密にしておりまして、保護の必要な生活困窮者が放置されたままにならないよう、困窮者の情報が福祉事務所に届くように努めているところでございまして、本市の生活保護行政につきましては、急迫状況のもとでの職権保護の適用なども含め、生活保護法に基づき適正に実施しているところであります。

なお、厚生労働省からの通達等は、生活保護の適正な取り扱いのための通達でございます。

次に、ここ数年の生活保護件数の減少をどう見るかという御質問がございました。

保護件数減少の大きな理由としましては、本市の場合、被保護者の中で高齢者や傷病者の占める割合が高いため、毎年のように死亡や施設入所を理由にした廃止ケースが出てまいりますが、平成16年度の場合は死亡による廃止が5、施設入所者による廃止が3、平成17年度の場合は死亡による廃止が5、それから施設入所によるところの廃止が2、平成18年度になりますと死亡による廃止が2、そして施設入所による廃止5というように、平成16年度から18年度については、他の年度と比較して多かったという事情があったため、全体として生活保護申請が減少したものと思っております。

もちろん、他の法律施策等の活用による被保護者の自立や、この間の景気の回復傾向にあることやら、 あるいは雇用状況が若干改善されたというようなことの申請ケースの減も影響しておるのではなかろう かなと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 答弁いただきましてありがとうございました。

第1問で、後期高齢者医療制度に対する市長の考え方というのをお尋ねしましたけれども、市長の考え方というものは述べられませんでした。高齢者が増大して継続的な医療制度を維持していくためのものだというようなお考えであったわけですが、それは確かに、高齢者が増大していて医療費の伸びがふえているということは私も存じております。しかし、高齢者に新たに保険制度を設けて、高齢者の医療保険を支払ってもらうということについて、それが本当に高齢者にとって持続可能な制度になるのかなというふうに、私は非常に疑問に思うんです。

市長は、人一人が生きていくのに1年間でどれくらいお金が必要だというふうに考えていらっしゃるかなと思いますが、健康な人とか病気がちな人、あるいは住む家を持っている人とか借家の人とか、条件がいろいろ違うわけですから、その人によってかかる経費というものは違ってくるというふうに思いますけれども、私は、80歳を過ぎた高齢の女性の方から、生活が苦しくて、何とか生活保護を受けられないのだろうかということで相談を受けたことがあります。

そこで、その方の1カ月の生活費がどれくらいかかるのかなと、そして、年金、どれくらいもらっているのかなということでお尋ねしたことがあるんですけれども、その人は本当にわずかな年金、1カ月で4万円足らずの国民年金しか受給していない方だったんです。それで、1カ月の支払いを見てみたんですけれども、電気料が3,080円、水道料が2カ月に1遍来るわけですが、1カ月に換算すると3,853円、ガス代が3,000円、固定資産税が1期で1万2,000円、これは月に直すと4,000円ですか、これ、4期で納めるんですから1,200円ですね。健康保険が2,500円の8期、電話料が3,000円、テレビ受信料が2,690円、新聞代が3,005円、介護保険料が2カ月分で4,470円、そして食費が1カ月約3万円、医療費が1カ月で4,000円、2回で4,000円、ハイヤー代が2,440円、こういうものを足しまして計算してみたんです。

そして、これには冬になれば灯油とか、それから冠婚葬祭費とか、それから日用雑貨品とか、そういうものが全く含まれていない状態なんですけれども、それでも大変なお金、6万数千円かかるということなんですが、年金をもらうよりも、経費の方が多くなっていると、こういう状態の人が多いわけですね。生活保護を申請したんですけれども、この方には娘さんがいるということで却下になっているわけですが、そういう生活保護基準以下で生活をしている方がたくさんいるというふうに思うんです。そういう人たちから保険料を年金から差し引かれるというふうになれば、これは生活できるだけのお金が残らない。非常に大変な事態ではないかなというふうに私は思うわけです。

市長は、こういう人たちでも、高齢者の医療保険を支払うことができると、大丈夫だというふうに考えていらっしゃるのかどうか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。生活費に食い込んだ課税 になっているのでないかということですね。

それから、もう一つは、後期高齢者医療制度の保険料月額はまだ決まっていないということですけれども、これは、全国的な1カ月の保険料は6,200円ということで、非常に高いというふうに思うんですけれども、この保険料よりは安くなる見通しなのかどうか、それもお聞きをしたいというふうに思います。

低所得者の減免条例をつくることができるということであったようですので、これは議員の皆さんが 頑張って取り組んでいただければ、減免条例もつくることができるというふうに思っているところです。 一般的に、低所得の方が多い高齢者でございますので、年金から差し引かれる以外の方、月額で1万5,000円以下の年金しかもらわない方というのは、普通徴収ということで納付書で納めることになると思うんですけれども、こういう方の中にも、滞納者が非常に多いわけですね。国民健康保険料の滞納状況を見てみましても、非常に毎年多くなっているというふうに思うんです。

ですから、制度上、自治体とか、あと県から一般財源から補助金を出せば、保険料を引き下げるというようなこともできるということが書いてあったわけですが、そのような一般財源からの補助ということもあり得るのかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、滞納者への対応ですが、これは即保険証を取り上げることができる制度になっているというふうに聞いているんですけれども、滞納した方から保険証を取り上げてしまえば、資格証明書ということでお医者さんにかかるにしても全額自己負担しなければいけなくなるということになると思います。

高齢者の方というのは、一般的に病気がちですし、保険証というものは本当に絶対欠かせないものだというふうに思うんですけれども、これは連合体独自で資格証明書を出さないという制度にしていくことができるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、被保険者への要望をどういうふうにして取りまとめるかということなんですけれども、これは議員の数が県内で16名という非常に少ない議員なわけですから、各自治体から出ているというわけではなくて、ブロックの中から何名という議員の出し方でございますので、議員が出ていない自治体もあるわけですね。

ですから、そういうところの住民の意見というものは、なかなか反映されにくいのではないかというふうに思うわけです。ですから、連合会独自にそういうところの住民の声を聴取できるような聴取会といいますか、そういう公聴会といいますか、そういうものを設けていくべきではないかというふうに思いますが、これからの審議の中で、議員として、市長の役割も非常に大きいと思うのですが、その点、どういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

それから、寒河江市では生活保護の受給申請を水際でとめるというようなことはしていないということだったわけです。それはいろいろ相談をしながら、その人に合った方向につないでいったり、指導していったりしているということで、これは大変いいことだというふうに思っておりますが、保護の申請の、どういう方が保護を受給しているのかということを見てみますと、高齢者または身体障害者というのが圧倒的に多いわけですね。

例えば、一般の方で失業をして生活が成り立たないと、また病気がちで国保証なんかも取り上げられてお医者さんにかかることもできないと、こういう方が保護の申請をした場合、病気が回復して仕事につけるまでの状態になるまで保護をしていくというようなことも、生活保護の中の一つの役目ではないかというふうに思うわけですね。本当に、今、困っている方を一時的に助けて、その人が自活できるように保護していく、それも生活保護の一つの重要な責任、仕事だというふうに思うわけですが、そういうことについてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いをしたいというふうに思います。

以上、第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点か御質問、再質問ございました。1問で答弁したものを繰り返すような形になろうかなと思いますが、先ほども申しあげましたように、超高齢社会、そしてまた少子社会というものが、本当に急激にスピードを上げてやってきておるという中で、国民の医療をどうするかと、それからだんだん少なくなるところの子供たちに負担をどう課していくのかと、そういう調和の中で、高齢者の医療を持続可能な制度の中で確保していくということになろうかなと、このように思っております。

そうしますと、少子社会の中でございますから、それらに対する負担というものを少なくすると。そしてまた、高齢者に対しましては、大変な生活の中ではございましょうけれども、それなりの負担をしていただくというような制度の仕組みだろうと、このように思っておりまして、ですから、高齢者の医療というだけではなくて、国民全体、国家全体の医療制度の財政ということ、あるいは医療制度というものを全体として見つめた中での高齢者への対応というものを考えていかなければならない制度ではなかろうかなと、このように思います。

それで、生活費とか、年金がどのくらいな額というような御質問もございましたけれども、私も特に それの資料も持ち合わせてございませんけれども、非常に年金制度というものが国民全体に普及される という中でございますから、年金から、まずは控除していくという制度の仕組みというものになったの だろうと、このように思っております。

それから、減免制度でございますが、これも、先ほども答弁申しあげましたように、減免制度を策定するわけでございますので、それを十分活用して、生活に困窮している者、あるいは一時的に厳しい方というようなことにしましては、それらの制度の中で救済していくということになろうかなと、このように思っております。

それから、保険料が6,000円より安くなるのかどうかというようなことでございますけれども、これらにつきましては、まだこれからの算定ということになりますので、どの辺に落ち着くかは今答弁申しあげる段階にはなかろうかなと、このように思います。

それから、資格証明書でございますけれども、先ほど1問でも答弁申しあげましたように、証明書の 交付というものを、これまでですと医療保険者と給付主体でありますところの市町村というのが異なる ため、これまでできなかったところの資格証明書の交付というのは、これは広域連合でできるようにな るわけでございますので、その辺につきましては高齢者のためには的確に対応できるような制度に切り かわったのかなと、このように思っております。

それから、議員の数が少なくて、高齢者の意見なり国民の意見が通らなくなるのでなかろうかなと、 こういうことが最後の質問でございますけれども、先ほど答弁申しあげたとおりでございます。

それから、生活保護関係では、収入が確保されるまで、あるいはお仕事が見つかるまでの間、そういう生活保護が支給できるような制度にならないかということでございますが、これはあくまでも法律なり制度にのっとったところの対応ということが考えられるわけでございまして、十分、個々具体的な事態に対応して、法令に基づいたところの処置というものができるものと、このように思っております。以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤暘子議員にお願いします。残り時間考えての質問としてください。

佐藤暘子議員 この後期医療制度の中では、原則、年金から医療費が差し引かれるわけですので、いや 応なく医療保険料は支払われるわけですけれども、これらの方の中には、これまで各自治体の国保に入っていたわけですが、このような方は保険料納付が大変なので延納してくれ、分納してくれということで短期医療証なんかで対応していただいて、医療にかかることができたという方が何人かわかりませんけれどもいらっしゃったと思うんですが、これからは、そういう人たちもいや応なく年金から差し引かれると、そういう人たちは本当に困るのではないかなというふうに思うわけですね。

減免制度をつくるというふうなことがあったわけですが、この減免制度に該当するという人は、年金から差し引かれない、月額年金が1万5,000円以下の人でないと該当しないのではないかというふうに思うわけです。

ですから、こういう、これまで延納や分納をしてもらって何とかつなげていけた人たちというのは、これからどうなるのかなと。そういう人たちのことはもうお構いなしなのかというふうなことが一つあるわけです。

それから、資格証明書が発行できるようになったということは、これは的確な方法だと思うと市長はおっしゃいましたけれども、資格証明書が出された人というのは、医療にかかることは全額払わなければいけないということで大変な状態になるわけです。ですから、この資格証明書の発行を何とか食いとめるような制度をつくるように、市長として頑張っていただきたいと思うのですが、市長の考え方をお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御案内かと思いますけれども、保険料につきましては、先ほどから申しあげておりますように、年金から自動的に支払われるわけでございます。ただし、年金額が年間18万円未満の方と、それから介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方につきましては、年金からの徴収というものは行わず、納付書や口座振替等により市町村に対して個別に納付していただくというような制度も設定されておるわけでございまして、いずれにしましても、年金で支払うことが厳しい方につきましては、こういうような方法に変えられましても大変だろうと思いますけれども、いるいろ、そのほか、軽減措置等々があるわけでございますので、それらを十分に活用していただくことになろうかと、このように思っております。

それから、資格証明書でございますか、これについて、どうこれから、それの発行で全額病院の窓口で支払わなくてはならない、資格証明書の方は払わなくてはならないということになりますけれども、それを何とかならないようなことを広域連合で対応することは考えられないかということでございましょうが、これは厳しいかなと、制度としては難しいだろうと思いますけれども、そういう意見は今後の広域連合の中に、いろいろ審議の中で議論されることも考えられますので、そういうときには、そういう声を出していくこともあろうかなと、このように思っております。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時15分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

辻 登代子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号4番について、3番辻 登代子議員。

[3番 辻 登代子議員 登壇]

辻 登代子議員 緑政会の一員として、通告している内容について質問させていただきます。

私は、寒河江市第5次振興計画が掲げる将来都市像、歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市 寒河江を目指し、市民とともに施策実現に向けて努力してまいりたいと思っているところであります。

これまで、私の人生は民謡一筋でした。その経験の中で、常日ごろ切実に願ってきたことを述べさせていただきます。

それは、伝統芸能の伝承についてであります。多くの子供たちに日本古来の楽器、尺八、三味線、笛、 太鼓などに触れてもらい、聞いてもらいたいと強く願っております。

現在、山形県の民謡人口は年々大幅に減少しており、財団法人日本民謡協会山形県連合会会員数、平成12年度842名、平成18年度774名、平成19年度724名、平均年齢65歳。子供会員22名。このままでは、民謡という文化は消滅してしまうのではないかと危惧しておるところであります。

民謡は、心のふるさとと申します。農民の農作業や船頭や木こりの労働の中から自然に生まれ、伝えられてきたもので、聞くたびに懐かしさや安らぎを覚えるものであります。

ことしも各地で盆踊りが催されました。そもそも、盆踊りとは、先祖の精霊を迎え、慰めて送り出すというもので、また、夏の夜に人々が集い、心を結ぶ大切な場所でありますが、年々参加者が少なくなっていることに胸を痛めているところです。

このように、地域における文化が時の流れにのまれ衰退していくことは、寂しいものであり、残念なことであります。これら文化を発掘し、あるいは再発見し、継承していくことが私たちの役目であると思っております。

こういった文化の保護は、やがて地域力となって寒河江市の発展に貢献できるものと思います。 そこで、今回、二つの質問をさせていただきます。

一つは、本市民謡であります「菊と桔梗」という祝いうたについてであります。このうたについては、ことし2月に発刊された「寒河江市史 下巻 近代編」に掲載されており、多くの方に読まれていることと思います。幕末に安孫子喜代治氏が京都の紅花商人から習ったというもので、以来、歌い継がれ寒河江地方の祝いうたとして全国に紹介されました。私ども民謡家にとっても、愛唱されているものであります。

秋を代表する菊と桔梗の組み合わせは、気品あるうたであり、日本の美しさをめでるうたであると思っております。

そこで、お伺いいたします。

かつて、結婚式や祝い事などで盛んに歌われたこのうたを、来年の花咲かフェアで子供たちを交え大 合唱してはと考えておりますが、こうした取り組みについての御所見をお伺いいたします。

また、本市には、菊と桔梗のほかに寒河江音頭、寒河江小唄、白岩小唄、三泉小唄などがありますが、 これらのうたの保存、継承をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、祭りの見直しについて伺います。

ことしも6月16日にさくらんぼ囃子が行われ、ことし初めて踊らせていただきましたが、長年のマンネリ化のせいでしょうか、見物客が少なかったのが目立ちましたが、もっとにぎやかにする方法として、寒河江小唄や寒河江音頭を前座として披露し、その後にさくらんぼ囃子パレードなど、見せ場を多くしてみてはと考えますがいかがなものでしょうか。

以上、第1問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

佐藤誠六市長 お答えいたします。

私の方から、さくらんぼパレードの方について主にお答えいたします。

本市の祭りは、御案内のように桜まつり、つつじまつり、さくらんぼ祭り、寒河江まつり、雛まつりを一つにしているところの四季のまつり実行委員会がございまして、さくらんぼ囃子パレードは、さくらんぼ祭りの一環として行われております。

実行委員会におきましては、事業概要、予算のほかパレードなどの内容についても検討がなされております。

ことしの場合は、近年踊り手の高齢化や若い人の参加が少ないことや、子供が参加しやすいようにということで開始時間を早めるなどの対策をとったほかに、パレードのコースの変更をし、終了時間を短縮いたしました。

コースの変更は、これまで税務署からフローラまでの約900メートルの区間を市役所からフローラまでの約600メートルに短縮しまして、終了時間も30分程度早め、年配の方々の負担軽減と若い人や子供たちが参加しやすいように努めておるわけでございます。

加えて、パレードの1週間前の3日間にわたり、駅前広場を利用しながら踊りの先生を講師としてさくらんぼ囃子の講習会を設定し、パレードの盛り上がりを図りました。これには、テープの音楽を聞いて近隣の事業所からも参加いただいたり、通りがかった子供などの参加もあったようでございます。

その結果、参加団体は23団体から25団体、参加者数も1,326人から1,365人で、わずかではありますが前年を上回り、参加者からも好評を得ており、一定の成果があったように思っております。

パレードをにぎやかにする方法として、寒河江小唄や寒河江音頭を前座とするというようなことはどうかというような御質問でございます。

寒河江小唄や寒河江音頭、そしてまた祝いうたとしましての菊と桔梗の普及につきましては、まず人の目に触れる機会、耳に入る機会を多く設定する必要があろうかと思います。その場の確保というものは重要な課題だと思います。

つつじまつり開会式や寒河江まつりでの音楽、太鼓、ふるさと芸能まつりへの出演、そして風っこ列車の歓迎レセプション、あるいは花咲かフェアINさがえでの披露や、農業と物産まつりなどの出演も考えられるわけでございます。

さらにまた、祝いうたでございますから、新春祝賀会というような中での、菊と桔梗の披露などということも考えられるのではなかろうかなと、このように思います。

さくらんぼ囃子パレードにおいても、パレード全体の演出としてとらえながら、前座というだけではなくて、休憩時間を利用しての輪踊りなど、アピールすることでパレードそのものが魅力あるものになっていくと考えられます。

そういうことで、寒河江小唄、寒河江音頭、さらには菊と桔梗というものをどのように取り入れるか、 積極的に取り入れていくようなことを実行委員会においても十分検討していただければなと、考えてお るところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 大谷教育委員長。

[大谷昭男教育委員長 登壇]

大谷昭男教育委員長 教育委員会にかかわる御質問がございましたので、お答えいたします。

本市に伝承されております民謡「菊と桔梗」と、あるいは寒河江音頭や寒河江小唄などの保存継承をどのように考えているのかというようなことについてお答え申しあげます。

そもそも、私たちの生活を豊かに彩っております本市の文化は、私たちの多くの先人が日々の暮らしの中で、その幸せと繁栄を願い築き上げてきた生活のさまざまな様式が、有形無形の成果として今日に受け継がれてきたものであると、このように考えています。

したがいまして、時代や社会の変化、あるいは暮らし方の変貌等によって、常に新しい様式が文化として生まれると同時に、伝承されてきた文化もその一部は生活の中や私たちの記憶の中から失われることもまたあると、そのようにも考えております。

しかし、どんなに時代が変わろうとも、また、私たちの周囲の状況がいかに変化しようとも、私たちの先人が幸せを求め繁栄を築き上げてきた生きる知恵、生きる知恵を本市のすぐれた文化として大切に伝えていくことが必要であって、私たちはその責務を担っているんだと思いますし、伝統芸能は、その文化の重要な一要素であることは申すまでもありません。

このような、いわゆる文化の伝承と創造という活動は、そのまま本市が目指す歴史と文化が織りなす 気品につながるものであって、これらが寒河江市の新たな展望がその中から開けてくると、このように 考えております。

そういった考え方から、昨年の11月に策定いたしました寒河江市教育振興計画では、その大きな柱の一つに「歴史と文化を活かし、新たな文化を育む人づくり」を置き、その中で本市の歴史と文化を学ぶことによって、あるいは伝統を豊かに継承することによって、生活文化を市民一人一人のものとしていくことができる。そして、このことによって、気品ある寒河江が実現されるのだと、このようにうたっております。

現在、こういう考えのもとに教育委員会としてもいろいろな事業を展開しているところでありますが、 ただいま御質問の中にありましたように、多くの子供たちに尺八や三味線などの日本古来の楽器に触れ てもらい、聞いてもらうということは非常に大切なことであると、このように考えております。

現在、市民の間でもこういった活動は活発に行われております。例えば、三味線子ども教室、華道こども教室、能楽子ども教室、日本舞踊子ども教室など子供を対象とした各種教室が開催されております。

また、学校におきましても、寒河江小学校や柴橋小学校など市内七つの小学校で、我が国古来の打楽器である、いわゆる和太鼓への取り組みが活発に行われております。これは、県内でも注目されていることでございます。

このように、感受性の強い子供の時分に身をもって体験したことは、そのまま一人一人の心のひだに刻まれて、そしてそこで得た感動は血となり肉となって、ひいては伝統文化の継承につながっていき、 そしてそれを基盤とした新たな文化を生み出すきっかけとなる、このように考えているところです。

御質問の菊と桔梗についてでありますが、このうたは、以前に寒河江地方の祝いうたとしてNHK放送局からたびたび全国に紹介され、今では山形民謡の一つとして全国的に歌われているうたでございます。

本年2月に発行いたしました「寒河江市史 下巻 近代編」で取り上げたことによって、このうたが 寒河江市ゆかりの民謡であることを多くの市民に再認識してもらうことになったことは、大変意義深い ことであったというふうに考えておるところです。

この菊と桔梗をさらに普及させるために、民謡に携わる方々にいろいろな場で歌っていただき、積極的にPRしていただければと思っております。そしてそのことが、将来花咲かフェアのような大きな舞台での発表につながれば大変すばらしいものであるというふうに考えているところでございます。

教育委員会といたしましても、例えば、総合文化祭で積極的に披露してもらうなど、民謡界の活動が 市民に触れる機会を大切にしながら、できる限り支援してまいりたいと考えています。

次に、寒河江固有のうた、あるいは寒河江から広まったうたの保存継承ということについてお答えいたします。

例えば、三泉小唄がございますが、これは地元の人たちがそれを復活させようという盛り上がりを見せ、地元出身の民謡歌手大塚文雄さんに依頼してテープに吹き込んでもらったということを聞いております。そういう地域の活動の中で、三泉小学校でも三泉小唄を地域の伝統文化として取り上げるようになり、学校行事や地域行事で披露するほか、寒河江まつりでの音楽・太鼓・ふるさと芸能まつりでも披露することなどによって、今では全市的に知られるものになってきております。

また、幸生小唄も地元の人たちの熱意で見事に復活しております。さらに、寒河江小唄は、そのきれいなメロディーとすばらしい歌詞、そして歌いやすさということもあって、現在も多くの人に愛されております。

このように見てまいりますと、寒河江の伝統文化、あるいは伝統芸能を子供たちが伝承しているその活動には、地元や愛好団体の方々の盛り上がりがあって、それが土台となっているという事実がやはりございます。

教育振興計画においても、童謡、童話、子守歌などを学んで実践する市民運動の推進を主な取り組みの一つとして掲げており、努力しております。

民謡家の皆様にも、その核となって伝承活動を推進していただきたいと、このように思っております。また、今年度からスタートいたしました歴史文化ふるさと回帰事業は、こういった市民の活動を物心 両面にわたって支援する制度であると、このように考えておりますので、その際にはぜひご利用いただ きたいと、このように思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 辻議員。

辻 登代子議員 答弁ありがとうございました。

菊と桔梗については、折に触れ歌う機会を持ちながら、私も努めていきたいと思いますし、行政としても、これから御支援よろしくお願いを申しあげます。

また、各地区の音頭、小唄の収録などをしていただければ幸いと思っております。 これで、私の質問を終わらせていただきます。

伊藤忠男議長 市長。

佐藤誠六市長 1問に答弁申しあげましたけれども、寒河江小唄、寒河江音頭、菊と桔梗にいたしましても、民謡界のみならず、これは市民運動として取り組まなければならないのではなかろうかなと、このように思っておりますし、第5次振興計画の掲げている考え方があのようでございますから、また19年度におきましても、ふるさと回帰事業ということで、何点かの事業をやっておるわけでございますので、今後、この三つの民謡等々につきましては十分市民の中に定着するような形で歌い継がれ、あるいは踊られていくようにと思っております。

また、私は専門家ではないからわかりませんけれども、寒河江小唄なり、あるいは音頭なりは、パレードの中でやる場合等々につきましては、現在行われているような振りつけで差し支えないのかどうかなと、あるいは変えていく必要があろうかと、その辺は専門家によって十分検討していただくことも必要かと、このように思っております。

國井輝明議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号5番、6番について、6番國井輝明議員。

[6番 國井輝明議員 登壇]

國井輝明議員 このたび当選させていただきまして、初めての一般質問ということで、大変緊張しております。一生懸命質問させていただきますので、よろしくお願いを申しあげて、これより質問に入らせていただきます。

私は、緑政会の一員として、多くの市民を代表し、通告している課題について順次質問させていただきます。

まず、通告番号5番の花咲かフェアINさがえについて質問させていただきます。

平成14年度に開催された第19回全国都市緑化フェアの開催後、寒河江市独自の事業として花咲かフェアINさがえを開催し、本年で数えること 5回となっております。平成15年度の入場者数は15万1,982人、17年には25万2,555人、そして 5回目の開催という節目の年である本年は30万7,738人もの来場者を迎えることができました。

その中で注目すべきは、観光バスで来られる来場者であります。こちらは台数にして平成15年の開催時に比べ2倍以上である890台、来場者数にかえてみますと3万4,120人という数に上ります。このほかにも自家用車で来られる観光客も来場しているわけでありますが、私は、大型バスで訪れる観光客がふえていることを大変評価しております。これも、積極的なPRの成果が出ているものと感じます。

また、ボランティアの数も平成15年度の開催時には2,421人でありましたが、今年度は6,271人にまでふえ、市民の理解も得、まさに行政と民間が一体となって取り組み、本県を代表する一大イベントへと成長したものと認識しております。

本市にさくらんぼ狩りに来られる観光客の7割は花咲かフェアに訪れるということですし、観光客の多くは日帰りのツアーに参加し、本市に訪れます。高速交通網の整備も進み、観光客も本市以外へさくらんぼ狩りに行きやすくなっておりますが、花咲かフェアを開催することで、本市に観光客が流れる傾向の方が強くなっております。スマートインターチェンジもその要因の一つではないでしょうか。これも、市長がこだわり続けたさくらんぼの時期での開催、また会場内での魅力あるイベントによって来場者がふえているものと考えられます。

私も、ボランティア等さまざまな立場で参加させていただいたところですが、会場内で感じたことを一つ述べさせていただきますと、小さなお子さんが楽しめるイベントが開催された日に、多くの来場者が詰めかける傾向があるということです。

例を挙げてみますと、キャラクターショーの開催です。このショーを見にきた方々にお尋ねしましたところ、寒河江市内だけでなく、遠くは米沢市からも御来場いただいているということでした。子供たちが大勢集まり、はしゃいでいる姿を見ているだけで、何か活気を感じ、とても楽しいイベントに思えるのは私だけでしょうか。観光で訪れた方で、私と同じように感じる人も少なくないでしょう。

そこで、これまで述べたことを踏まえて質問させていただきます。

まず、 今後の予算規模についてですが、平成15年度から本年度までの事業費は約3,000万円ということで事業を進めておったようですが、来年度より1,000万円に減額されておりますが、どのような理由からか。また、次回からの開催内容をどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

来場者も年々ふえる傾向にあり、成功している事業でありますし、本市の魅力をPRするためにも今

後も力を入れるべきものと考えますが、いかがでしょうか。

次に、 メーンとなるイベントの確立についてですが、花咲かフェア開催期間中に行ったイベントで、最も注目したのが花あかり月うたげであります。このイベントは、市内の有志で実行委員会を組織し取り組んだものでありますが、このイベントだけでの来場者数は、昨年度の5,000人を大きく超え、3倍の約1万5,000人も訪れております。また、多くの市民からも高い評価を受けたものでありますから、ぜひとも継続していくべきものと思います。

本市で開催されるイベントとしても、これまでにない幻想的な中にも感動を与えるすばらしいものであったと私は感じました。

花咲かフェアといえば、花あかり月うたげと言われるような本市を代表するイベントとして確立し、 継続して開催できないものか市長のお考えを伺います。

次に、 駐車場の確保についてですが、花咲かフェアには多くの人が集まるもので、いろいろな問題も起こってまいります。最大の問題は、何といっても駐車場の確保であります。これまでは最上川ふるさと総合公園近辺の空き地を利用し駐車できましたが、その空き地に国保連合会の会館建設、また農協で建物を建設予定されるなど、駐車場の確保がこれまでになく困難になると考えられます。

そこで、今後駐車場をどのように確保するのか。また、それにかわる会場までのアクセス方法などの お考えがあるのかをお伺いいたします。

次に、通告番号6番の商業の振興について質問させていただきます。

第5次寒河江市振興計画の基本構想の中で、「人行き交い、賑わいある商業の振興」の項目の中で、「集客力の向上を図るため、イベントや祭りの開催、また歴史や文化を生かした広域的観光などを推進しながら、賑わいのある商業の振興に努めていきます」とありますが、どのような取り組みをしていくのかお尋ねいたします。

つい先日、「知恵の和」というイベントがございました。このイベントは、本市で商業を営んでいる若者たちが中心となって取り組んだ事業ですが、その内容としては、各事業所ごとブースを設け出店し、それぞれが持つ、皆様に役に立つ知恵や情報を市民に提供するというものでありました。また、このイベントをフローラ・SAGAEで開催することにより、中心商店街の活性化を図る目的を持つものであります。

このような団体が、商業の活性化に向け活発に活動しているわけでありますが、行政としてどのような支援をされているのか。また、商業の活性化にどのようにして取り組んでいくのかをお尋ねし、私の第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、花咲かフェアINさがえについてでございます。

御案内のように、花咲かフェアINさがえは、平成14年に開催されました第19回全国都市緑化やまがたフェアの成功を受けまして、ポスト緑化フェアとして花と緑に囲まれた潤いある暮らしをテーマに、さくらんぼの収穫時期に合わせ平成15年から毎年6月に最上川ふるさと総合公園を会場に開催いたしまして、回を重ねるごとに来場者がふえ、今では本市の美しい景観や市民の温かいおもてなしの心を全国に向けて発信する山形県を代表するイベントとして、県内外に認知されるようになったと考えております。

ことしは、第5回目となる記念の年でもありました。第5回目を記念しまして、記念植樹や本市とゆかりのある彫刻家の松田重仁彫刻展や、記念抽選会、大道芸による笑いのフェスティバルを行うとともに、花あかり月うたげでは、5回目を記念して270発の打ち上げ花火などの事業を展開いたしました。

また、フェア期間中の6月16日には、第1回から数えて100万人目の入場者があるなど、23日間で約30万8,000人の多くの来場者に夢と感動を与え、無事に終了することができました。

御質問にありました今後の予算規模についてでございますが、これまで御指摘のように、フェア事業費としましては平成15年度は3,200万円、平成16年度から平成18年度までは3,000万円、本年度は2,800万円で開催してまいりました。来年度以降でありますが、平成18年11月に策定した平成19年度から21年度までの実施計画においては、平成20年度、21年度の事業費は1,000万円としているところであります。

花咲かフェアINさがえは、回を重ねるごとに、多くの市民から、今後においてもこれまでと同様に開催していただきたいとの意見が寄せられております。また、本市のさくらんぼ狩りと一緒になった観光事業の相乗効果などを総合的に勘案しますと、平成18年度の実施計画では、平成20年度から1,000万円としておりますが、これから策定する平成19年度の実施計画においては、来年度以降においても本年度と同程度の事業費を確保し、より魅力と感動のある花咲かフェアINさがえを継続して開催してまいりたいと考えているところであります。

次に、花あかり月うたげを継続し、本市を代表するイベントとして確立できないかとの質問でありますが、昨年から開催しました花あかり月うたげは、夜に電気を消し、花と緑に囲まれた会場をろうそくの明かりをともした幻想的な雰囲気の中で、一人一人が省エネルギーや地球温暖化などを考えるとともに、緩やかな夜を過ごしていただきたいという目的で開催しました。会場をともすろうそくは、多くの学童保育の児童や市民によって、ことしは約3,000本がつくられ、会場を彩ることができました。

また、会場の企画から運営まで青年会議所と商工会青年部の皆さんが、昨年のフェア終了後からボランティアとして活躍いただくなど、市民参加の手づくりイベントとして多くの方々から人気を博することができました。来年度以降につきましても、多くの方々によりますところの手づくりの花咲かフェアINさがえのシンボルイベントの一つとして継続してまいりたいと考えているところであります。

次に、駐車場の確保の御質問についてお答え申しあげます。

今年度の駐車場は、公園第1、第2駐車場と民間スペース未利用地のさがえ西村山農業協同組合、さ

がえ土地建物株式会社、寒河江市土地開発公社が所有する土地を借用し、駐車場として活用させていただき、約1,500台の駐車スペースを確保いたしました。今後における民活エリアについては、御案内のように山形県国民健康保険団体連合会の建物建設や、さがえ西村山農業協同組合敷地での産直施設と加工施設の建設計画があるわけでございます。

それぞれの施設が完成すれば、農協を初め民間の駐車場の活用と国保連合会の駐車場については職員が勤務しない土日に借りるなど、民活エリアを有効に利用してのフェア駐車場の配置を計画してまいりたいと考えております。

次に、本市商業の振興についてお答えいたします。

元気な寒河江を内外にアピールし、にぎわいのあるまちづくりと観光誘客を推進するためには、商業の活性化が重要な課題であると考えております。本市商業の振興策として、これまでも寒河江市商工会との連携を図りながら、にぎわいづくりの推進、商店や中小企業向けの融資制度の充実に努めてきたところであります。

にぎわいづくりの推進策としては、市街地でのイベントや祭りの開催、中心市街地活性化の核となるフローラ・SAGAEの運営、店舗利用者のための駐車場の整備をしており、商店街組織が実施する事業として、花ミズキ祭り、ほくほく券発行事業、イルミネーション事業などに対しましても助成を行って支援をしてきております。

資金面での対策といたしましては、店舗、企業の経営の安定と近代化を図るための融資制度の設立により、資金調達を容易にするほか、各種制度資金の融資に伴う信用保証料の補給を行ってまいりました。 そして、中小企業の経営や金融、労務等の面で地域における重要な指導機関である寒河江市商工会の活動に対する補助などともあわせて行ってきており、状況の変化に対応しながら今後とも商業の活性化に努めていく必要がございます。

お話がございました商工会青年部によるところのさがえ知恵の和のイベントは、昨年に続く第2回目の開催でございまして、各事業所の若者が中心となって企画実行したもので、大勢の市民が訪れております。フローラ・SAGAEを会場に開催したもので、中心商店街の活性化に大きく貢献したものと思っております。

この事業に対しましては、寒河江市共催ということで場所の提供と資金面での支援もしておるところでございます。

また、中心市街地活性化の核となるフローラ・SAGAEの利用においても、その設立の趣旨から、 特に寒河江市の中心商店街連合会及びその構成団体、それから寒河江市商工会、商業関係認定団体を使 用料の減免団体としており、施設を積極的に利用していただくことで市街地の活性化を図っております。

さらに、四季を通した全市的なイベントや、さくらんぼシーズンの来訪者、そして史跡、文化財への 観光客に対して、本市の物産その他の情報を積極的に発信し、商業の振興及びにぎわいづくりを推進し ております。

今後の展望といたしまして、寒河江市の表玄関として街並みが整備された駅前地区においては、昨年 設立しました寒河江駅前地区まちづくり推進委員会とともに活動を通してのにぎわいづくりをしてまい ります。

また一方、上町、六供町の流鏑馬通りの街並み整備に伴い、新しいにぎわいづくりも出てきます。そして、それらの関係団体と中心市街地活性化の核となるフローラ・SAGAEとが連携をとりながら、

中心市街地の活性化を図っていく必要がございます。

以上、行政としての商業振興策を述べましたが、どのような産業でありましても、事業者みずからが 消費者のニーズの変化をとらえる必要が求められているのではないかと思っております。

その上で、寒河江の歴史、風土、地場産品などの地域資源を活用し、特長づけたブランドをつくり上げ、内外に強くPRしていくというような力強さが必要であろうかと考えております。

さらに、魅力ある商店がふえるということが客の増加にもつながり、後継者の育成にもつながるものと考えております。さがえ知恵の和のイベントに象徴されるように、そうした若者の動きが現実にあるわけでありまして、地域の商工業の総合的な発展を担う商工会及び商工会青年部、さらにはその他の関係団体の活動の輪の広がりに期待し、これらの状況に応じて積極的に支援してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 大変前向きな御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

事業費といたしましても、本年と同額程度予定しているということで、大変安心したところでございます。

今年度、5回目のイベントにも本当にボランティアとして私も参加させていただきましたけれども、 非常に県外からの観光客と市外からのいろいろな来場者がいらっしゃるということで、非常に交流の輪 が広がるイベントでありますし、今後、寒河江市に定住人口の増加という意味でも大変重要なイベント かなというふうに私は考えております。

また、二つ目に申しあげました花あかり月うたげでございますけれども、同じ同規模の事業費ということで、まずは心配なく来年度以降も開けるのかなというふうに思います。先ほど、環境問題にも配慮したというようなことでございますが、実行委員会の方にもちょっとお伺いしますと、ろうそくづくり3,000本ほどというようなお話でしたが、皆様がいろいろなお寺や何やら、廃材のろうそくを集めたりと、非常にボランティアとして一生懸命集めて、それを利用した、いわゆる環境問題ということですが、リサイクルという意味でも貢献しているのかなというふうに思います。

また、駐車場の方ですが、これまで1,500台ということで、大変これは、これまでの土地のことから考えますと、非常に確保が難しいということですが、いろいろと、いろいろなエリアを利用して確保するということで、大変、こちらの方も安心しております。

ただ、開催期間中は土日が非常に来場者が多いということで、その観光客、来場者に対してのスペースは大変、確保は大丈夫だというふうに思いますが、さきに申しあげました花あかり月うたげ、約1万5,000人も、夜の一、二時間の時間帯で大変多く来ますので、そういったところ、いろいろとまた大変なのかなというふうに印象を持ちました。

あとは、観光の問題でございましたが、いろいろな融資制度、そんなことでも大変行政としても頑張っているということで、大変私もうれしく思いますし、今後もそのように行政としても一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思います。

一つ、第2問目で改めてちょっと質問させていただきたいんですが、事業費は大変、昨年度同様にしたいということでございますが、予算も大変厳しいかと思います。今年度、いろいろ駐車場とか入場者から協力金ということで集めていたようでございますが、どの程度集まっていたのか。

また、その協力金だけでは私も足りないのではないかなというような心配もございまして、正直、花咲かフェアを開くことで大変恩恵を受けているのは、先ほどの、私の質問ではありませんが、答弁いただきましたが、さくらんぼ農家ではないかと私は感じております。そのさくらんぼ農家ですが、個人でなく団体に対して協力金を少しお願いするなどのことはできないものかなと思っておりまして、本市でさくらんぼの園地としては300ほどあるようですが、さくらんぼ団地というんでしょうか、そういった団体が市内には7団体、また観光さくらんぼ園が99個ほどということでありますので、そういった方々からでも、ほんの少しでも結構だと思いますが、協力金をいただくようなお考えはないのか、そちらをお伺いしたいと思います。

あと、商業の方の振興の問題についてですが、中心商店街の活性化ということで、非常にいろいろなことで先ほど述べられましたので、具体的に、ちょっと同じような質問になると思いますが、改めてち

ょっとその辺をどのように取り組んでいくかということを、ひとつ、お伺いしたいと思います。

あと、その件にちょっと関連しますが、ほなみ団地を今いろいろと事業で進めていらっしゃいますが、ちょっと私も正直詳しくはわかりませんが、ほなみ団地の中心に、私はちょっと大型店と理解しておりましたが、中型店かもしれませんが、お店を誘致しているようでありますが、中心商店街とのかかわりは、今後どうなるのかということが、ちょっと気になりましたのでここを質問させてもらいたいと思います。中心商店街からは少し離れた距離にありますので、顧客の流れがそちらにも流れるような傾向にあるのではないかなという心配から、一言そちらをお伺いし、私の第2問とさせていただきたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 ろうそくを使った幻想的な夜の祭りとしての花あかり月うたげ、大変好評だったようでございますし、私も見ておりますし、点灯式も出ておりまして、最後まで臨んだわけでございますけれども、第1問でもありましたように、寒河江市内の方ばかりかなと思いましたところ、やはり、市内外から多くの方々が来ておりまして、そしてまた、花火もあるということで、敷布を敷いておって、家族ともども自分たちのうたげもやっていらっしゃるというようなことも見られたわけでございまして、大変、楽しみにしておるところのイベントだったなと、このように思っております。

ろうそく、先ほど申しあげましたように、青年会議所等々の方々から、あるいは仏教界の方々から小中学校の方々から、ろうそくをあのように形づくって、3,000本をともしていただいたわけでございますけれども、全くほかにないようなイベントになってきたなと、このように思っておりますので、今後とも御協力をちょうだいしながら続けてまいりたいと、このように思います。

それで、協力金のお話が出ましたけれども、17年度、18年度は募金箱を設置しましてお願い申しあげたところでございますが、グリリン基金は17年度は10万8,798円、18年度は15万3,671円でございました。今年度は花咲かフェア従事者が、直接来場者に声をかけるなどしまして協力をお願い申しあげたところから、グリリン募金、入場協力金が139万9,260円、駐車場協力金47万4,170円合わせますと187万3,430円の協力を得たということになりまして、改めてその協力の大きさと、そしてそれの支援に対しまして感謝をしているところでございます。

それから、さくらんぼ生産者の団体からというような協力をお願いできないかということでございますけれども、周年観光農業推進協議会からは、平成17年度よりガイドブックに広告を掲載しまして、フェアに協賛していただいております。

フェア事業への協賛金については、今後、JAさがえ西村山農業協同組合とか、あるいは周年観光農業推進協議会の方にも話をしてまいりたいと思っております。

何にしましても、花咲かフェアとさくらんぼのもぎとりと、あるいはチェリーランドほかのおみやげ、これは3点一緒、あるいはまた市内のそば屋さん等々のお店に入っていく。4点セットといいますか、その辺が、何にしましても相乗効果を発揮しているものとこのように思いますので、市内の各団体からも御協力いただく、あるいは積極的に御支援ちょうだいをしたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、ほなみ団地のことでございますけれども、御案内のように、16.7へクタールに及ぶところの土地でございまして、300区画の住宅地というものを整備しようということで、今、鋭意取り組んでおるわけでございますし、あそこは新しいところの寒河江市の町というものが出てくるものだろうと、このように思っておりますし、そういうのにおきましては、あの区域の中での商業の発展というのみならず、御指摘のように、やはり、中心市街地との関係、あるいは周辺自治体とのつながりというものの中での商業の活性化が図られればなと、このように思っているところでございまして、団地内での買い物ができるというだけでございませんで、これは、この住民の利便性の確保の上で、これは当然必要なことでございますけれども、下釜山岸線やら国道112号線とのアクセスが整備されれば、いわゆる今申しあげましたように中心市街地あるいは周辺の自治体、あるいは112号を通過するところの方々にもお寄りいただくような商店街形成というにぎわいを形成されればなと、このように思っております。

そして、中心市街地とほなみ団地というようなものが、回遊性のあるものになっていけばなと、このように思っておるわけでございまして、よい影響が出ることを願っておるわけでございます。

それから、イベントにいたしましても、今、申しあげたようにいろいろ中心市街地とほなみ団地を結びつけたような関連の中でのイベントなども生かしながらやっていきたいと、このように考えておるところでございますので、今後の整備を待ちながら、十分検討していかなければなりませんし、今から当然、これの企画等につきましても考えてまいらなくてはならないものだなと、このように考えておるところでございます。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 1問目に対して、また2問目に対しても大変前向きな御答弁、また非常に私の質問に対しても非常に御理解いただけたと思います。本当に、私の意図するところは御理解いただけたと思いますので、以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

大変ありがとうございます。

石山 忠議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号7番について、2番石山 忠議員。

〔2番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 初めての一般質問に当たりまして、このテーマに強い関心と希望をお持ちの市民ととも にの気持ちで御質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告番号7番、指定管理者制度導入後の成果と課題についてお伺いいたします。

公共施設の管理運営業務を、公共的団体以外の団体でも直接行うことを可能とする指定管理者制度が 平成15年9月に施行されました。

これによって、すべての公共施設は施設の管理を直営するか、指定管理者を定め委託するかを決めることになり、3年間の経過措置が平成18年9月に終わることから、寒河江市においても平成18年4月から社会体育施設や社会福祉施設を初め24の施設において指定管理者の指定を行い、さらに平成19年4月においても指定管理者による施設を拡大し、指定管理者制度を実施しています。

これまで、約40年間にわたり続いてきた管理委託制度により、各自治体においては自治体が出資する 外郭団体を中心に施設の管理を委託してまいりましたが、自治体の財政悪化が顕著になり、採算性を度 外視した施設運営は住民の反感を買う時代となりました。

そこで、管理者にこれまで以上の権限を与え、新たな視点に立った管理運営を促すことにより、施設が活性化し、収支の改善や利用者サービスの向上など、さまざまな効果が期待できるとして導入された指定管理者制度ですが、経過措置が終了した平成18年9月2日現在における全国の各地方公共団体における指定管理者制度の導入状況を、総務省が平成19年1月31日に「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」として発表いたしました。

調査結果の内容では、全国における指定管理者制度導入施設数は6万1,565施設で、内訳は都道府県で7,083施設、指定都市で5,540施設、市区町村では4万8,942施設となり、導入率は59.2%、山形県では県自体としては136施設、県内市町村では729施設が導入をしております。

指定管理者の指定期間では、全体で3年間が47.3%で最も多く、続いて5年間が28.9%となっており、 市区町村別では3年間が45.3%、5年間が31.6%という結果が出ています。

自治体側としての当初の期待は、財政負担の削減とサービスの向上が圧倒的でありましたけれども、 重点テーマとして、自治体側が施設をどうしたいのか、経費削減なのか利用者増加なのか、あるいはリニューアルなのかなどのポイントから、徐々にお金よりもサービス向上に移りつつあるということも言われておりまして、課題としては、外郭団体の雇用問題も大きくなっていますが、最近では、事業者が撤退した場合はどうするかといった課題も取り上げられているようです。

また、大きなテーマとしてモニタリング、つまり監視システムをしっかりつくっておかないと、制度 自体がおかしくなってしまうというような心配も取りざたされています。

さらに、指定管理者制度における自治体の役割として、指定管理者制度を導入しても施設の運営に関する地方自治体の責任は変わらないこと、むしろ、業務の監督などが義務づけられたので大変になる面もあります。施設の運営水準がその自治体の施策の水準を決定づけると言っても過言ではなく、指定管理者との協働作業により施設の効用の最大化と管理経費の縮減を継続的に追求することが重要なことと

なります。

そこで、寒河江市において平成18年度に指定管理者制度を導入した施設について、3年間の指定期間の約半分が経過したところで、次の点についてお伺いをいたします。

一つ目は、1年を経過した指定管理者制度を導入した施設の実績評価の内容についてお伺いをしたい と思います。

続いて二つ目に、指定管理者から事業年度の終了後、事業報告書が提出されたと思いますが、その中で、要望や提案、提言があれば内容について、また、その対応策についてもお知らせいただきたいと思います。

三つ目として、県内の市においても、市の関与及び出資法人、公共的団体の処遇について検討している例が多くあるというふうに聞いておりますが、特に市社会福祉協議会や市体育振興公社など職員の処遇について考慮すべき団体について、現段階において検討なされていることがあればお知らせいただきたいと思います。

例えば、文化と体育を一緒にし、体育文化振興公社といった組織にすることにより、広範な事業が展開できると思いますが、いかがでしょうか。

これで第1問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、指定管理者制度についてでございます。

御案内のように、本市においては昨年4月に、これまでの管理委託制度により公共的団体に管理運営を委ねてきた施設を中心に24の施設に制度を導入したところでございます。

御質問は、その実績に対する評価についてでございますが、本市におきましては制度を導入した施設の管理の適正を期するため、毎年事業報告書の提出を義務づけておりまして、その事業報告書をもとに副市長を委員長とするところの庁内の指定管理者候補選定委員会において、施設の管理運営実施状況、それから収支状況、さらに利用状況等について評価を行うことにしております。

平成18年度実績の具体的な評価の内容についてでございますが、まず、施設の管理運営実施状況については、制度を導入した、今申しあげた24施設については、管理委託制度や業務委託など、それまで当該施設の全部または一部の管理経験を有する団体、法人が指定を受けたこともあり、特段の問題もなく全施設とも自主事業も含め応募時に提出された事業計画書に沿って、良好な管理運営がなされていると評価いたしました。

中でも、技術交流プラザといこいの森につきましては、独自のサービス向上策や利用増を図る取り組みを行い、利用者の増加につなげるなど自己の施設を経営するような感覚で管理運営が行われており、他の模範になるとして高い評価をしたところであります。

収支状況については、すべての指定管理者において歳入が不足したということはなく、指定管理料を 支出している22施設、それから10の指定管理者のうち9者について、主に光熱水費と除雪関係経費の削減により剰余金が生じている状況にありました。

限られた予算の中で、経費削減を図りつつ、適正な施設の管理運営が行われたと評価したところであります。

また、一部の指定管理者は剰余金を用いて独自に施設修繕等を行っており、指定管理者の判断による迅速で適切な施設管理が行われたと評価したところであります。

それから、施設の利用状況については、利用者数を把握している17施設のうち、12施設では利用者が 増加しましたが、利用者が大きく減少した施設もあります。体育館、これは県大会等がなかったという ようなこともあったろうと思います。利用者減少の分析を求めたところであります。

個別の評価結果については、各指定管理者に通知したところですが、他の指定管理者の取り組みを参考にして、より良好な施設の管理運営に取り組まれるよう各施設のサービス向上、それから施設の有効利用、運営の効率化に関するアイデアをまとめまして、すべての指定管理者に提供したところであります。

次、導入後の成果と課題。提言があれば、その内容等、あるいは対応策についての御質問がございました。

指定管理者の平成18年度の事業報告書に、施設の管理運営に関する新たな提案はなかったところでありますが、管理運営上の要望として、施設の修繕や大規模な補修など老朽化への対応が求められたところであります。

いこいの森など、指定管理者から出された施設の修繕などの要望に対しましては、緊急度を勘案しながら指定管理者と一体となって修繕等を実施し、利用者が安心して利用できるよう努めたところであります。

また、大規模な補修等の要望についてでありますが、施設の中には建設から30年以上経過している施設もありまして、いずれ、大規模な補修等が必要になると思われますので、財政状況を見ながらになりますが、今後計画的な補修等について検討していかなければならないと考えておるところでございます。それから、職員の処遇とか、あるいは組織の整理統合といいますか、統合等についての質問がございました。

市の社会福祉協議会と体育振興公社についてでございますが、総務省の公の施設の指定管理者制度の 導入状況に関する調査結果によりますと、全国の市区町村の昨年9月時点において指定管理者制度を導入している4万8,942施設のうち、約3分の2が公募によらず従前の管理受託者が引き続き指定管理者 に指定されている状況となっております。本県の状況は、その割合がさらに高く、約4分の3になって おります。本市においては、指定管理者制度を導入した24施設のうち公募によらない施設は9施設で、 約10分の4という状況でございます。

このように、本市において全国、県に比較して公募によらない施設が少ないのは、本市では指定管理者制度の趣旨を踏まえ、条例で指定に際して公募を行うものと規定し、特別な場合にのみ公募を行わないことができるとしているためであります。この原則公募を前提に、指定管理者制度導入以前に社会福祉協議会が管理を受託していた老人福祉センター、屋内ゲートボール場、児童センターについても公募を行ったところであります。そして、結果的に社会福祉協議会を指定管理者に指定したところであります。

体育施設については、施設の管理運営を目的として市が体育振興公社を設立した経緯があるわけでございまして、その存否についての検討が必要なため、公募を行わなかったところでございます。

来年度には、平成18年度から指定した施設の指定期間が3年度を迎え、新たに21年度以降の再指定に向けた手続を進めていかなければなりません。

社会福祉協議会が指定管理者となっているところの老人福祉センター、屋内ゲートボール場、児童センターについては前回公募を行っており、次回も同様に再度公募を行っていく考えでございます。

体育施設については、前回同様体育振興公社の設立趣旨を踏まえまして、公募を行わない考えでおります。また、体育振興公社を文化と体育を一緒にした体育文化振興公社というような組織にすることについてもお話がございますが、このことに関しましては、市民文化会館と郷土館の文化施設の管理運営のあり方について検討していかなければならないと考えております。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

指定管理者制度を導入し1年を振り返っての御答弁をいただきましたけれども、さらに内容を深める ために、第2問をさせていただきたいと思います。

ただいまの御答弁で、全体的にはすべての指定管理者において合格点の管理運営が行われたようですけれども、どうしても人員削減と人件費節減に傾き、制度の内容を十分に理解されないまま指定を受け、管理を実行された施設もちょっと見受けられました。

経費の削減が図られた施設におきましても、先ほども出ましたけれども、光熱水費や除雪関係経費など、暖冬小雪など自然現象による影響が大きいと思われます。さらに、利用者の減少している施設についても、その原因について、これからも分析を進めなければならないと思いますけれども、その原因の一つとして、施設におけるハード面の整備が十分であったかなど、検証をし、対策を講じなければならないと思います。

施設整備に係る補助事業が大変困難になっている現在ですけれども、平成20年度の重要事業要望の中で、各種施設の整備促進及び財政措置についての要望は、県のみならず国にも要望を続けて実現につなげてほしいと思います。指定管理者のノウハウを発揮して、市民が利用しやすい施設にすることが最も大切なことだと思うからであります。

そこで、各施設のリニューアルによって制度の効果は増大すると思いますけれども、そのお考えがあればお伺いしたいと思います。

例えば、今、話題になりましたけれども、屋内ゲートボール場などは類似施設のグレードが上がり、 現在のコートでは不十分なので、人工芝化ができれば、健康増進のために利用者が増大するといった要 望もあります。介護予防重視となりまして、元気高齢者もたくさんおられますので、ぜひ、お取り組み をお願いいたしたいと思います。

さらに、先ほどの御答弁にもありましたけれども、施設の老朽化によりましてメンテナンスにも苦労されているようですけれども、市のサイドでは少額と思われる修繕費などでも、管理者にとっては負担感が大きいものでございます。これまで以上、管理者側と協議を進めて対応されることを望んで第2問といたしますので、よろしくお願いいたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 18年度の実績を見ますと、ただいま申しあげましたように、まずは指定管理者にお任せしたという効果というものがあらわれていると。そしてまた、指定管理者におきましても、その趣旨を十分理解して運営に当たっていらっしゃるなというような気持ちがしておるわけでございます。

御指摘のように、光熱水費等々は、あるいは維持補修というような面では暖冬等に救われたというようなことも若干、これは見受けられるようでございますけれども、いつも、昨年度のような雪が少ない、あるいはそれに対する経費が少なくて済むというような事態は期待できないわけでございますので、十分心して、これからいかなくてはならないものだろうと、このように思っております。

それから、整備についてでございますが、特に取り上げられたのが屋内ゲートボール場の人工芝化についてでございますけれども、これは高齢者の健康と生きがいづくりを目的としまして天候に左右されなくて、年間を通じてできるというものに整備した施設でございまして、年間約5,000人の利用があるようでございまして、先日、市のゲートボール協会から、現在の土のコートを人工芝のコートに改修することの要望書が出されたところでございます。

この要望書を見ますと、人工芝の方が楽しみが倍加すると。それから、現在大きな大会ということになりますと人工芝のコートで実施しているようでございまして、さらに近隣には人工芝のコートというのはないようでございます。ですから、ぜひとも、県内というよりも全国的にしょっぱなを切ってといいますか、先端を走って整備されたところの屋内ゲートボール場でございますから、これまでも補修は重ねてきたわけでございますけれども、さらに人工芝に切りかえてほしいということがあったわけでございまして、市内の愛好者はもちろん、交流の輪というものがさらに広がるだろうということでのお願いの筋がございました。

屋内ゲートボール場に限らず、施設のリニューアルを行おうとする場合は、現在の利用状況やら、あるいは整備に要するところの経費と整備後の利用者の増にどのくらい結びつくかと、効果というようなことを、そしてまた、市の財政状況というようなものも総合的に検討していかなければならないところでございまして、要望書が提出されたときにも十分検討させてもらいますと、そういう趣旨のことを申しあげたところでございました。

それから、リニューアル、施設の修繕についてでございますけれども、第1問でも答弁申しあげましたように、老朽化している施設については財政状況というものも踏まえながら計画的な補修を検討していかなくてはならないなと、このように思っております。

日常的に起こるところの少額の修理につきましては、現場での迅速な対応が求められますので、指定管理者の判断で行うようにしているところでございます。その際の経費負担につきましては、指定管理者と十分協議を行い、迅速に対応し、利用者に不便を来さず、安心して利用できるようにと、このような対処方法で臨みたいと、このように考えておるところでございます。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 いろいろとありがとうございました。

第3問としましては、これまでリニューアルというのはなかなか補助事業がございませんで苦労をしているということと、それから、ランニングコスト、それをカバーするためにいろいろと努力をされているということは十分承知しておりますので、それで、精いっぱい頑張っていただければありがたいなというふうに思います。

そこで、指定管理者制度そのものは、行政が指定管理者に施設の運営をお任せしたということだけでなくて、一緒によい運営を市民に提供し、それによって事業振興を図っていく目的があります。指定管理者とさまざまな形で、先ほど市長もおっしゃっておりますけれども、協議をすることは大切なことだと思います。

また、利用者や市民を、サービスを提供する、供給するという対象として考えるべきではなくて、例えば、教室事業の講師を地域の方々にお願いすることによって、地域との結びつきが強くなるとか、あるいは運営の中に入っていただく仕組みをつくることによって施設への愛着度が高まるといった、地域の力を利用するということも大切なことだと思います。

先ほど、市長からも触れられましたけれども、再指定に向けて当初の3年間の指定期間が終了するのが平成21年3月、3年目に当たる平成20年度の実績評価及び3年間の総合評価が出される前に、次の指定手続を行う日程となりますことから、18年度、19年度の評価はとても大切なことになってまいります。

また、予算の面でも原則3年間の管理者から提案された予算計画によるものとして、今、運営されているわけですけれども、同様の日程になると思います。設置目的に沿った運営がなされているか評価するとともに、管理者との協議を十分に行いながら対応していってほしいなというふうに思っています。

市民、指定管理者、行政が協働して各施設における事業振興に十分に取り組まれることを、御期待を申しあげまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

伊藤忠男議長 市長。

佐藤誠六市長 指定管理者制度というのは、民間の力をいかに活用するか。民間の知恵と力というものをどう引き出して、行政のやってきたもの以上のものを民間にやってもらう。指定管理者にやってもらうということだろうと思っております。

初めての大きな試みで、これは本市のみならず全国的な試みとして実施されておるわけでございますけれども、本市の場合は、今申しあげましたように、その効果というものが実質的に上がっておると、あるいは期待したような結果が出ておるということでございますので、でも、それに甘んずることなく、今後の指定管理者の運用に当たりましては、行政と一体となって、そしてまた、指定管理者の更新に当たりましても、十分評価実績を踏まえた中でやっていこうと、このように思っておるところでございますし、また、いろいろ、これが運営につきましては、ソフトの面で、さらに第三者の御意見なども承らなくてはならない分野も出てこようかなと、このように思っておりますが、そういう際にありましても、十分議論を重ねていただきまして、それらを活用してまいりたいと、このように思っております。

これからも、指定管理者、あるいは関係者との協議を重ねた中で、よりよい施設運営が図られまして、 市民の負託にこたえられるような施設の運営が図られるようにと、このように願っておるところでござ います。

散 会 午後1時58分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成19年9月10日(月曜日)第3回定例会

出席議員(18名)

1番	伊	藤	忠	男	議員	2番	石	山		忠	議員
3番	辻		登什	; 子	議員	4番	工	藤	吉	雄	議員
5番	杉	沼	孝	司	議員	6番	國	井	輝	明	議員
7番	木	村	寿力	に郎	議員	8番	鴨	田	俊	廣	議員
9番	佐	藤		毅	議員	10番	柏	倉	信	_	議員
11番	鈴	木	賢	也	議員	12番	松	田		孝	議員
13番	新	宮	征	_	議員	14番	髙	橋	勝	文	議員
15番	佐	藤	晹	子	議員	16番	JII	越	孝	男	議員
17番	那	須		稔	議員	18番	石	Ш	忠	義	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐	藤	誠	六	市	長	荒	木		恒	副	Ħ	fi	長
安孫	系子	勝		収 入	役	大	谷	昭	男	教	育 雾	長員	長
片	桐	久	之	選挙管理委	長	佐	藤	勝	義	農美	美委員	員会 会	長
那	須	義	行	総務課長(選挙管理委 事務局	併) 員会 長	片	桐	久	志	総~	合政	策課	長
秋	場		元	総 合 政 策 財 務 室	課長	菅	野	英	行	総合政党	合政第 女革推	き課行 生進室	f財 医長
尾	形	清	_	総合政策課立地推進	企業包長	熊	谷	英	昭	税	務	課	長
布	施	崇		市民生活記	果長	柏	倉	隆	夫	建	設	課	長
犬	飼	弘	_	建 設 都市整備	課室長	犬	飼	_	好	花· 推	緑・t 進	せせら 課	っぎ 長
佐	藤		昭	下水道調		安於	系子	政	<u> </u>	農	林	課	長
有	JII	洋	_	商工観光記	果長	斎	藤	健	_	健)	隶福	祉課	長
鈴	木	英	雄	会 計 課	長	荒	JII	貴	久	水	道事	業所	f長
今	野	要	_	病院事務	長	芳	賀	友	幸	教	官	Í	長
兼	子	善	男	学校教育記	果長	高	橋	利	昌	学指	校	数 育 進 室	課長
エ	藤	恒	雄	生 涯 学ー課	習ツ長	安孫	系子	雅	美	監	查	委	員
兼	子	良	_	監 査 委	員長	清	野		健	農事	業 <i>孝</i> 務	長 局	会長
事務周	引職員	出月	諸者										
鹿	間		康	事 務 局	長	安	食	俊	博	局	長	補	佐
渡	辺	秀	行	総務主	查	大	沼	秀	彦	総	務	係	長

議事日程第3号 第3回定例会平成19年9月10日(月曜日) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申しあげます。本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

伊藤忠男議長 日程第1、9月6日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成19年9月10日(月)

(第3回定例会)

	5年 9万 0日 (7.					(270 -			
番号	質問事項	要) i		問	者	答	弁	者
8	安心して暮らせる	小・中・高校生等通	学児童生徒の交通	5番			市		長
	まちづくりについ	安全対策について		杉沼	孝	司			
	て	交通要所の橋の架け	替えについて						
9	活気溢れるまちづ	祭り内容の検討につい	1て				市		長
	くりについて								
1 0	都市政策について	木の下土地区画整備	事業の現状と成功	16番			市		長
		に向けた課題について		川越	孝	男			
1 1	電磁波の危険性に	 陵西地区に高圧線鉄	妆,亦命化蛇凯盐	12番			市		長
' '						孝	П		হ
	ついて	画が示されている。そ		松田		子			
		磁波が今問題になって							
		波が健康に与える影響	への認識と寒河江						
	## NK I = 403 t	市の対応について							_
1 2	農業振興について	紅秀峰の里づくりと	小規模畑地化整備				市		長
		支援事業について							
1 3	ミズナラ枯れの防	本市のミズナラ枯れ	の被害状況につい				市		長
	止対策について	て							
		ミズナラ枯れの原因	となっている「カ						
		シノナガキクイムシ	」の予防・防除対						
		策について							
		駆除事業に対する国	・県の補助制度と						
		市独自の支援対策につ	ついて						
		関係機関と連携し、	防除のための研修						
		会の開催について							
1 4	農業振興について	さくらんぼ雨除けハ	ウスの建て替え等	8番			市		長
		への補助について		鴨田	俊	廣			
		有害鳥獣対策組織の	育成について						
1 5	少子化対策につい	妊婦健康診査の公的		17番			市		長
	τ	τ		那須		稔			
		マタニティーマーク(の活用について						
1 6	人に優しい対策に	自殺予防対策についる					市		長
	ついて	(イ)心の相談体制の取							
		(口)自殺予防対策協議							
		視覚障害者のための							
		への取り組みについ							
		(イ)活字文書読み上げ	-						
		て	、八旦の日及につい						
	l						l		

杉沼孝司議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号8番、9番について、5番杉沼孝司議員。

〔5番 杉沼孝司議員 登壇〕

杉沼孝司議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、4月の選挙期間中に多くの市民から寄せられた意見について、通告番号に従い、一般質問に入らせていただきます。

先に一般質問した、辻議員と若干重複する部分もありますが、初めての一般質問でありますので、御 容赦のほどお願いをいたします。

通告番号8番、安心して暮らせるまちづくりについて伺います。

通勤、通学、児童生徒の交通安全対策事業について、以下、順次お伺いします。

当寒河江市は、山形県の中心地点として、高速交通網で庄内と内陸を結ぶ拠点として、スマートインターチェンジの常設化の決定等、大変な事業獲得は、これまでの努力が報われた結果であり、佐藤市長の功績と敬意を表する次第であります。

御案内のとおり、当市の道路行政につきましては、都市計画マスタープランによる将来に向けた都市づくりに合わせ、その基本方向に沿って推し進められているところであります。また、市民が安全で安心な暮らしをするために必要な交通安全事業についても、国の行財政改革推進により、非常に厳しい財政状況の中にありながらも、計画的に実施していただいていることと思っております。

しかしながら、市勢の発展とともに、工業団地の拡張による立地企業の増加、就業人口の増加に伴い、 交通量も大変増加しております。また、高速交通網の進捗により、マスタープラン策定時より交通事情 が大きく変わってきており、交通安全対策が十分でないところもあるようです。

市道仲田内ノ袋線、いわゆる市立病院前の道路の交通安全対策についてであります。

昭和49年に寒河江市中央工業団地が開設されて以来、第2期、第3期の開発分譲と立地企業も順調に増加し、平成18年度現在、企業数78社、就業人口3,671名となっております。さらに、現在計画されております、第4期分に対する予定企業が4社から5社、従業員数が650名ほどと予想されているようであります。

当工業団地へのアクセス道路としましては、国道287号線、市立病院前通りなど、5方面からの進入路がありますが、平成4年に東北グンゼ前までの道路が開設されてからは、高速道路へのアクセスもあり、工業団地への最重要路線となり、市内外からのマイカーで通勤する従業員、大型トラックの通行量の増加、毎年6月から7月にかけては、日本一のさくらんぼの里のさくらんぼ狩り、30万人を超す花咲かフェアへの来場者を運ぶ大型観光バスの増加と、交通量の増加には数にいとまのないものがあります。

また、市立病院が現在地に移転開設後の昭和40年代後半より、この幹線道路沿いは宅地化が進み、生活密着型の大型スーパー、資材店舗等が立ち並び、人と車の出入りも非常に大きくなり、生活道路としても重要な路線となっております。

さらに、近隣には小中学校、高校があり、児童生徒、高校生の通学路ともなっており、朝夕の通学時間帯には人も車も自転車も、非常に危険な状況であります。少子高齢化の時代に突入し、大切な子供を守ると声高らかに叫んでいる中で、身に危険を感じながらの通学では本当に子供たちを守れるのかとい

うふうに思います。

十数年前から、歩道設置等道路改良の要望が学校、PTA、地域住民から頻繁になされており、側溝整備や側溝へのふたかけ等により、歩行者の通路確保に取り組んでおるようですが、それ以上に交通量の増加が激しく、危険性の改善が追いつかない状況であります。

当道路の整備につきましては、市の重要事業と位置づけ、県に対しても要望を行っているところであるようですが、その実現の時期も不明な状況であると伺っているところであります。ならば、その重要性にかんがみ、市の重要事業としての改良時期を明確にし、重大事故等の起こる前に、一刻も早く市民生活の安全を図るため道路改良を進めるべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、マスタープランにも掲げてあります寒河江公園には、東北一を誇るつつじ公園等もあり、本市のランドマークとして位置づけられておりますが、つつじ公園オープン中には、市外の観光客はもとより、市民の中でも道路不案内の方が多いようであります。ましてや、大型観光バス等は大変入りづらいのではないかと思います。特に、当市庁舎の裏側からの進入などは、道路が狭くなかなか進入路もわからない、そして、気づいたときには通り過ごしてしまってから、Uターンもできず大変苦労しているようであり、せっかくの公園が苦情に変わってしまうのではないでしょうか。

私は、寒河江公園を本市のシンボルとして市内外にアピールするためにも、通勤・通学路としても交通量が多いにもかかわらず、道路幅が大変狭い市庁舎の裏通り、いわゆる石持山岸線でありますけれども、この道路の改良を進めることが重要と考えます。ランドマークへのアクセス道路として、観光客の増加の観点からも進めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、交通要衝の橋のかけかえについて伺います。

今、最上川にかかる橋は、米沢市から酒田までの区間で77カ所あります。幅員等が狭い等の理由でかけかえ中の橋が、新設も含め6カ所となっているようであります。それらかけかえ中の橋は、歩行者、自転車の安全確保と、大型車両のすれ違いを可能にし、スムーズな交通の便と交通安全の観点からなされているものと思われます。

当寒河江市管内の最上川にかかる橋は、高速道路も含め10カ所ありますが、幅が狭く、普通車同士がすれ違うことのできないような橋が、残念ながらただ1カ所、平塩橋があります。この橋がかけられた昭和35年当時には、現在の経済の発展、社会情勢の変化、交通量の増加等は予想できないものがあったと思われますが、現状は認識しなければならないと思います。

近隣には、最上川ふるさと総合公園、チェリークアパーク等があり、また、寒河江西部方面、西川町、河北町方面より山形方面への通勤の要衝となっており、逆に中山、山辺、山形市からの寒河江中央工業団地への通勤の要衝ともなっております。さらに、中学、高校生の通学路ともなっており、特に朝夕の通勤・通学時間帯には、橋の上での自転車と自動車とのすれ違い、また、自動車から追い越されるときには、学生は怖い思いをし、危険を背負いながらの通行となっております。

過去に、乗用車同士がすれ違う際、お互い衝突を避けようとハンドルを少し切ったところ、欄干を突 き破り、車の前の部分が橋の外に突き出たことがありました。運転手は恐怖におびえておりました。

このような事故が二度とあってほしくないと思いますが、これらを解消し、通勤・通学時における安全の確保、地域住民も安心して通行できるような、車同士がスムーズにすれ違える橋のかけかえを検討すべきと思いますが、市長の御所見を伺います。

次に、通告番号9番、活気あふれるまちづくりについて伺います。

元気なまちづくりのために、日本一のさくらんぼの里寒河江を象徴する、さくらんぼに関するイベントとして、どこの町よりも先駆けて行われてきたさくらんぼの種吹き飛ばし大会、さくらんぼ囃子パレード、花咲かフェアとありますが、今年しばらくぶりにさくらんぼ囃子パレードに参加して感じたことと、観光イベントの改革について市長にお尋ねしたいと思います。

毎年、6月に行われますさくらんぼ囃子パレードですが、参加団体が25団体、参加人数1,365名で、ことし31回目を迎えました。このような長きにわたり継続して行われてきたことに対し、一市民としても心から感謝と敬意を表する次第であります。

しかしながら、天候もよかったにもかかわらず、大イベントにしては踊る途中の本部付近を除いた沿道には見る人がまばらで、全然いないところ等もありました。以前はもっとたくさんの観客がいたようでしたが、さくらんぼの里としてほかに負けない祭りでもありますので、なぜ観客が少なくなったのか、分析し、対策を検討する必要があるものと思います。

どこの祭りにも同じことが言えることだと思いますが、原因の一つにマンネリ化と、踊りに躍動感が足りなく、単調さから若者の参加が少なく、観客も少なくなっているのではと思われます。せっかくの伝統あるイベントでもありますので、踊りにもう一工夫をしたら参加者も観客ももっとふえるのではないでしょうか。

具体的に申しあげますと、基本的な踊りの原形は残しながらも、各参加団体独自にアレンジしたもの、若い女性がもっと参加したくなるような躍動感のある踊りにすれば、若い男性もついてくる。小さな子供さんの参加にはじいちゃんばあちゃんがついてくるといった連鎖反応で祭りが盛り上がり、参加者、観客ももっとふえ、町の活性化もさらに向上するのではないかと思いますが、市長の御所見を伺い、私の第1問を終わらせていただきます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、この市道仲田内ノ袋線の整備についてでございます。

小・中・高校生など、通学児童生徒の交通安全についての御質問でございますが、この仲田内ノ袋線の整備は、これまでもいろいろ工夫してまいりましたけれども、御案内のように、この道路というものは、市の都市計画道路山西米沢線として国道287号から主要地方道天童大江線、そして国道458号などの幹線道路間を結びまして、県営最上川ふるさと総合公園や、隣接する寒河江サービスエリア内のスマートインターチェンジを利用する朝日町、大江町方面からのアクセス道路ともなる路線になっておるわけでございます。

沿線には、御指摘のように中央工業団地や市立病院、中学校、大型スーパーなどが立地しております。 輸送トラックや自家用車などが市内外から集中するなど、歩行者や自転車及び自動車、交通量が大変多 い道路でございます。歩行者の安全確保を図るために、自歩道の設置などが課題となってきております。 市といたしましては、最上川ふるさと総合公園と寒河江サービスエリア、民間施設が一体となったチェリークアパークの利便性向上などのため、平成17年度から、市の重要事業に位置づけ、主要地方道天 童大江線から市立病院前を通り、最上川ふるさと総合公園、平塩橋を通過し、国道458号までの区間を、 山形県に対して一般県道中山三郷寒河江線の振替路線として道路整備の要望を行っているところであり ます。

市では、今年度も、県に対し要望しているところでありますが、広域的な視点からも、特に重要な路線であることから、西村山地方総合開発推進委員会の重要事業として当委員会、それから、西村山議長会におきましても県に強く要望しているところであります。

これまでの、当路線における安全対策といたしましては、道路側溝の未整備区間の整備や、ふたかけによる歩行者の通路確保などを実施してまいりました。御案内かと思います。今年度につきましては、さらに交通事故防止を図るため、外側線の設置を行っておりますが、明年度以降の早い時期において、通行の障害となる構造物の移設や、幅が狭くなっている市立病院前の橋の部分の改良などを検討し、また、冬期間においては、その除雪、排雪についても万全を期して、歩行者の安全を確保してまいりたいと考えております。

しかし、これらは恒久的な対応ではございませんので、どうしても全面整備を図る必要があると考えているところであります。御指摘の、県への要望が不明な状況であれば、市の事業として進めるべきではないかとの御意見もあったわけでございますが、ただ、今申しあげましたとおり、市では天童大江線から市立病院前、平塩橋を通り、国道458号までの区間を一つの路線としてあくまでも県事業として整備していただくようお願いしているところでございます。

次に、寒河江公園のアクセス道路の整備についての御質問でございました。

長岡山一帯に広がる寒河江公園は、眺望がよく、山形盆地や月山、蔵王、朝井連峰の山々が一望できる本市のランドマークでございます。また、東北一の規模を誇るつつじ公園は、県内外からも注目され、毎年多くの観光客でにぎわいを見せているところであります。

しかしながら、観光地としての条件整備という点では、まずは進入路がわかりづらいと。そして大型

バスが通行できるようなアクセス道路の整備については、これまでも課題となってきているところでございます。現在、寒河江公園への大型バスの進入路となりますと、主要地方道天童大江線の西寒河江跨線橋交差点から、寒河江高等学校、弁天沼を経由して公園に入るルートが比較的案内しやすいルートと思いますが、そのほかに、成人病センター方面から山岸方面、澄江寺のある新町方面からのルートとなりますが、狭隘な道路になっており、また、わかりづらい状況となっております。

寒河江公園へのアクセス道路のルートにつきましては、いろいろな案が考えられますが、一つ目は、市役所前から都市計画道路下釜山岸線山岸地内の延長上から入る中央ルート、仮称でございますが中央ルート、二つ目は主要地方道寒河江西川線の成人病センター付近から入る西ルートなどが考えられるところであります。これらのルートの決定に当たりましては、現況調査と将来の発展状況の予測、加えて建設費など、最も経済的なルートを選定するための作業に入りたいと思っております。

それから、次の質問は、平塩橋のかけかえについてでございます。

御案内のように、平塩橋は国道458号からチェリークアパーク、中央工業団地、国道287号へのアクセスとして、交通量も多くなってきており、また、中学・高校生の通学路にもなっております。しかしながら、幅員が4メートルと狭く、車の相互通行ができる2車線が確保されておらず、また、自転車、歩行者の交通量も多い状況にあることから、交通安全上大きな課題となっているところでございます。

この課題を解決するためには、既存の橋を拡幅するとなれば、現在の橋脚の構造では上部を広げることは不可能であり、新たにかけかえを要するものと考えております。橋のかけかえとなれば、事業費については莫大なものとなり、市施工による規模で整備することは難しいものであると考えております。そのため、先にも申しあげましたとおり、天童大江線から市立病院前の通り、チェリークアパーク、平塩橋、国道458号までの区間について県道として整備していただくよう、市の重要事業として県に対し要望しているところでございます。

今後とも、交通安全上、また、広域的な役割など、その重要性を訴えながら、具体的な実現にむけ、 県と協議を進めてまいりたいと考えておりますが、整備までの間、交通の安全、また、橋の維持管理に 努めてまいりたいと考えております。

次に、活気あふれるまちづくりについてお答え申しあげます。

本市は、日本一さくらんぼの里として、他市に先駆け、さくらんぼにこだわったまちづくりを進めてまいりました。具体的には、御指摘もありましたが、観光拠点施設のチェリーランド、高速交通時代にリンクしたチェリークアパークを初め、町中の街路灯、橋の欄干、ガードレール、マンホールのふたに至るまでさくらんぼにこだわり、ソフト事業としましても、全国的に有名なさくらんぼの種吹き飛ばし大会、第31回を迎えましたさくらんぼマラソン大会、さくらんぼ囃子パレードなど、多くのイベントをさがえさくらんぼ祭りとして展開してきたところであります。これらの取り組みにより、日本一のさくらんぼの里寒河江を全国にアピールし、寒河江のさくらんぼを日本一のブランドとして確立できたものと思っております。

さくらんぼ囃子パレードの観客が少ないので、その原因を分析し対策を検討する必要があるのではないかとのことでございますが、近年、観客が少なくなっていることは御指摘のとおりであり、その対策について検討しなければならないと認識しております。祭りは元気な町の象徴であり、さくらんぼ囃子パレードも市内外からたくさんのお客さまを迎えられる大きなイベントとして継続してゆく必要があると考えております。

観客が少ない原因についてはいろいろあると思いますが、マンネリ化や踊り自体が華やかさに欠けることもその一つではないかと思っております。近年においては、徳内ばやしなど、若い女性たちが激しい動きのある踊りを見せる祭りも出てきており、多くの観客を集めているようですが、これらの祭りをただ単に真似することなく、寒河江らしさというものを重要視し、独自性、特徴を出すことが大事ではないかと考えております。

その上で、先日の辻議員の質問にもお答え申しましたが、若者が参加したくなる、また、見に行きたくなると思うような、他の民謡や踊りを取り入れたり、踊り方をアレンジするなど、さまざまな趣向を変える必要があると考えております。

ことしのパレードにおいても、各団体がそれぞれの趣向を凝らしており、特色のある踊り方、例えば テンポが速く躍動感のあるダンスやクラシックバレエを取り入れた踊り、鳴物を使ってにぎやかに踊る 団体などがありました。昔を思い出させるような踊りや、躍動感あふれる若い人を中心とした踊りなど、多くの方に見に来ていただける魅力あるパレードとなるよう、参加者や見物客などいろいろな方面から 御意見をちょうだいしながら、まつり実行委員会において検討してまいりたいと考えております。 以上です。

伊藤忠男議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 大変詳しい御答弁ありがとうございました。

しかしながら、市道仲田内ノ袋線なり、あるいは橋のかけかえ等、財政上も、あるいは工事金額等にしましても、大変な額になるんじゃないかというふうに感じておりますけれども、やはりその辺は、重要性にかんがみて進めなければならないものというふうにも思われます。したがいまして、現在行っております県に対するところの要望、これらも、やはりさらに強力に推し進めていただき、できるだけ早く、この改良時期の明確化、見通し、これらを立てていけるようにお願いをしたいものだなというふうに思っております。

それから、寒河江公園へのアクセス道路の設置でありますけれども、寒河江公園のアクセス、市役所の中央通りからの道路、それから成人病前からというふうにありますけれども、この中には、保育所もあり、また、高校、あるいは当市庁舎への通勤の方なり、たくさんおるわけでありまして、特にこの山岸線ですね、そこのところからこの長岡山に入っていく、もうちょっと北側の方ですか、あの辺も非常にわかりづらいところでありますし、道路が狭くて、「あら、あそこから入るんだっけ」とわかっても戻れないというふうな状況になっております。

したがいまして、今の山岸線のこの道路をもっと広くできないものかなというようなことを一つ、さらには、アクセス道路が完成するまでの間は、よく見られるのが大江町のユリの関係、あれなどは、遠くから、もうとんでもないところから案内板を掲げておるわけでありまして、このつつじ公園にももっと、例えば、東北電力のあたりからとか、それから、石持から山岸に入ってくるあたりにも、さらにはこのちょうど裏側の方からつつじ公園の裏の方に登っていく、 水源池の方に登っていくところあるわけでありますけれども、ちょうどあの登っていくところはカーブにもなっておって、非常にわかりづらいというふうな状況でありますから、この案内板をところどころに立てる。過去に私も、県内の人ですけれども、どうやって案内したらいいのかわからなくなる。地図を10枚ほどファクスしてやって、そしてようやく来れたというふうな状況でもありますので、そういう案内板をもっとたくさん、道路ができるまでは、案内板をたくさんつくるというふうな方法でもとっていただくというふうなこともやらなければ、やれるんじゃないかなというふうに思いますので。その辺についても、よろしくお願いを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、さくらんぼ囃子等については、先日の辻議員の質問の中でもお聞きしておりました。さらには先ほどの市長の答弁の中で承知しましたけれども、とにかく、長く続けていく、そして市民からもっと喜んでもらえるような踊りを、もっともっと実行委員会等にもお諮りいただきながら進めていただくようにお願いを申しあげまして、私の第2問というふうにさせていただきたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問目で答弁したことにほとんど尽きるわけでございますけれども、まずはその陵南中学校の前の通りでございますが、先ほど答弁申しあげましたように、当面といいますか、まずはあそこにありますところの障害となっておりますところの水門とか、橋が余りにも狭いと、こういうことの局部的な改良にはまずは手がけてまいろうとこう思っております。そうしますと、かなり私は違ってくるのかなと、このように思っております。そういう意味におきまして、先ほど答弁申しあげましたように、早い機会にこれに着手してまいろうとこのように思っております。

それから、特にこの冬期間の雪が、歩道、歩道というあれはないわけでございますけれども、側線の外側に除雪されるものですから、特に中学生の方々、一般通行者が非常に難儀をしている状況でございますので、あの路線を何とか除雪、それから排雪というものを徹底して、冬期間においても交通の安全というものが確保されるようにしてまいりたいとこのように思っておるところでございます。

それから、長岡山に通ずるところの道路でございますけれども、中央ルートとか、あるいは西ルートというようなことを申しあげまして、これからその検討に入らなければならないと。今までもそれはやってきておったわけでございますけれども、本格的にこれらの調査研究に入りたいとこのように思っております。

何にしましても、非常に現在の道路状況からいきますと、外から見ますと「ああ、あそこにつつじ公園があるな」と、つつじが咲いておるなということは非常に眺望がきくわけでございまして、112号からも非常に見ることができるわけでございますけれども、いざ市内に入ってきますと、非常にわかりづらい道路になっております。

案内板の話もございましたけれども、案内板にしましても、市といたしましても、あるいは関係団体とも連携しながらかなり多くをやっておるわけでございますけれども、やはり中に入りますと、外から来た方というのは、非常にわかりづらい道路になっているのが現状かなとこのように思っております。そういうところで、なお一層、案内板等々については考えてはまいりますけれども、やっぱり公園に通ずるところのどれが適当なルートなのかと、あるいはそれを連絡するような上り、下り、そんなこともうまく可能にできるような、そして周辺の幹線道路に向かうことができるようなことができるようにと、このように願っておるところでございます。

それから、寒河江のまちづくりのためのさくらんぼ囃子等々でございますけれども、今はパレードというのは、踊りの行列というのは大変難しい状況に、どこでもなっておるのじゃなかろうかなあとこう思っております。新たな企画をやっておる市町村もありますけれども、それも一過性にとどまって、長く続けるということになりますと、大変なものになってきます。

それにおきましては、やはり歴史というものがあるんだと、あるいは踊り全体が、パレード全体がみんなに楽しまれるような、そして参加できるようなものに変えていかなくちゃならないなあとこのように思います。

寒河江の踊りは、割と単調といいますか、静かな踊りだとこのように見ておりますけれども、そうい うものには飽き足らないところの観衆がいらっしゃるのではなかろうかなと。

そうしますと、先ほど辻議員にも答弁申しあげまして、今も申しあげましたけれども、いろいろなものを、やはり寒河江らしさというものを取り入れながら、そして、寒河江の囃子パレードの特徴というものをつくっていく必要があろうかなとこのように思っておるところでございます。

伊藤忠男議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 ただいままでの市長からの答弁でよくわかりました。ひとつ、引き続きこれらの問題解決に向けて取り組んでいただくようにお願いを申しあげまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号10番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 通告番号10番、都市政策について、木の下土地区画整理事業の現状と成功に向けた課題について、市民の皆さんから寄せられた声をもとに、私の考えも含め端的に質問しますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

木の下土地区画整理事業は、当初から地盤や地質的な課題はあっても、十分な耐震地盤対策を講ずることと、内回り環状線となる都市計画道路落衣島線を南北に、そして下釜山岸線を東西に延びる主要道路として一体的に整備することで、既存の旧市街地や新興地域及び国道112号線などからのアクセスも確保され、かつ適正な価格が設定されることによって、優良な宅地が供給されると同時に、旧市街地の整備を誘導する事業としても期待されています。

8月21日に開催された市議会の定例議員懇談会で、木の下土地区画整理事業ほなみ団地の進捗状況についての説明がありました。それによると、保留地の分譲が募集を開始した15区画中4区画の分譲と思わしくなく、組合としても事務局長の配置や現地事務所の開設、2%の紹介料の支給、全戸へのチラシ配布、団塊世代のUターン対策、ハウスメーカー対策などさまざまな対策がとられているとのことです。

保留地分譲が計画通りに進まない場合、金融機関からの格付や今後の融資への影響が懸念されます。 これは、組合にとって資金計画の面からも極めて重要な問題だと思います。

従って私は、現状を直視したときに、この事業を進める上で重要なポイントが三つあるのではないか と思います。

その一つは、幹線となる道路をまず先行してつくることだと思います。そのためには、未同意者対策を早急に行い、全体の合意形成を図ることが二つ目のポイントだと思います。そして三つ目のポイントは、地質や地盤に対して安心していただける対策と説明をすることだと思います。

私は、木の下土地区画整理事業は、実施主体が組合方式といえども、本市にとって多額の財政支出を 伴う事業であると同時に、市街地整備の観点からも成功させなければならないものだと考えております。 そのような立場から、3点について伺います。

一つは、越井坂方面からの出入りを可能とする都市計画道路落衣島線など、道路築造を優先し、まずは主要道路のアクセスを万全にするために、計画の変更を指導すべきと思いますが、このことについての見解を伺います。

二つには、未同意者についてであります。地権者118名中未同意者は何人いるのか伺います。その未同意者が仮換地指定を認めない場合、どのようになるのかもあわせてお伺いいたします。

そして三つ目には、地質や地盤について理解や安心を得るために実施した調査結果と、それに基づく 具体的対策、及びその結果耐震性がどのように確保されているのかを伺います。

以上3点について端的に質問しましたが、心配されている市民の方々の声にかみ合った答弁を期待を いたしまして第1問といたします。 伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

木の下の土地区画整理事業につきましては、スプロール化の防止と宅地化の促進、さらには幹線道路の整備を行いまして、住みよい健全な市街地形成を図るということから大変重要な事業であり、市といたしましても、事業主体でありますところの土地区画整理組合に対し、まちづくり交付金事業を取り入れたり、運営についても全面的に支援しているところでございます。

この住宅団地は、豊かな田園都市である寒河江市の原風景をイメージして、稲穂が実るように発展していく町になってほしいという願いを込め、愛称としましても、御案内のようにほなみ団地と命名しておるわけでございます。

ほなみ団地は、平成18年度に本格的な工事に着手し、平成19年3月には第1期目の分譲を、また、8月には第2期目の分譲を開始しております。そして、それらの分譲を進めるために7月から事務局長を配置し、組織の強化を図るとともに、9月1日に現地へ事務所を移転し、来訪者への対応改善を図っております。さらに、保留地の紹介を助長するため、売買が成立した場合には、御案内のように、紹介者に対し土地代の2%を報奨金として支払うことにしているようであります。

今年度の工事につきましては、都市計画道路落衣島線をできる限り延長して整備し、下釜山岸線についても、整備するとともに、スーパー用地を含めた下釜山岸線の北側一帯について道路を舗装まで仕上げ、区画地も整備まで完了するように鋭意進めているようであります。また、第3期分譲については、来春に照準を定め、道路は舗装まで整備された形で見ていただきまして、お客様に好感の持てる状況にして売り出したいと計画しているようであります。

都市計画道路をアクセス道路として早期に整備すべきじゃないかと、その御質問の都市計画道路落衣島線を、早期に県道天童大江線につなげて、区画整理地内へのアクセス性を高めるべきではないかということなわけでございますけれども、もちろん組合としても同様の考えを持っており、現在の区画整理地への入口は、都市計画道路落衣島線の西根側からのみとなっておりますので、天童街道へのアクセスを最優先にしなければならないということで、市道の比較的幅員のある丸菱食品のところまでは平成20年度には接続できるように計画を変更することにしているようでございます。

一方の都市計画道路下釜山岸線につきましては、区画整理地内は組合が施工し、その西側から中央通りまでは市施工で事業を進めているところであります。第1段階として、寒河江小学校前の通りまでの工事を早急に完成させ、アクセス向上を図り、さらに中央通りにつなげるよう推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、未同意者からの理解を得る努力をどうやっているのかという質問でございますが、区画整理事業に対する同意につきましては、組合設立の段階では85%で、未同意者のほとんどが宅地所有者が多く、換地先や個々の減歩率、移転補償などが明確に説明できなかったことにより、提示されてから検討するというのが大半のようでございました。

その後、換地設計などを踏まえ、平成17年度に仮換地指定に向けて組合員全員に個別説明を申しあげ、 さまざまな意見を調整し、平成18年6月14日に都市計画道路下釜山岸線の北側の区域について、仮換地 指定を行っております。また、平成19年4月3日には、その南側の大川の堰までを第2回目として仮換 地指定をしているわけでございます。仮換地指定に当たりましては、換地規程及び土地評価基準、換地設計基準に基づき設定しており、これまでは、いずれも組合員からは不服申し立てはないところであります。組合としましては、第3回目の指定に向けて、残る天童街道までの区域について進めており、役員が一致協力し、誠心誠意全力を挙げて組合員に対し説明に当たり、来年3月までに仮換地指定をしたいと考えているようであります。この仮換地指定に不服がある場合は、60日以内に県知事に対して審査請求をすることができますが、行政不服審査請求を提出された場合でも、法的には工事に着手できないこととはなっておりません。しかしながら、強引に着手すれば地権者の感情を逆なですることになり、問題解決が長期化することが懸念されますので、とにかく不服の内容を的確にとらえ、誠心誠意説得に当たって同意を得るように努めてほしいと考えております。

次に、地盤対策のことでございます。

地質調査をした結果を踏まえまして、宅地として木造2階建て程度に相当する1平米当たり3トンの荷重に耐えうる地盤にするため、盛土荷重による圧密沈下工法を採用し施工しておるわけでございます。 そして、盛土により、設定された高さまでの沈下後、残った盛土を撤去し、宅地については砕石により整地し完成することになります。

なお、保留地を購入していただき現在建築中の住宅につきましても、基礎については一般的な工法で施工されており、地盤対策の効果を証明しているものであり、耐震性は確保されているものと考えております。

木の下地区の地盤については確かに泥炭層はありますが、それらは他市町の地域でも一般的に見られるもので、その下にある硬い礫層の支持基盤は、むしろ他市町の区画整理地区よりも浅い位置にあり、よい地盤だと思っております。

市にとりましても、まちづくりと市勢発展のためにも大変重要な事業でありますので、木の下土地区 画整理事業の成功に向けて、組合と一体となり、今後とも全面的に支援してまいりたいと思っておりま す。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 1 問に対する答弁いただきました。

私の提起した問題意識と一致するものでありまして、さらに議論や理解を深め合うという立場から2 問に入りたいというふうに思います。

一つは、2問についても端的にお尋ねをしたいと思います。一つは、南北の幹線道路である木の下地区の落衣島線の整備について、これを、優先をして進めたいというふうな形であったわけでありますけれども、具体的にお尋ねをしたいと思います。

19年度の実施計画では、木の下地区区画整理事業費が平成15年から22年度まで、まちづくり交付金事業が18年から22年までとなっています。落衣島線の整備は何年度にできる予定なのか。22年度までの実施期間はありますけれども、何年度にあの区間の道路ができ得る予定なのかお尋ねをしたい。また、その落衣島線の関係については、費用はどちらの方から出るのかお尋ねをします。

二つ目には、東西の幹線道路となる下釜山岸線について伺います。これも、実施計画では実施年度は 平成17年から24年度にかけ、総事業費 9 億500万円で、七日町から中央通りまでの区間340メートルを整 備するとなっています。そこで、先ほどの 1 問の答弁では早急に小学校前の通りまで手がけたいという ふうな答弁もあったわけでありますけれども、24年度まで中央通りまで完了できるのかどうなのか。そ の見通しについて伺いたいと思います。

また、先ほどは工区区分をするような、に私は理解をしたんですが、寒河江小学校の学校通りまでの 完了年度は何年になる予定なのか、お聞かせをいただきたいと思います。この道路は、大型スーパーが 進出する上で大きくかかわる要因でもあろうというふうに私は思っていますので、お聞かせをいただき たいと思います。

それから、三つ目は、落衣島線の工区と未同意者の関係です。南側の仮換地を予定している18年、19年度の分、ことしの4月までの分については不服申し立てもなかったというふうな1問目の答弁でした。しかし、20年3月に予定される部分が道路の築造もなかなか大変。それから、未同意者も土地所有者の同意がおくれているために北側からの整備、越井坂の方からの整備がおくれているのではないかというふうに思うんです。従って、落衣島線についても、先行して整備をできなくなっているのが、この同意がおくれているためではないのかというふうに思われます。

したがって、現在どうなっているのかわかりませんけれども、私が質問を通告した時点では、私のもとに本来この事業に積極的に協力をし、リーダーシップを発揮していただけるべき元県議会の議長や、市の観光協会の会長などが換地方法などをめぐって合意が得られていないというふうなお話も聞かされました。

したがって、これは間違っていれば訂正をさせていただきたいんですけれども、事実であるならば、 やっぱりここが一番ポイントになっているのではないかなというふうに思いますので、市長みずからが、 これらの未同意者と言いますか合意がまだできていない方々に対して、積極的に協力要請をすべきだと 私は思うんです。

この事業の成否は、事業計画に対する全地権者の合意が得られるかにかかっているというふうに私は思う。法律上は、先ほど1問目で答弁ありました。不服あった場合には60日以内に知事に不服申し立てをするというふうな。しかし、事業そのものは続けてやれるんだというふうなお話でありますけれども、

私は、こういう見識のある人たちが、まだ合意できないのであるとすれば、何が問題なのか、もっともっと話し合いをすべきだというふうに思うんです。

そして、全体的な合意を得て、この事業というのは向こうの方から、越井坂の方からも道路を早急につくって、あの道路をつなぐと。そして、現場を見られるような状況をつくることが重要だというふうに思いますので、このことについて市長の御見解をお聞かせをいただきたいというのが三つです。

四つ目には、地盤の耐震性についてでありますけれども、このことについては、建築確認に際して耐震にかかわる手続が変更されたことや、政府の地震調査委員会が先月発表した山形盆地断層帯の再評価で、寒河江市を基点に南北に区分されること。そして、北部の方が今後30年間の発生確率が最大で8%というふうに、これまでより1ポイント高くなったことなどから、土地を求める人の関心や不安がまた高まっているんですね。したがって、先ほど1問目で答弁あったようなことを、やっぱり積極的に周知をしていくということが必要だというふうに私は思うんです。

そういうふうな、地盤の問題についてマイナス的な要因だからちょっと触れないでいこうというようなことではなくて、積極的に調査した結果の土壌と対策した結果、そして1問目でもお尋ねしているんですけれども、その結果耐震性はどのように確保されたのかということを、やっぱり科学的に土地を求める人に教えていくということが今必要なのではないかなというふうに思いますので、そして安心と理解を得るべきだというふうに思っています。このことについての見解を求めまして、第2問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時55分とします。

休憩 午前10時43分

再 開 午前10時55分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かの御質問がございました。

完成年度でございますけれども、落衣島線につきましては、先ほども答弁申しあげましたように、天童街道の方の道路の広いところまでは、1年繰り上げまして20年度までにやるというように決めたところと、このように伺っております。

それから、下釜山岸線につきましては、これは、これまで実施計画等において、市において発表して おるところでございますので、その線に沿って計画に向けて整備するように努力してまいりたいと、こ のように思っております。

それから、未同意者の関係がございました。西根街道の方から工事を進めてきたというのは御案内かと思いますけれども、西根街道の側の方は、保留地の数が非常に多いわけでございまして、区画整理の地域の状況を見ましてもおわかりかと思いますけれども、そういうことで、区画整理した、そして仮換地を早く進め、そして分譲処分と、こういうことになるわけでございますが、なるべく早く保留地処分ができるような方からということで、西根側の方から事業も進め、あるいは分譲も早めてきたとこういうことでございます。

それから、未同意者に対して説得に当たることがなお必要でないか、時によっては市長もそれに出ていって未同意者の御理解を得るようにというような話がございましたけれども、まずは第一義的には施工者でありますところの組合の方から積極的に働きかけてもらいまして、組合の方から要請があれば、私も市の大事業でございますし、新しいまちづくりがこのように必要なことなどを理解してもらいながら私も行くことにはやぶさかではございません。

それから、地盤対策でございますけれども、圧密沈下法ですか、それを1問でも答弁申しあげましたけれども、これらに対しましての十分な計画と十分な施工方法をとりながら地盤対策には臨んでおるわけでございまして、現在におきましても、建築していらっしゃる方もいらっしゃるわけでございますけれども、問題なく進められておるものとこのように思っておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 大分、2問目で理解がさらに深まりました。

それで、逆に地盤の方の関係からですけれども、努力されているのは十分わかります。したがって、その結果について、土地を求めようとしている人たちに、あるいは市民を含めて周知をするということが極めて重要だというふうに思いますので、これ、ぜひ組合の方にそういう立場での指導をしていただきたいし、あと、行政自体もそういうふうにしていただきたいということを重ねてお願いをいたします。それから、未同意者の関係、ぜひ、もちるん組合が主体ですけれども、市の大きな事業で、都市計画道路変衣息線や下釜山岸線などは、市の都市計画道路でもありますので、ぜひ行政としても、その長と

されから、木向息者の関係、せい、もちろん組合が主体ですけれども、市の人さな事業で、郁市計画 道路落衣島線や下釜山岸線などは、市の都市計画道路でもありますので、ぜひ行政としても、その長と して市長も積極的に合意形成できるように取り組みをさらに強めてほしいということを申しあげておき ます。

それは実際問題として、私もあそこ何回か行っているんですけれども、今、1期、2期分の保留地分譲しているわけですけれども、越井坂の方から行けば、農道をずうっと行って車も交差できないという状況、そしてその区画整理した前まで行って、それからが今度ずうっと西の方に行ってあの家際をずうっと狭いところを抜けていって、西根小学校の通りまで行ってからでないと中に入ってきて見られないという、こういう状況は早くやっぱり解消すべきだというふうに思うんです。

したがって、そのためにも、やっぱり未合意者というか同意者というか、そういう方々に対して理解 を得る行動をすることによって、その道路が早くつくられるものというふうに思います。

あと、やっぱり心配されるのは、その道路がきちっとできないというと、あるいは下釜山岸線も24年度までにこの市役所の通りまでつくる実施計画になっているわけでありますけれども、先ほどの答弁では市長は努力したいと、もう計画がそういうふうになっているんだから、その実現に向けて努力したいというふうにおっしゃられるわけですけれども、こういう財政状況、経済状況、国の方からの補助の出ぐあいなども現実的なものがあるわけです。したがって、本当に24年までできるのかできないのか、この辺の見通しを組合の方に正確に伝わらないというと、市からは24年度まで来るんだと言って、それだとこの中央通りからも大きい道路につながる。だというと、大型スーパーなどへの買い物客の足も確保されるというふうに見ていくのと、それがまたさらにおくれるというふうになるというと、いろいろ組合自体の計画にも影響が出てくるんではないか。

ましてや、大型店舗の部分というのは、1町2反、一升です。中に全然、道路も何もないわけでありますから、もし変更のある場合など、大きく変わってくるというふうなことなどもありますので、組合自体が後で困るなどというふうなことのないように、十分な意思疎通を図りながらやっていくことが行政としての極めて重要なことであろうというふうに、私は今現在心配されるものですから、本当に24年度で大丈夫なのか、その見通しが、努力するのはわかります。だけれども、厳しいんであればその旨が組合に伝わっていないというと、後々に困るようなことがあってはならないという立場からお尋ねをしているということを御理解をいただいて、ここでできないにしても、内部で検討して、そしてもし万が一そういうふうなことが想定されるんであれば、組合との十分な意思疎通を図りながら、組合自体が後で困るようなことのないように、特段の配慮をお願いをしながら、そういう立場での発言をして3問にしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほども申しあげましたように、24年度までの見通しでございますけれども、これは組合におきましても十分了知しておるわけでございますし、それを的確にスムーズにそれに向けて整備ができるようにということは、組合のみならず、本市としましても、そのまちづくりにおきましては必要なことでございますから、計画に沿った整備というものができるようにとこのように思っております。いろいろおっしゃるように、国からの補助なり、あるいは県の負担金なり、あるいは市の財政事情と、これはありますけれども、本市にとっても、あるいは組合にとっても大事業だということからしまして、計画に沿った整備というものができるようにということでおります。

それから、当区域内の地盤の問題、これは何も十分これまでも周知しての努力は払ってきておるわけでございますし、何もここの地盤がどうのこうのということにつきましても、いわゆる対応というものは、十分分譲を受ける方につきましても了知して、そしてそれに向けた組合の対策というものが本当に十分な対策をとっておるんだというようなことにも、これは御理解を得ていただいておるということを私は思っておりますけれども、なお一層、これらにつきましても意を配ってまいらなくてはならないとこのように思っております。

それから、市長がなお一層未同意者に対しましても合意形成を図っていけと、こういうような御注文でございますけれども、それは、私としましては先ほど答弁申しあげましたように、一向に未同意者に接触して御理解を求めるようなことにやぶさかではございませんですし、組合としても精力的にその辺には取り組んでいらっしゃるわけでございますので、市長としての私も努力は惜しまないとこういうことで、御理解に向けての私としての努力は払ってまいりたいと、このように思っておるところでございます。

なお一層、これまで土地区画整理組合と連携を密にして、組合も先ほど答弁申しあげましたように、 事務所を移転して、保留地処分を求める方々に対しての現地での説明などもやりやすくということもあ りますし、取り組んでおりますし、また、事務局を指導するところの局長も配しておるわけでございま す。その取り組み方というものは、十分、組合のみならず地権者等々にも御理解をされてきておるんだ ろうと、このように思っておるところでございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 当局も努力されていること、十分わかります。しかし、私、問題提起したこと、現状を直視した場合という部分がありますので、これから執行していく上で、十分担当課としても配慮して、あるいは市長にも問題提起した部分について改めて受けとめていただいて、執行に当たっていただきたい、ということを最後に申しあげて私の質問を終わります。

松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号11番、12番、13番について、12番松田 孝議員。

〔12番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、日本共産党と通告内容に関心を持つ市民の声を踏まえて、以下通告順に市長に質問いたします。

最初に、通告番号11番、電磁波の危険性について伺います。

世界的にIT化が急速に進行する中で、私たちの生活において電磁波とのかかわり抜きに生活は成り立たないほど、いろいろな電磁波があふれていると電気事業者は言います。確かに、周辺を見渡せば、電力の高圧線や電波塔から発するもの、日常生活で使用している電子・電気機器などから発せられる目に見えない不要な電磁波が、多種にわたって存在しているのが現状であります。

今回、陵西地区の臥竜橋町内に、新白岩変電所(仮称)新設計画がことし2月に電気事業者から町内会、地権者などに示されました。8月には安全基準なども含めた説明会が行われました。説明によれば、送電線の下の電磁波の値は、世界保健機構のガイドラインをはるかに下回る値で、電力設備から発生する電磁波は、人の健康に影響しないと言い切っています。つけ加えて、家電製品を使用することの方が高い値になると説明されました。

しかし、最近の新聞報道やマスコミからの情報、さらには国会の質疑からも、慢性的な電磁波を浴びることで健康に悪影響が懸念され、全国的に問題提起や移転をめぐる訴訟まで起きています。

そこで伺いますが、送電線鉄塔や、変電所、また、携帯電話用基地局の設置をめぐるトラブルが発生 した場合、本市ではどのような対応をしていくのか伺います。

また、現在は人体への影響が不透明であることから、疑わしきは回避せよという予防原則を重視し、 さらには住民の不安を払拭させるために設置場所の変更要請を電気事業者に求めていくことも必要と考 えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、農業振興について質問いたします。

さきの台風9号の影響で、山形県内で約21億円の農産物被害が出たことに対し、心からお見舞いを申しあげたいと思います。

本市の主力作物であるさくらんぼは、春先の異常気象が響いて記録的な不作となり、収穫量は地域差や個人差もありましたが、市全体としては平年の約65%であったようであります。これらの原因は、異常気象の影響もありましたが、ほかに、受粉樹の不足や、日ごろの栽培技術なども要因として考えられると農家の声です。

一方で、寒河江市では、収益性が高い紅秀峰の栽培を推奨していることで、他の果樹からの切りかえや、水稲からの転換が図られています。2005年度現在の結果樹総面積は、408ヘクタールと右肩上がりに拡大してきています。寒河江市管内の主要なさくらんぼ結果樹面積は、2005年統計で佐藤錦が315ヘクタールで全体の77%、ナポレオンで62ヘクタールで15%、高砂15ヘクタール、それに紅秀峰、紅さやかなどを合わせて16ヘクタールとなっています。

こうした栽培状況の中で、17年度から、紅秀峰の新植拡大運動が県の補助事業を活用しながら推進してきました。その目標は、平成19年度までに市全体で50ヘクタールと掲げてきましたが、その結果は目

標を大きく下回りました。この原因は、一つは紅秀峰の栽培が、佐藤錦とは栽培方法も違い、管理作業に大きな労力が必要なことです。二つ目には、同時に高品質のさくらんぼでなければ市場価格が極端に低下することです。三つ目として、収穫時期が他の果物とかち合うことで、一般的な贈答品としての販路が縮減してしまうなど、将来的に不安定な要素が山積していること。さらには、担い手が高齢化していることから、規模拡大や新たな新植を見合わせるという現実的な問題も起きています。

そこで伺いますが、今回の紅秀峰新植計画での目標面積が大幅に下回った原因は、どのように分析されたのか伺います。

次に、昨年度に示された実施計画では、紅秀峰里づくり整備補助事業を来年度以降も事業化を図るとしていますが、18年度の結果を踏まえた中で具現化は困難と考えますが、今後の事業化について市長の見解を伺いたいと思います。

次に、ミズナラなどのナラ枯れの被害の防止対策について伺います。

我が国は、国土の3分の2を占める森林大国であります。もし、この森林がなかったら、世界でも有数の雨量の多い国である日本では、大雨が降れば山々は火山岩類が多いことから崩壊し、泥流、洪水などで山間地はもちろんのこと、平野部の田畑や住宅地まで大惨事となることが懸念されます。そのために、森林は文字通り国民の生活に欠かすことのできない大切な財産であり、特にナラ類は里山を形成する上で最も大切な樹木となっています。

森林の異常に気づいたのは、先日、研修で新潟県に行った際に、車窓から見る山々が赤茶けて見える 状況が延々と続いていたことです。同乗者から、「もう紅葉か、今年は暑いから早いのか。ところで、 あれは何の木だ」と尋ねる声もありました。現実は、季節外れの紅葉ではなく、葉もつけたままで立ち 枯れしているミズナラでした。広大な感染被害のすごさは、過去に見たSF映画の光景と重なりました。

この原因は、通称ナラ菌が樹木内に繁殖し、水分を吸い上げる機能が失われたために、木の葉をつけたまま立ち枯れするのが特徴です。そのナラ菌を運び、被害を蔓延させる犯人は、木に穴を開けて入り込む体長5ミリメートル弱のカシノナガキクイムシです。この害虫が集中して入り込むことで、枯れる可能性が高いと言われています。現在、松くい虫被害は日本列島を北上していますが、それに歩調を合わせるように、集団で枯れるミズナラ枯れが日本海側を中心に感染被害が広がってきているのが実態であります。

県内でのナラ類枯れは、1958年に確認されていますが、当時は炭焼き燃料などのために頻繁に伐採が行われ、森林の更新が繰り返されたことで、病害虫の発生が抑制されてきたようであります。感染被害の広がりは、国が1960年代に木材の輸入自由化を実施したことにより、新たな病害虫が入り込んだこと、安い輸入木材の影響で国産材の需要が減り、価格低迷が続いたために、森林所有者は経営意欲を失い、森林林業を荒廃させたことが要因となりました。

その結果、感染爆発が起こり、広大な松林が次々と消滅し、最悪の事態となったことは記憶に新しいところであります。その余韻もさめない中で、県内でもナラ枯れ被害が拡大しつつあります。報道によると、県内のナラ枯れは、1997年ごろから旧朝日村を中心に、庄内地方で急増し、2002年には最上地方に、さらに2004年にはお隣の西川町の山地で被害が確認されたことから、本市においても感染被害を危惧する声が上がっています。これまでのように、森林の荒廃や病害虫の異常発生などに対し、森林所有者任せではなく、行政みずから被害調査や予防・防除対策など、適切に指導を行い、国土の保全を図っていくべきと考えます。

そこで伺います。最初に、本市におけるナラ類枯れの被害状況と、監視体制について伺います。

2点目、集団ナラ枯れの原因となっているカシノナガキクイムシの駆除は、タイミングとスピードが要求されますが、予防・防除対策はどのように対応していくのか伺います。

3点目、これらの駆除事業に対し、国、県の補助制度が確立されているのか、また、市独自の支援対策はどのように検討しているのか伺います。

4点目、集団的ナラ枯れは、一時期の松くい虫被害と比較すると、自然環境や生物の生息環境のバランス自体が崩れる心配があります。特に、山の保水力が失われ、災害に直結する可能性をはらんでおり、その影響は格段に大きくなることが森林関係者においても懸念をされています。初期対策として、関連機関と連携し、各地域で防除技術研修や、森林管理について講座を開くなど、きめ細かな対策が必要と考えますが、見解を伺います。

最後に、森林が荒廃していると言われてから久しくなりますが、寒河江市の総面積の51%を占める森林地域の振興策を、これまでの反省を含め、具体的に考える時期に来ていると思い、ナラ枯れの被害防止策の一つとして、木を再生させることも一つの手段として有効な方法であると研究者は述べています。そのために、計画的な伐採事業の促進や、山の恵みを活用しながら循環型の振興策を設け、森林の再生を図っていくべきと考えますが、市長の見解を伺い、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、電磁波の件でございます。

本市においては、土地利用に関して、市民の良好な生活環境及び公益性の確保を図ることを目的に、 副市長ほか関係13課で構成しますところの寒河江市土地利用対策連絡会議を設置しております。事業者 から施設等の設置及び土地開発をするための申請があった場合、施設や開発の内容に応じて会議に諮る こととしておりまして、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更に関する事や、 農地法に基づく農地転用に関し、用途が工場、倉庫、病院、大規模な店舗等に類するもの、都市計画法 に基づく開発許可に関し、3,000平米以上の開発、それから、建築基準法に基づく特殊建築物の確認申 請、さらには砂利採取法や砕石法に基づいた砂利や砕石、そして山砂の採取についての協議等について、 当該会議を開催いたしまして、庁内において調整協議を行っております。

協議する事項としましては、土地利用計画、埋蔵文化財の保護及び公共事業との適合性を初め、道路の取り付けや配置、そして事業開始後の交通安全対策、公園緑地計画、給水施設や排水施設、防災、公害、環境衛生などのほかに、地域住民との協議や同意書の有無などについても確認を行うなど、適正な土地利用を図るための協議項目としております。

また、送電線や携帯電話の鉄塔等の中高層建築物につきましても、寒河江市中高層建築物等に関する指導要綱を定めまして、建築に伴って発生する電波障害等及びこれに伴う紛争を事前に防止し、良好な居住環境の保全に努めておりまして、また、建築主等が近隣居住者等に対し標識の設置による計画の周知や説明会の開催への速やかな対応などについても定められておるわけでございます。

このたびの、(仮称)新白岩変電所の新設工事については、東北電力株式会社では、事業を実施するに当たりまして、平成17年11月ころから予定候補区域でありますところの市西部地域における土地利用計画や、農用地利用区域などの法規制や、埋蔵文化財の有無、土地改良事業の実施状況などを調査するとともに、本年1月に地元町会への地区説明会を開催し、地域住民からの理解をいただき、今回の新変電所の建設箇所選定に至ったものと聞き及んでおります。

このような事前の調査を経て、東北電力株式会社から、本年6月、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更、いわゆる農用地区域からの除外でございますが、その変更に係る申し出が市に提出されましたので、当該案件について寒河江市土地利用対策連絡会議を開催し、関係各課から所管する事項について意見を集約した結果、計画内容については特に問題がなかったものの、円滑な事業の進捗のためには、事業の理解を得られるよう、住民への説明の徹底を事業者に指導するようにとの意見がまとめられましたので、東北電力に対してその旨申し伝えているところであります。東北電力では、今後についても地区の方々に十分な説明を行い、理解を得た上で進めていくとのことでありました。

また、最近になって、御質問の電磁波について地域住民の一部の方が不安を持たれているということから、地元町会から東北電力に説明会の開催を求め、8月に説明会を開催し、不安の解消に努めていると聞いておりますし、今後も引き続き説明会を開催し、地域住民の理解を得られるよう努めることとしているようであります。

このように、事業用施設などの設置や土地開発等に関し、市民の良好な生活環境及び公益性の確保に

努め、また、中高層建築物の建築についても、紛争の事前防止と良好な居住環境の保全に努めているところであり、市内において事業が進められる際には、地域の了解を得ながら事業が進められ、未然に問題の発生がないように努めているところであります。

次に、変電所の建設計画とか、あるいは設置場所の変更申請というようなものに対しての市の見解、市長の考え方はという御質問がございました。

最初に、電磁波について述べさせていただきたいと思います。

電磁波というものは、御案内かと思いますけれども、送電線やケーブル、住宅の配線や電気製品の内部など、電流が流れるところには存在するものとのことでございます。また、このような電磁波にさらされることによりまして、健康に悪い結果を生ずるのではないかという疑問が提起され、多くの研究がなされてきております。

世界保健機構(WHO)では、電磁波の健康への影響を調査するため、国際電磁界プロジェクトを立ち上げまして、本年の6月18日に電磁界と公衆衛生超低周波の電界および磁界の暴露についての見解が示され、健康への影響について公表されたところであります。

これによりますと、短期的影響として、高レベルでの急性暴露による生物学的影響は確立されており、 非常に高い強度では神経や筋肉が刺激されたり、中枢神経系の神経細胞の変化があると言われておりま す。潜在的な、長期的影響としましては、電磁波による長期的な影響を調べた科学的研究の多くは小児 白血病に焦点を当ててきたものであり、小児白血病との因果関係が認められるような強いものではない というものであります。また、小児白血病との関連についての証拠が弱いことから、暴露低減によって、 健康上の便益があるかどうか不明であると述べておられます。

WHOの見解を受け、東北電力では短期的影響については電力施設から発生する電磁界の大きさは国際的なガイドラインに示した値に比べて十分に低いことから、健康に障害を及ぼすことはないと判断しているようであります。

また、長期的影響については、国内外の機関で検討評価されて得られました、居住環境における電磁界による健康への影響は認められないとの結論と変わるものではないとのことから、これまでどおり、電力設備から発生する電磁界が健康に害を及ぼすことはないと判断しているようでございます。

国においては、本年6月に経済産業省に電力設備電磁界対策ワーキンググループが設置され、送電線などの電力設備から発生する電磁界の一般公衆に与える健康影響を対象として、国内外の研究、国際的な規制の状況、WHOの環境保健基準などを踏まえた規制のあり方、講ずるべき対策等について検討されております。

本年秋ごろまでに4回にわたって会議が開催され、報告書として取りまとめられることとなっているようであります。8月20日にも、第2回会議が開催され、今月にも第3回の会議が開催されることとなっておるようであります。3回目では、規制のあり方について審議されることとなっておりますので、国における対策や、規制などが示されるものと聞いております。

御質問の(仮称)新白岩変電所についてでございますが、東北電力株式会社によりますと、現在寒河 江市西部地区周辺への電力供給は、白岩発電所からの配電線によって供給されております。白岩発電所 は明治33年から稼動している山形県最古の水力発電所であり、老朽化が否定できないことや、全面改修 をするには用地が狭小で、土地の利用状況から新たな送電線の引き出しが困難な状況にあるとのことで あります。 また、自然災害や大規模地震等の災害発生時に、市西部地区においては送電停止の被害が懸念されることや、市西部地区の宅地化の進展や、今後の発展による電力需要の増加への対応を図るとともに、近接の既設変電所とのループ化により、電力供給区域が中央工業団地や市街地にまで拡張でき、電力の安定供給と供給力確保、供給信頼度の向上のために、市西部地区の電力需要の中心である当該用地に変電所を新設しようとするものと伺っております。

新しい鉄塔の工事につきましては、既存の鉄塔用地に隣接させ、より少ない鉄塔数で建設することや、 鉄塔の高さについても、これまでよりも高くするなどの対策もとられているようであります。

市では、これまでも地域の住民が電磁波に対して不安を抱いていることにつきましては、既に東北電力に対し、地域に十分な説明を行い、不安の解消に努めるよう要請しておりますが、今後においても国からの報告書が示された時点で、市と地区住民の方々に対して、十分な説明をしていただくよう求めていきたいと考えております。また、報告書の中で、市としましても電磁界に関する規制や対策等について、検討する必要があれば土地利用対策連絡会議を開催し、庁内において協議を行い、東北電力に対してその旨申し伝えてまいりたいと考えております。

このことから、市といたしましては、変電所の設置場所の変更を東北電力に要請していくなどの対応 は、現時点では考えていないところであります。

次に、農業振興ということで、紅秀峰の里づくりについての御質問がございました。

本市のさくらんぼは、農業の基幹作物として、また、生産者と関係団体、市民、行政が一体となり、 まちづくりのシンボルとしてその振興を図ってまいりました。

また、紅秀峰につきましては、さくらんぼの産地間競争が一層激化する中で、他地域との差別化を図り、本市の新たなブランド品として、寒河江の紅秀峰の確立を目指し、農協が目標に掲げている平成17年度から平成19年度までの3カ年間で50ヘクタールの新植を目指し、農協、県、生産者と一体となって、その作付拡大に取り組んでまいりました。

その結果、これまでに平成17年度と、平成18年度において、県単独事業である小規模畑地化整備支援 事業を導入いたしまして、心土破砕や、土壌改良等の土地基盤整備と、苗木の導入をセットで実施する ことによりまして、この2カ年間で約9ヘクタールの転作田への紅秀峰の新植と団地化がなされておる わけでございます。

しかしながら、今年度におきましては、寒河江市さくらんぼ部会を中心とした希望者取りまとめの努力も実らず、残念ながら事業実施に至らず、新植面積も目標面積である50ヘクタールに及ばなかったものであります。

この原因についてでございますが、一つには、小規模畑地化整備支援事業の採択要件が1団地の面積が20アール以上となっており、1カ所でのまとまった面積の確保が困難であったことと思われます。

二つ目には、生産農家の高齢化などによる労力不足の問題があると考えております。これは、さくらんぼ栽培農家も高齢化が進んできている中で、新植した紅秀峰が収穫可能となるまでには5年ほどかかることもあり、収穫時期が到来した時点で、それに見合うところの労働力確保の見通しが立たない場合、新たな投資をしてまで規模拡大することについての決断ができなかったこともあろうかなとこのように思います。

三つ目でございますが、紅秀峰の栽培技術については、現在県の農業技術普及課や、JAさがえ西村 山の営農指導員により各種講習会を通じてその普及が図られているところでありますが、紅秀峰の特性、 いわゆる豊産性から、薬剤による摘花など、省力栽培の技術については現在も研究中であり、これらの ことも原因として挙げられるのではないかと考えております。

次に、今後の事業の取り組みについてでございますが、さくらんぼの里寒河江の地位を確固たるものに維持発展させていくためには、大粒で糖度が高く、日持ちもよく、収穫時期も御案内のように佐藤錦と重ならない高品位のさくらんぼで、紅秀峰の新植拡大による寒河江の紅秀峰の確立は必須条件でございまして、そのためには、生産者がこの事業の実施について抱えている不安というものを一つ一つクリアしながら、引き続き紅秀峰の新植拡大に努めてまいりたいとこのように考えております。

その具体的な対策についてでございますが、1団地20アールの面積の確保については、自己所有地以外については、隣接土地所有者との合意形成や、市内各地区に設立された農用地利用改善組合による農地の利用調整などを行っていただきながら、事業の実現に結びつけていきたいと考えております。

また、この 1 団地20アールの要件というものを、10アール程度に緩和していただけるよう県に対して要望してまいりたいと考えております。

また、労働力の確保の問題についてでございますけれども、現在、農協が行っておりますところのアグリヘルパー制度について、作業内容を栽培管理作業まで拡大することや、さらに広範囲にヘルパーの確保が可能となるよう、募集方法の見直しなどについてもお願いしてまいりたいと考えております。

さらに、小規模畑地化整備事業は、農業後継者を中心に構成する生産組織を事業主体として、団地化を図りながら実施することとなっていることから、管理作業については、可能な限り共同作業による効率化を図っていただき、あわせて、低木栽培等を含めた省力栽培技術の確立による労働力の削減に努めてもらいたいと考えております。

さらに、紅秀峰の安定出荷を図るためには、それに応じた販路拡大の取り組みが重要と考えており、ことしの7月5日から6日の二日間にわたり、特に紅秀峰の関西方面への新たな販路拡大を図るため、寒河江市さくらんぼ部会長、さがえ西村山紅秀峰研究会会長初め、県、市、農協など、関係者が参加し、私、市長と、さがえ西村山農業協同組合長による大阪中央卸市場及び阪神百貨店でのトップセールスを行ってまいりました。市場関係者からは、期待の品種と印象もよく、今後市場関係者からいただいた貴重な意見など、トップセールスの結果を生産者に報告しながら、また、これらの対策を講ずることにより、寒河江の紅秀峰の確立に向けまして、市、県、農協、生産組織、生産者が一体となり、さらに推進してまいりたいと考えております。

次に、ナラ枯れについて答弁申しあげたいと思います。

初めに、本市におけるナラ枯れの被害状況と監視体制をどのように強化していくかについてでございますが、現在のところ、ナラ枯れによる被害は確認されておりません。また、監視体制については、県においては平成17年度に拡大しつつあるナラ枯れの被害を収束させるため、緊急かつ計画的に総合的な防除を推進することを目的とした、西村山地域ナラ枯れ被害対策推進連絡協議会が設立されており、その関係機関である国、県、市町、森林組合等が連携した管理体制を整えたところでございます。

次に、ナラ枯れの原因となっているカシノナガキクイムシ、通称カシナガの予防・防除対策についてでございますが、現在、枯れないための決定的な予防方法は見つかっておりませんが、ナラ枯れの防除は、被害発生初期の段階では比較的容易でありますが、数十本以上の被害が発生した後では、人的・資金的な問題から、有効な防除を行うことが難しいものとなってしまうことから、被害の発生を迅速に把握し、初期の段階で防除を行うことが最も重要であります。

また、防除後も近隣の被害地からのカシナガの飛来や、防除し切れなかった部位から脱出したカシナガの存在により、直ちに被害がなくなるとは限らないので、ナラ枯れの防除を実行するには、少なくとも数年間は毎年数本から十数本の枯死木の防除を行う必要があると考えております。

その予防・防除方法としましては、被害木の樹幹下部にドリルで穴をあけ、薬剤を注入し、カシナガを殺虫し、カシナガが媒介した菌、通称ナラ菌と言っているようでございますが、そのナラ菌の拡散を抑制する薬剤注入があります。また、被害木を伐倒、玉切りにしたものとあわせまして、伐根部分もシートに包みこんで薫蒸処理をする伐倒薫蒸の方法もあります。

さらに、山形県森林研究研修センターでは、新しい予防・防除方法として、健全木を枯らさないために、カシナガが穿入しやすい地上ゼロから150センチメートルに、キクイムシ用登録農薬殺虫剤を噴霧器で散布し、その樹幹の上部の地上150センチメートルから200センチメートルに建築用接着剤をスプレー散布する予防方法と、カシナガが生息している枯死木の地上ゼロから150センチメートルに、キクイムシ用登録農薬殺虫剤を散布し、接着剤をその後もスプレー散布する防除方法を開発しているようでございます。

これまでのところ、どのような状況でも確実な効果を発揮するナラ菌の殺虫剤は開発されていないため、媒介者であるカシナガを殺虫し、ナラ菌の拡散を最小限に抑えることが現実的な防除対策となっております。

次に、駆除事業に対する国・県の補助制度と、市独自の支援対策についてでございますが、国の補助制度としましては、平成18年度から平成20年度までの3カ年において、民有林等におけるナラ枯れ防除を図るため、市町村が実施主体となって行う政令指定病害虫等駆除事業、補助率が国が50%、県が25%があるわけでございます。また、県の補助制度といたしましては、森林病害虫の被害林について、ボランティア等の協力を得ながら、被害木の駆除や予防措置などを行い、里山林の健全な育成を図るため、市町村が実施主体となって行うところの「わいわいみんなで道端森林整備事業」、補助率が県が50%であります。市独自の支援対策については、国の補助制度が平成20年度までとなっておりますが、これ以降も継続していただくよう、要望してまいりたいと思いますので、独自の支援対策は必要ないものと思っております。

それから、関係機関と連携した防除技術研修や、森林管理についての講座開設などについてでございますが、平成16年度に西川町でナラ枯れが発生したことを受けまして、翌年に西村山管内の市町と、国、県、森林組合等からなるところの西村山地域ナラ枯れ被害対策推進連絡協議会が設立されており、この協議会が中心となり、年1回の研修会が開催されております。今年度は、今月の12日に西村山地域のナラ枯れ発生状況調査とあわせて研修会が開催される予定でございます。

次に、計画的な伐採事業の促進、いわゆる販路拡大や山の恵みを活用しながら循環型の振興策を設け、森林の再生を図っていくことについてでございますが、ナラ枯れは、比較的高齢、いわゆる40年から50年以上で、大径の樹木が多い広葉樹で発生することから、計画的な伐採及び伐木を、炭やチップ、それからペレットストーブの熱源などとして利用することにより、森林の再生を図っていくことは有効な手段の一つと考えております。しかし、これらを実行していくためには、経費や労力及び採算性などの問題もあると思われますので、森林組合や地元関係者などによる十分な検討が必要であると考えており、現段階では今後の状況を見守ってまいりたいと考えております。

ナラ枯れは国土保全機能や水源涵養機能の低下、そして景観の悪化、動植物への影響などが懸念され

るものでございまして、森林の多面的機能の維持増進を図る上でも、極めて憂慮すべき問題でありますので、今後、被害の発生が確認された場合には、その拡大を最小限に食い止めるよう対処してまいりたいと思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後 零時00分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田議員に申しあげます。

残り時間9分7秒ですので、御承知おきください。

松田議員。

松田 孝議員 丁寧な御回答をいただきまして、感謝したらいいのかどうかわかりませんけれども、今回の電磁波の影響については、いろいろ住民からの声の意見が当局に話が伝わってない状況があると思います。

私、東北電力の関係者ともお会いして、直接この電磁波の影響についても話を聞きましたけれども、 全く今回の市長の答弁は、電力の言い分とほぼ同じであります。

しかし、この20日のワーキング会議の結果を見ますと、やはり生物学的には研究の支持がないことには変わりないという結論も出ていますし、総合的な評価として、リスクも変わっていない問題が出ています。ですから、住民の不安というのは、やはりなかなか解決できない問題が一つあります。

そのことで、今回、このワーキングの会議の中でも示されていますけれども、一つは、これまでの科学を注視して研究プログラムを推進すべきだということと、もう一つは、低い電磁波の影響に対するいろいるな計画のプロセス、これについても産業界、あるいは地方自治体の市民との調整、調整と協議をこの中に一つ含めて実効性ある協議をしていくべきだということを支持しております。

ですから、安全性は確保できないという現状は変わっていないわけですから、もう少し当局としても 地元に入って、いろいろな意見を聞きながらこの電力業界とのいろいろな調整役に立ってもらいたいと 思いますけれども、この辺について再度市長から答弁をお願いしたいと思っております。

それと、紅秀峰の関係ですけれども、非常に最初の目標から、9へクタールぐらいになったわけですけれども、非常に低くなったわけです。その要因としては、市長も言ったとおりでありますけれども、しかし、現実になかなか生産農家自身が前向きに検討していない中で、この計画を進めるにはちょっと無理があるんではないかと思います。そういう計画そのものよりも、もう少しいろいろ、今農産物の資材からいろ高くなって、非常に農家自身も大変になってきております。ですから、この雨よけテントの補助を出すとか、あるいは、先ほども労力の問題でありましたけれども、アグリヘルパーの派遣、これについてももう少し西村山郡内だけではなくて、もう少し幅を広げて、山形市や、そういうところにヘルパー募集の広報を出してもらうなど、そういう手だてを考えていかないと、なかなか今現状、約15ヘクタール紅秀峰が植栽されていますけれども、それを守るのが必死のようですので、そういうアグリヘルパーの派遣を充実させていく、それが一つの対策かなあと思っております。

また、やっぱり紅秀峰の栽培にとって非常に困難なのは、樹種を変えてするわけですけれども、なかなか技術的には難しいところもあります。ですから、その辺の技術向上、そして品質向上、そういうことも十分に踏まえていかないと、やはり寒河江のさくらんぼという、一つの作物を推奨していくのに、ちょっと不安定かなと思います。ですから、価格でもう少し上乗せできるような技術指導を今後進めていただきたいと思いますので、その辺について市長の御見解を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 新しい、新白岩変電所のことでございますけれども、住民の不安を解消するということについては、私としましても当然取り組まなくちゃならないと、このように思っておりまして、ですからこそ、施工者であるところの東北電力に対してどのような計画であるか、どのような考え方で進めようとしているのか、あるいは住民に対しましてどのような説明をやってくださったのか、というようなことを根掘り葉掘り聞いたわけでございますし、また、こちら側からも注文して、住民に対しては十分説得してくれよと、理解されるような話をしてくれよと、こういうことを申しあげて、それで、先ほど申しあげましたようにやっていただいたと、こういうことでございます。

これから、WHOの見解等が出されるわけでございますけれども、先ほども申しあげましたように、それに沿ったその報告書というものを受けて、さらに考慮しなくちゃならないような対策を講じなくちゃならないような問題が発生した場合につきましては、十分私はこれを私の方としましても聴取したいと思いますし、当然、住民に対しましても、説明責任を果たしていただきたいとこのように思っておるわけでございます。

非常に、先ほどもお話がありましたが、電磁波というのは地球全体、宇宙全体にばらまかれておるというものでございまして、電気かみそりから、携帯電話の果てまで、あるいはテレビから発信されるというように聞いておるわけでございますし、ですから、十分そういう対応というものは、国の段階におきましても、それらについての対応というものが事細かにこれから整備され、あるいは対応策についても検討、研究されるとこのように思っておりますので、十分踏まえた中での、これから施工者である東北電力におきましてもやってもらいたいと思いますし、市でも、その報告書なりを十分注目して見てまいりたいとこのように思っておるところでございます。

それから、紅秀峰でございますけれども、佐藤錦にプラスして、寒河江の紅秀峰と、こういうネーミングで、寒河江の紅秀峰というブランド品としてこれから生産し、また、販路の拡大に努めようと思っておるわけでございます。それにおきましては、やりたいことは、広げたいということも生産者はわかっておると私は思っておりますけれども、やっぱり、それを伸ばそうということになりますと、いろいろな隘路があろうかと、このように思っています。

そういう意味で、拡張したいけれども、拡張できないような状態というのがあろうかと思っております。そういう一つの場面では、おっしゃるように技術の面、あるいは労力が非常に手間がかかるということで、でも、佐藤錦とは時期が外れておりますので、佐藤錦の労力をさらに7月に入ってからの紅秀峰に向けるということもありましょうけれども、初期の段階での紅秀峰の栽培に対するところの施策が必要だろうとこのように思っております。そういう面でのアグリヘルパーとか、あるいはその他の技術面というようなことにつきましては、十分関係者と協議しながらこれから進めてまいりたいとこのように思っております。以上です。

鴨田俊廣議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号14番について、8番鴨田俊廣議員。

〔8番 鴨田俊廣議員 登壇〕

鴨田俊廣議員 私は、緑政会の一員として、また、多くの市民から要望のあったことにつきまして、私の考えも入れながら質問をいたします。

市長の前向きな答弁を期待するものであります。

その前に、このたびの台風9号において、果樹の落果被害に遭われた農家の方々に、心からお見舞いを申しあげます。今後の対応につきましては、関係各位の善処をお願い申しあげます。

それでは、通告番号14番、農業振興について、その 1 、さくらんぼ雨除けハウスの建てかえ等への補助について質問をいたします。

寒河江の顔、シンボルとは一体なんでありましょうか。それは、チェリーランドや慈恩寺、そして花 咲かフェアや神輿祭りなども挙げられることと私は思います。市民の皆さんに問えば、もっとたくさん の事例を挙げることと思います。しかしながら、もう一つだけ挙げるとすれば、私はさくらんぼを挙げ たいと思います。

ここ30年来、生食さくらんぼ、特に佐藤錦に対しては、その栽培面積や品質向上に、そして知名度アップに、市挙げて最大限努力してきたものと思っております。そのため、寒河江のさくらんぼ、特に佐藤錦は、本市のブランドになってきつつあります。ここ数年、生産は順調に推移してきたと、このように思っております。しかしながら、ことしのさくらんぼは、近年にない不作のようでした。反面、その分品質がよく、最後までしっかりしたさくらんぼでありました。それは、さくらんぼを栽培する農家の変わらない真摯な努力があったればこそと、このように思わずにはおられないところであります。

このように、常日ごろ努力している農家がたくさんいることで、寒河江のさくらんぼの評価が維持されていると、改めて思ったところでありました。

御承知のように、良品質さくらんぼ生産の要は、防除や、常日ごろの栽培管理であります。そして、欠かせないのが、雨除けハウスであります。今や、栽培面積約400ヘクタールのほぼ8割に当たる、約310ヘクタールに、雨除けハウスの施設があると言われております。さくらんぼ農家は、過去30年にわたり大きな投資をしてまいりました。当然、行政も必要に応じて補助を出してきたことは御案内のとおりであります。補助があったればこそ、雨除け施設が進んだことは確かであります。しかしながら、現在、新技術や紅秀峰に関する補助はありますが、従来のような品種、例えば佐藤錦などに対する補助はなくなっております。

ところで、今ここに来て、高齢期に差しかかってきた多くのさくらんぼ農家にとりまして、大きな悩みが出てきております。雨除けハウスの建てかえをどうするか、という悩みであります。耐久年数が過ぎ、さび、腐食が進み、建てかえが必要なハウスが相当多く出てきているということであります。

高齢期に差しかかり、後継者がいないかまだ確定していない農家は、多大な投資をこの時点で行ってもよいのか、大いに迷うところであります。建てかえる費用が7メートル×7メートル基準で一基あたり約15万円ともいわれる雨除けハウスの建てかえに悩むことは、無理のないように思えるのであります。したがって、再投資をしないでこのままにして、近い将来さくらんぼ経営をやめようと思っている農家

がたくさん出てきていることも確かであります。その反面、行政の補助があれば、建てかえをしてもう 少し頑張ってみようかという農家も結構いるものと私は思っております。

農家のやる気を後押しし、さくらんぼ生産の維持を図るため、市はこれに対し、改めて補助をすべき と思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、有害鳥獣対策組織の育成について質問をいたします。

近年、自然界には不均衡が目立つようになりました。絶滅危惧種がふえたかと思えば、異常繁殖種も出てまいっております。大きくふえた動物や鳥は、その生活の場が人間社会と重なり合ってまいります。 その結果、多くの動物や鳥は、その個体や集団を維持するため、えさとして農作物を食い荒らすことになります。

このことは、農業生産にとって大きな脅威と負担につながってまいります。現在、中山間地では、猿、カモシカ、クマなどによる動物被害が、そして平地ではカラス、ムクドリ、スズメなどによる鳥害が急激に広がってきております。本市の果樹被害額を見てみますと、平成17年では3,255万9,000円、平成18年では6,773万2,000円であります。平成18年の内訳で見ますと、鳥類の被害は3,219万4,000円、獣類のそれは3,553万8,000円であります。

今、個体数の適正化を図る駆除などの実効ある対策をとらなければ、被害はますます大きくなることは避けられないものと感じているわけであります。しかしながら、これは、一般民間人、もしくは民間の組織では、野生動物に関する法律などもあり、難しいものと思われます。

この点、行政が率先して対策を行うなら、話は違うと思います。行政主体の野生動物や野鳥の個体数の適正化を図る組織を、今こそつくり、育成し、農家の期待にこたえるべきとこのように思います。 そこで質問をいたします。

第1点、市は現在、有害鳥獣対策としてどのようなことを行っているのか。第2点、有害鳥獣対策組織を行政主体でつくり、育成していくことについてどのように考えているのか、市長の見解をお伺いいたしまして、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、さくらんぼの雨除けハウスの建てかえについての補助等についてお答えいたします。

さくらんぼの雨除けハウスの整備につきましては、これまでに、昭和50年代ころから県の単独補助事業でありますところの高速関連営農施設整備事業やら、それから国庫補助事業などを導入して整備が行われてきた経過があるわけでございます。

平成14年度から、国及び県の補助事業の制度が廃止されたことを受けまして、市単独の補助事業といたしまして平成14年度と平成15年度の2年間にわたりまして、面積で約5.3ヘクタール、補助金額総額約2,400万円を雨除けハウスの整備に対して助成を行ってきたのであります。その結果、現在、本市のさくらんぼの栽培面積の約8割について、雨除けハウスが整備されるに至ってきております。

これら、国、県補助及び市単独補助などによりまして整備された雨除けハウスについては、当初整備したものについては年数も経過いたしまして、更新の時期を迎えているということは御指摘の通りでございます。このような状況から、雨除けハウスの建てかえに対する補助ということでございましょうが、これまでの補助事業は、市の単独事業も含めて、露地栽培から雨除け施設への転換により、高品質の生産を目指す生産農家に対しまして、雨除けハウスを新規に整備する場合に限って実施しておりまして、補助事業により雨除けハウスが整備された生産農家は、高品質な安定出荷が可能となり、収益の増加が実現されてきたものと考えております。

したがいまして、雨除けハウスの建てかえにつきましては、これまでの収益金や、さらに農業近代化 資金、それから農業経営基盤強化資金などの制度資金を有効に活用していただきながら、生産者みずか ら対応していただくことが基本であると考えておりますが、寒河江市が今後とも日本一のさくらんぼの 里として全国一の一大産地を継続していくためには、財政事情というものを考慮して、明年度以降にお いて何らかの補助制度を考えていきたいと思っておるところであります。

また、現在、市、農協、県、それから生産者が一体となって取り組んでおりますところの、先ほどから話になっております寒河江の紅秀峰、これの確立及び産地形成のための、紅秀峰につきましては高品質高規格さくらんぼとしてのブランド化を図るためにも、雨除けハウスの整備が不可欠であると思うことから、収穫期を迎えているものについては、市単独事業による支援ができないかどうか、今後検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、有害鳥獣対策についてでございます。

初めに、有害鳥獣による農作物被害についてどのような対策を講じているかということでございますが、近年、全国的に猿やイノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が増加の一途をたどっておりまして、 農家の生産意欲が低減するといった深刻な問題が生じている地域もあるようでございます。

本市における、有害鳥獣による農作物被害の状況につきましては、今、議員がおっしゃいましたように、県の資料によりますと、本市としましての被害は、平成17年度には3,255万9,000円。18年度には6,773万2,000円に上る被害が発生しております。これは、主にスズメ、カラス、クマ、ハクビシン、野ネズミなどによるものでありますが、こうした有害鳥獣の駆除を、毎年春と秋にさがえ西村山農業協同組合が猟友会に依頼して、駆除を実施しているところでございます。

これら有害鳥獣の駆除についての市の対策でありますが、平成17年度までは農作物の被害は農家の皆さん自身で解決していただくべきものとして、重立った支援は講じていなかったわけであります。しかしながら、平成18年にはクマが頻繁に出没して、農作物被害が続出し、さらに人里に近いところまで出没して人的被害も懸念される状況になったことから、急遽、県、JA、農業生産者団体、猟友会、市などで構成するところの寒河江市有害鳥獣捕獲対策連絡会議というものを開催いたしまして、関係機関が一体となって被害防止の対策について協議したところであります。

その席上、捕獲わな設置の依頼が猟友会に寄せられるが、捕獲わなが足りないとの意見が出されたことから、捕獲わな2基の製作経費に対しまして、助成措置を講じたところであります。さらに、平成19年度には、新たに有害鳥獣捕獲業務委託料としまして、10万円を予算化し、有害鳥獣の駆除を猟友会に委託したところでございます。

今後におきましても、農作物の被害に対する有害鳥獣の駆除につきましては、原則として農家の皆さん自身で解決していただくことになりますが、必要に応じて、寒河江市有害鳥獣捕獲対策連絡会議を開催いたしまして、市としましての対応策などを協議してまいりたいと思っております。

それから、野生動物や野鳥の個体数の適正化を図る組織づくりについてでございますが、農作物の被害防止のためには、農地への進入防止等の取り組みとあわせまして、捕獲による個体数調整が不可欠でございますが、全国の一部の被害地域におきましては、狩猟者の減少や高齢化等に伴い、十分な捕獲対策がとられていない状況にあるようでございます。

そのため、これは新聞報道ではございますが、野生鳥獣による農林漁業被害を防ぐため、議員立法によるところの特別措置法案を秋の臨時国会に提出する方針のようでございます。その内容は、市町村が有害鳥獣被害防止計画を策定いたしまして、それに国や県が協力する仕組みづくりを目指し、また、地域の体制強化策といたしまして、市町村やJAの職員を被害防止対策の担い手として明確化する内容のようでございます。

鳥獣の個体数につきましては、どの程度が適正なのか明確な指針はないようでございますが、今後におきましては、今申しあげました議員立法による特別措置法案の状況、それから有害鳥獣の個体数の変化、農作物の被害状況、そして人的被害の恐れなどを見極めながら、必要な場合は組織づくりを検討していかなければならないものと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 丁寧な答弁、ありがとうございました。

第2問に移らせていただきます。

何といっても、さくらんぼは本市の顔ということで、シンボルということで、それが衰退しないよう にひとつ行政の方でもバックアップしていただきたいと、このように思っていたところでした。

今、市長の回答では、来年度以降、何らかの補助を考えるということですので、ひとつ、財政的に厳しいかと思いますけれども、その規模などもひとつ考慮に入れながらお願いしたいと、このように思ったところでございました。よろしくお願いを申しあげたいと思います。

少し時間がございますので、若干具体的なことを述べながら、その規模につきましてなお一層額が多くなるように望みながら、ちょっと具体的なところを申しあげてみたいと思います。

雨除けハウスの建てかえということは、ハウスの作業の安全というふうな安全作業についてもやっぱり建てかえを急ぐべきだとこう思います。これは、実は補助があるかないかというふうな問題とはまた別で、やっぱり各農家が安全に作業するには、自分自身でそれは、少なくてもそこの部分は頭の中に入れていかなきゃならない、このように思っているところでございます。

でも何といっても急には、先ほどの額、一基当たり7メートル×7メートル一基当たり15万円もするというならば、急激には進まないと。やっぱり市の補助なり、後押しというか、そういうことがなければなかなか進まないんじゃないかなと、このように思ったところでございました。今現在、建てかえが急がれる雨除け八ウスは5,000から8,000基あるということでございます。300ヘクタールの雨よけ八ウスを7×7を基準すると、約6万基、単純計算であるものと思っております。このうちの5,000基から8,000基でございます。耐久年数20年というと、310ヘクタールだと毎年15.5ヘクタール変えていかなきゃならないと。単純平均でそうなろうかと思います。そうすると、3,100基ほど毎年変えていかなきゃならないということでございます。

すんなりこのようには行くかどうかわかりませんけれども、やっぱり大きな農業問題となるのかなあとこのように思いますので、ひとつその辺もかんがみてよろしくお願いしたいと、このように思ったところでした。

また、高齢化ということもございます。さくらんぼ農家ばかりではございませんけれども、今、市の全農業従事者数の中で、60歳から74歳までの従事者は50%を超えていると。74歳でやめるわけじゃございません。75歳以上でもやっている方はおります。そうすると、60%にも達するということでございます。そのようなところで、さくらんぼをやめようという方もいらっしゃいますけれども、もっとしたいという場合は、やっぱりその辺の年が分岐点になるのかなと、60歳ぐらいが分岐点になるのかなと。したがって、高齢期に差しかかっての設備投資、大いに考え悩むのかなと、このように思っているところでございます。1基15万円、例えば3,000基するというと、単純計算で4億5,000万円の資金が必要になるということでございます。

これだけのお金は、急激には動きませんけれども、寒河江市内の経済波及効果ということもやっぱり 大きいんじゃないのかなと思っております。実は、建てかえを頼むときに自分でする向きもありますけ れども、ひょっとしたら建設業界に依頼することが多いのかなと、このように思っているところでござ います。建設業界は春の4月、5月、そして6月ころは仕事量が減少するということを聞いております。 それは、より建てかえがスムーズに行くためにはそういうふうな業界にもお願いすれば域内の経済活性 化にもつながっていくのかなとこう思っていたところでした。

そのような観点から、ひとつ補助の額などももっと少し考えていただければありがたいなと思っていたところでした。よろしくお願いを申しあげます。

次に、有害鳥獣の対策組織についてであります。ことし3月議会でクマ対策について質問いたしましたが、今回は特にカラスについて一つ取り上げてみたいなと思っておりました。

今、カラスは人間以外天敵はいないということで、そのように私は思います。従って、今、町でも、またこういうふうな農業地帯でも、非常にふえているということは確かでございます。スズメもカラスも一定場所にいるものですから、農作物の被害に対しては非常に困ったことになっております。ただ、スズメはなかなか駆除しにくいということで、難しいところもありますけれども、カラスについては意外と駆除がしやすいんじゃないかなと思っております。

先日、新聞やテレビの報道にもありましたけれども、鶴岡市では、このようなわなを仕掛けて捕獲をしているというふうなテレビ映像がありました。200羽ほどで、絶滅させるわけじゃないということで、その個体数の適正化を図るということでございました。組織をつくって、市内向きでも、市独自でそんなこともやれないのかなと思ったところでした。また、村山市では、210万円の被害があるそうでございます。本市から比べるとカラスの被害は4分の1以下でございますけれども、やっぱり悩んでいるそうでございます。何か対策をということで、しなきゃならないというふうなことが書いてありました。

これまで、本市ではその鳥獣害の対策についてはJAや猟友会などの民間組織に任せっきりと、語弊はありますけれども、そんなところが多かったようでございますけれども、この二、三年、本当に被害が大きくなってきたということで、ひとつ組織づくり、また、鳥獣害の防止に積極的に少し取り組んでいただきたいと思っております。組織づくりが遅れるようなことがありますと、被害が進むということでございますけれども、組織づくりがなかなか進まない場合、その前段階として、例えば猟友会などについての民間組織にもう少しの補助を出して、駆除回数とか、そういうのをふやしていくべきだなと思っておりますけれども、この辺もお考えをいただきたいとこのように思っております。この辺、市長の考えも少し聞いてみたいとこのように思います。

特に、今まで助成が、ハウスの建てかえ、14年、15年、5.3へクタールでした。また、それでも来年度からするということで安心しております。そして、猟友会にまた依頼をし、また、組織づくりが必要なら組織づくりをするということで、これもまた朗報だなと思っております。規模についてよろしく、もっとより多くの、財政的に許されるならばより多くの補助をお願いしたいということで、第2問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 さくらんぼに対するところの助成でございますが、御案内のようにハウスの耐用年数は十四、五年からうまくもたせて20年までだろうとこのように言われております。ですから、寒河江のさくらんぼもおかげさまで大変な栽培面積に拡大されてきたわけでございます。その辺が、そろそろ建てかえの時期に来ているということは、私も承知しておるところでございますが、ですけれども、現在あるハウスを全面的にということになりますと、一挙に済ますということになりますと、これは何十億、数十億はこれはかかる費用だなとこう思っておりまして、一反歩、10アール当たり200万円ぐらいだと計算しましても、膨大な建てかえ費用になることは予想できるわけでございます。

そういう中で、暫時、耐用年数といいますか、そういうような年数に来ているとか、あるいはここのところは建てかえが必要だとみんなが認識するような、そしてまた市におきましても納得できるような面積、あるいは基数というものにつきましては、先ほど答弁申しあげましたような中で、予算等々も勘案しながら考えてまいろうかなと、このように思っておるわけでございます。

ですから、どのような額にしますか、あるいはどういう基準のハウスに対して、助成を出すかというようなことは、関係者団体等々と十分打ち合わせて、納得といいますか、理解されるような方向で助成の対象というもの、あるいは助成の額というものを決めてまいりたいとこのように思っております。

それから、有害鳥獣の方、駆除について、特にカラスでございますけれども、カラス以外につきましては、これまでのようなクマとか猿というものにつきましては、猟友会にお願いしてきたわけでございますけれども、カラスは、作物というよりも……もでしょうけれども、全体的な住民の生活に対しましての被害というものがあるのじゃなかろうかなとこう認識しております。

そうしますと、どのようにカラス駆除をするか。テレビ等、あるいは新聞等でも御指摘にもありましたように、大変カラスは利口でございまして、鉄砲を持ち出したりしますと、すぐ拡散して逃げていくと、こういうような代物でございます。ですから、おりなども考え出したのが報道されたと、このように思っております。

ですから、非常に駆除ということに対しましては、これから十分その辺のところを研究しながら、有効な手段というものがどうすればいいかと、そして効果が上げられるようにと、こういうものを研究検討して、関係者とも協議していかなくちゃならないものと、このように思っております。

いずれにしましても、せっかく生産し、そして実になってきたと、結実して、収穫の時期になったものが、それが荒らされる。あるいはまた、人体に危害を加えられる。あるいはまた、生活面で迷惑をこうむるような鳥獣等々に対しましての、これは駆除というものはこれからもますます大きくなってくるというように考えておりますので、十分関係者あるいはそういう有識者といいますか、そういう知識を持っている方々の知恵もかりながら対応してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 ありがとうございました。

今の、市長がおっしゃったようなことを、できるだけ早く実現し、また、農家が期待されるようなことになっていくように、御期待申しあげまして、私の質問を終わりたいと思います。 ありがとうございました。

那須 稔議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号15番、16番について、17番那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属している政党、公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表しまして、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。

初めに、通告番号15番、少子化対策についてお伺いいたします。

一昨年、平成17年は、総人口が初めて減少に転じたことが確認された年でありました。厚生労働省が公表した将来推計人口の中で、50年後の2055年の人口、8,993万人と推計しております。現在と比べて、15歳未満の比率は14%から8%に、65歳以上の高齢化率は今の21%から41%へと倍増するとのこと。人口減少が加速度的に進み、まさに超少子高齢社会が到来することが予想されております。

それに、女性が一生のうちに産む子供の数を示した合計特殊出生率においては、平成17年度はこれまでの最低値であります1.26に減少しております。また、平成18年には、速報値で1.32と上昇しているものの、この数値は長期的に人口を維持できる水準の2.07よりはるかに低く、人口減少、少子高齢化の促進につながっております。

最大の要因は、出生率の低迷であります。人口減少を止める最優先課題が、出生率回復であり、何よりも安心して出産、子育てができる社会を築くことが求められているのだと思います。本市の合計特殊出生率については、平成15年には1.56と下がったものの、平成16年には1.64と、また、平成17年には1.62と減少しております。また、県においては、平成16年に1.47から平成17年が1.45となっており、本市の場合は、県の平均よりは高い傾向にあります。18年度の確定統計はまだ出ていませんが、全国的に上がっていることから、少々ではありますが、上がることが予想されます。

本市においては、安心して産み育てられる環境づくりとして、平成10年に寒河江子供プランを作成、 平成17年からは次世代を担う子供たちの健やかな成長と、子育て家庭のさまざまな支援を充実していく ための具体的な取り組みとして、子供すこやかプランを策定し、少子化対策を推進をしてきており、今 後の少子化対策に期待が持たれるところであります。

このことを踏まえながらお尋ねをいたします。

一つには、妊婦の健康診査に対する公的助成の拡大についてお尋ねをいたします。

妊婦の健康診査については、任意のため、医療保険の適用外となっており、健診に当たっては、高額の健康診査料を払わなければなりません。若い子育ての家庭には、これが相当の負担になっております。財団法人子供未来財団の子育てコストに関する研究調査では、その中で妊娠・出産におけるコストが約50万4,000円かかり、また、ゼロ歳児の子育てコストが約50万6,000円ほどかかるとの報告がされております。子育て家庭からは、せめて出産に要する費用の負担だけでも軽減されないのかという声をよく聞きます。

妊婦の健康診査の費用については、妊娠期間中、多少個人差と利用する医療機関によって違いはありますが、受けるべき健康診査の回数は、妊娠初期より妊娠23週まで4週に1回、それに妊娠24週より妊娠35週まで2週間に1回、そして妊娠36週以降分娩まで1週間に1回となり、合計で出産まで14回程度が望ましいこととされております。その費用については、日本産婦人科医会の調べでは、1回に約

5,000円、その他の検査等を伴うと1万円から1万5,000円程度かかり、本市の場合は現在2回まで無料としていますので、2回の無料分を引いて、自己負担の総額は平均すると12万円ほどかかるとのことであります。

厚生労働省では、健康で安全なお産をするためには、5回以上の健診が必要との指摘をしております。 そこでお伺いいたします。本市では、原則として、妊娠20週までの前期と、21週以降の後期、それぞれ 1回、無料健康受診券を配付しています。妊婦健診の充実は、授かった生命に対して、お母さんが安心 して出産に臨めるような、少子化対策に加え、母体の健康を守る観点からも重要であります。

このような妊婦の健康診査に対して、公的助成の拡大ということで、現行の2回の無料健診を拡大してはいかがなものか、お伺いをいたします。

二つには、妊産婦を守るマタニティマークの活用についてお尋ねをいたします。

マタニティマークは、妊産婦への優しい環境づくりと思いやりの心をはぐくむ観点から、厚生労働省が平成18年3月に決定しました。

妊娠初期から胎児の状態も不安定な時期であり、また、母体の健康を維持するためにも大変大事な時期であります。この、妊娠初期の2カ月、3カ月のときに、お腹の中の胎児は大体の形が形成される時期だと言われております。胎児にとって、母親の心の安定は敏感に届くようで、このとき、ストレスとかさまざまな体力的な運動があると、切迫流産になったりする可能性があると言われています。しかし、妊娠初期には、まだ妊娠であるということが見た目にはわかりにくい状態であるために、体調が悪くなっても、交通機関などでは席を譲ってもらえなかったり、また、受動喫煙防止の配慮をしてもらえないなど、人に気づいてもらえないことがよくあるようです。

そんな中、妊産婦に優しい環境づくりと、周囲に理解を促すということで、マタニティマークがつくり出されました。各種の自治体においては、厚生労働省がこのマークを決定する前から独自のマークを 作成し、活用し、取り組んでいる自治体もあります。

まさに、妊娠中の女性にとって、マタニティマークを多くの方々に周知させることは、この時期、安心して社会の中で生活し、活躍できる環境の一つになるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

一つには、妊娠中の女性に優しい環境をつくるため、マタニティマークを活用し、ポスター、リーフレット、市報等で広報してはいかがなものか、お伺いいたします。

二つには、妊娠初期でも、周囲の人々がわかるように、胸につけるマタニティバッジやキーホルダー、車のフロントガラスに表示できるマタニティカード等を作成して、希望者に母子手帳とともにお渡ししてはいかがなものかお伺いいたします。

三つ目には、妊娠中の女性で、車を利用される方にも、さまざまな駐車場における障害者用駐車スペースを利用できれば大変喜ばしいことです。マタニティマークのカードを表示することによって、本市の施設に併設される駐車場から実施し、公共機関、民間施設へも周知し、妊娠中の女性が障害者用駐車スペースを利用しやすくしてはいかがなものか、お伺いいたします。

次に、通告番号16番、人に優しい対策について。

初めに、自殺予防についてお尋ねをいたします。

平成18年度における、交通事故死亡者数は、全国で6,352人。それに対し、自殺による死亡者数は3万2,155人となり、交通事故死の5倍という恐ろしい社会現象となっています。交通死亡事故の撲滅を

目指す取り組みは多く見られるものの、自殺対策についても十分な取り組みが望まれるところであります。自殺者が8年連続で交通事故死亡者の4倍から5倍を超える、3万人台となっている現状の中で、国を初め、自治体が自殺防止へ必要な手を打つことを責務とした自殺対策基本法が、昨年の6月に議員立法として成立しております。

同基本法は、自殺が個人の問題だけにとどまらず、その背景に過労や倒産、いじめなどの社会的要因があることを踏まえ、自殺は社会の問題であると位置づけ、自殺対策を社会的な取り組みとして、国と自治体の責務を明記しております。その上で、国や自治体が取り組むべき基本的な施策として、一つには、自殺防止に関する調査研究や情報収集。それに二つには、自殺未遂者など、自殺に危険性が高い人の早期発見システムの構築や、発生回避など。三つ目には、自殺未遂者と自殺者の親族に対する心のケア。四つには、市民団体やNPOなど、民間団体との支援、五つには、自殺防止に関する教育、広報活動の推進などが打ち出されております。

このように、自殺防止対策は、基本法の成立によって大きなターニングポイントを迎え、自治体においても主要な施策として実効力のある有効な対策の実施が強く望まれるところだと思います。

自殺率 1の秋田県では、自殺予防対策が具体的に行われ、自殺者を減少させる成果を上げています。特に、うつ病対策は極めて有効な自殺予防対策の一つであるとされ、うつ的な状態になっている人の悩みを第三者が聞いて、その人のストレスを発散させる相談ネットワークの充実、市民を巻き込んだ相談活動などの取り組みが、自殺者を減少させる具体的な数値となってあらわれてきております。

うつ病は心の風邪とも言われ、だれもがかかる可能性があり、しかし、必ず治る病でもあると言われています。

そこでお伺いいたします。

- 一つには、本市における過去5年間の自殺者の推移と、自殺の主な要因についてお伺いいたします。
- 二つには、心の相談体制について、どのように取り組まれているのかお伺いいたします。
- 三つ目には、健康さがえ21の中で、休養、心の健康ということで、計画をされておりますが、どのような心の健康づくりに取り組まれているのかお伺いをいたします。

四つ目には、行政、識者、医師、民間団体などからなる会として、本市の自殺の原因や、防止対策について十分な調査・分析・協議を行い、対策を推進し、支援するための自殺予防対策協議会の設置についていかがなものかお伺いをいたします。

次に、視覚障害者のための情報バリアフリーの取り組みについてお尋ねをいたします。

視覚障害者による身体障害者の手帳の所持者は、全国で30万人の方がおられるとのこと。また、本市においても、昨年現在、109人の方がおられます。こうした方々に対する情報提供の手段としては、従来から点字が普及しており、公共施設や駅、エレベーターなど、さまざまな場所でこの点字による案内を見かけるところであります。

しかしながら、中途失明の方がふえたこともあり、視覚障害者のうち、点字を判読できる方は全体の約10%に過ぎず、大多数の視覚障害者の方にとって、情報を入手する手段としては、音声に頼る以外にないと言われております。

こうした方々にとって、活字媒体の情報にアクセスするためには、周りの方に読み上げてもらうか、 口頭で説明を受けることになりますが、繰り返し読んでもらわないと内容が理解できなかったり、中に は他の人が読むということでプライバシーにかかわる情報もあることなどから、なかなか難しい面があ ると思われます。また、行政においては、個人への通知や催し物の広報、施策、事業の紹介など、自立 した生活や社会参加を行う上で、必要となるさまざまな情報を提供していますが、活字文書のままだと、 視覚障害者の方がその情報を得るには大変な困難がつきまとうと考えられます。

そんな中、視覚障害者の方々への情報を提供するために、点字以外の方法として、現在では、音声コードと活字文書読み上げ装置が開発されております。このシステムは、文字に書かれた文字情報を切手ぐらいの大きさの音声コードに変換し、それを文書の片隅に印刷します。この音声コードを活字文書読み上げ装置にセットすると、文字情報が音声で読み上げられるというものであります。

国の平成18年度補正予算の障害者自立支援対策臨時特例交付金事業の中に、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業が盛り込まれました。この事業は、視覚障害者への情報支援の充実を図るため、自治体や関係機関の窓口に、情報支援機械やソフトウェアなどの整備を行うもので、その対象品目の例として、点字プリンターや自動点訳ソフトなどのほかに、活字文書読み上げ装置も掲げられております。

この、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業について、情報のバリアフリーをより一層進めていく上で欠かせない事業であり、ぜひ本市として積極的に対応されることを期待するものであります。そしてまた、本市として率先してこうした基盤整備を行うことにより、一般への普及もさらに進んでいくのではないかと考えております。

そこでお伺いいたします。

- 一つには、本市において、こうした視覚障害者に対する行政情報の提供は、現在どのように行われているのかお伺いいたします。
- 二つには、この視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の推進に、どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

三つ目には、視覚障害者の方の情報バリアフリーを推進していくためには、本市においてこうした活字文書読み上げ装置の設置や、音声コードによる情報提供を進める一方で、利用する方が利用しやすい環境を整えていくことも必要だと思います。そのためにも、まず行政窓口に活字文書読み上げ装置を導入してはいかがなものかお伺いし、以上で第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、妊婦の健康診査に対するところの公的助成の拡充についてでございます。

少子化の急速な進行は、子供の健全な成長や社会経済、地域社会の形成に重要な影響を及ぼし、その対策が大きな課題となっているところでございます。

このため、本市では、子育て支援に関する基本的な方向を定めた「子どもすこやかプラン」を踏まえ、母子手帳の交付、それから妊婦一般健康診査、乳幼児の健康診査、パパママ教室、すくすく育児教室などの健康教育、妊婦健康相談、育児等の健康相談、栄養教室など、母と子の健康づくりを主体とした、母子保健事業に積極的に取り組み、母と子の健康づくりとともに、子供を安心して産み育てられる環境づくりを支援しているところでございます。特に、妊娠期の健康管理は、妊娠・出産における疾病予防だけではなく、将来を担う子供の健康に大きく関与する大変重要なものだと考えております。

御質問の、妊婦健康診査の公的助成の拡充についてでございますが、公的助成での妊婦健診は、平成8年度までは県が実施しておりましたが、平成9年度からは、市町村に移譲されました。これを受け、本市では、平成9年度から県が実施してきたときと同じ内容での公費助成を行っております。内容としましては、母子手帳交付時に、妊娠前期に1回、妊娠後期に1回、合計2回、さらに予定日時点で35歳以上の妊婦に超音波受診券を1回、妊婦受診券として交付しておるところでございます。

国では、少子化対策の一環として、妊婦出産にかかる経済的不安の軽減と、積極的な妊婦健康診査の 受診を促進するため、平成19年1月に厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課長から妊婦健康診査の 5回程度の公費負担が望ましいという通知が出されたところであります。御指摘のとおりでございます。

本市では、財政的には厳しいときでありますが、本年度から特定不妊治療費助成事業を実施したり、 白岩小学校区に学童クラブを新たに新設するとともに、地域で子育てを支援するために子育てサロンを 開設するなど、総合的な対策を図ってきたところでございます。

それで、この妊婦健康診査についてでございますが、国においては、この妊婦健康診査を含めた少子 化対策については、地方交付税において財政措置を講じておるということを言っておりますが、その詳 細というものを十分に検討して、来年度から妊婦健康診査の公費助成の回数をふやしていかなければな らないものと考えております。

次に、マタニティマークの活用についてでございます。

お話がございましたように、マタニティマークは、妊産婦に優しい環境づくりの一環として、厚生労働省で公募したもので、御案内のとおり、平成18年3月に決定し、発表されたものでございます。本市におきましては、マタニティマークは広く社会全体への周知が必要なことから、厚生労働省で作成したポスターの掲示やチラシの配布を行いまして、妊産婦本人に対しては、母子手帳交付時にマタニティマークのチラシを配付し周知しております。

今後は、妊産婦の方には、マタニティマークをデザイン化したマタニティチェーンホルダーを、財団 法人母子衛生研究所というところから現品が届けられ次第、希望者に配付していきたいと思っておりま す。

妊産婦本人に対して、さらにマタニティマークの活用を進めていくとともに、一般市民の方々を初め、

社会全体でマタニティマークの理解を深め普及していくことが重要と考えられますので、市報やホームページなどを活用しながら、広く周知いたしまして、妊産婦の方に対して理解と思いやりを持てるところの環境づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

それから、この障害者用の駐車スペースを、それを活用するということでございますが、県では、本年6月から、山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度を開始しております。この制度は、県内の公共施設やスーパーマーケットなどに設けられている、身体障害者等用の駐車施設について、県が利用証を交付、利用できる方を明らかにすることによって、これらに駐車場施設の適正な利用を促進するというものでございます。この制度は、妊産婦、いわゆる妊娠7カ月から産後3カ月間までの期間としていますが、この方々につきましても利用できることとなっておりますので、県から交付を受け、利用していただきたいと、このように思っております。

それから、自殺予防対策でございます。人に優しい対策についての自殺予防対策についてでございますが、自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけではなくて、家族や周りの人に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失でございます。御指摘のとおり、我が国における自殺の死亡者数は、平成9年までは2万5,000人前後で推移しておりましたが、平成10年に3万人を超えてからは、以後その水準で推移しているところでございます。警察庁が発表した平成18年の自殺の概要を申しあげますと、自殺者の総数は3万2,155人で、そのうち、男性が70.9%を占め、年齢別では60歳以上が34.6%、50歳代が22.5%、以下40歳代30歳代となっております。また、原因とか、それから動機別に見ますと、遺書があった自殺者の第1位が健康問題、次いで経済生活問題、家庭問題、勤務問題の順になっているようでございます。

このように、自殺には、さまざまな社会的要因が複雑に関係しており、予防対策には多角的な検討と総合的な対策が必要となります。こうした状況を踏まえ、国では平成18年に自殺対策基本法を施行させ、翌19年6月に自殺総合対策大綱を策定しまして、この中で具体的な施策を明記しているところでございます。

御質問の、本市における過去5年間の本市の自殺者の推移でありますが、山形県保健福祉統計年報では、平成13年には、男が6人、女9人の15人、14年は、男7人、女2人の9人。15年は、男7人、女2人の9人。16年では、男5人、女3人の8人。17年度は、男10人、女2人の12人となっております。なお、18年の数値は公表になっていないようであります。

次に、心の相談体制と健康さがえ21の中での、心の健康づくりにどのように取り組むかという質問でございますが、健康相談という形で、毎週木曜日に相談の機会を設けております。さらに、随時来庁者には対応しておりますし、健康電話相談を行っております。そのほか、教育委員会の教育相談専用のダイヤルや、社会福祉協議会によるふれあい相談など、さまざまな相談窓口を設けながら、お互いに連携を図りながら対応しているところでございます。そして、問題となった案件があった場合は、専門のスタッフが対応に当たっており、状態によっては県の保健所、それから精神保健福祉センターなどの専門の相談機関との連携によりまして対処しているところであります。さらに、高齢者については、地域包括支援センターが総合相談に当たっております。

市独自の自殺対策の協議会の設置についてでございますが、自殺対策基本法に基づく自殺総合対策大綱では、都道府県及び政令指定都市において、さまざまな分野の関係機関団体で構成する、自殺対策連絡協議会等を設置することになっております。したがって、本市独自の協議会は設置していないところ

であります。

また、精神保健福祉法では、都道府県が精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることとなっており、山形県においても、自殺対策基本法施行前の平成16年から、自殺予防対策推進会議を設立いたしまして、予防対策に取り組んできたところですが、このたびの基本法の施行を受けまして、推進協議会の関係構成範囲を拡大し、より一層自殺予防対策に努めることとしているところでございます。現在、県では、年数回地域精神保健福祉連絡協議会や、専門研修会、それから、事例検討会などを開催いたしまして、市町村との情報の共有、担当職員のレベルアップ、また、各保健所、県精神保健福祉センター、そして市町村、県高齢者総合相談センター、社会福祉法人山形いのちの電話などが、お互いに緊密な連携を図りながら、自殺予防に努めているところであります。

最初に申しあげましたが、自殺の原因は、社会的要因が複雑に関係し、予防には多角的な対策が必要なことから、1市町村単独で対応するより、広域的な対処が効率的であり、市独自の設置は考えていないところであります。

次に、視覚障害者に対しての対応でございますが、視覚障害者の方に対する行政情報の提供はどのように行われているかということでございます。現在は、点字翻訳による市報等の配付を行ったり、市報などの内容を録音したカセットテープの配付を行っている各ボランティア団体の活動を支援することにより、視覚障害者に対する行政情報の提供を図っているという状況でございます。

それから、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の推進にどう取り組んでいるかということでございますけれども、特に活字文書読み上げ装置を導入してはいかがなものかという御質問がありました。

視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業につきましては、視覚障害者等への情報支援の充実を図り、 地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層推進するため、平成18年度から20年度までの国の 補助対象事業として位置づけられているところでございます。しかしながら、本市内の視覚障害者の場 合は、家族と一緒に暮らしている方がほとんどであると思われます。

実際、市の窓口には、視覚障害者の方が家族や知人を伴って来たり、あるいは家族の方が代理して来 庁するなどして、必要な手続等を行っているというのがほとんどでございます。

したがって、本市の場合は、視覚障害者御本人だけが来庁してくることはないという状況でございますので、御質問の活字文書読み上げ装置を設置しましても、その活用はなされないのではないかと思っているところでございまして、今後、全国的な中で導入している市町村の動向というものを見据えた上で、検討すべきものと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 先ほどは私の提案ということにつきまして、真摯に受けとめていただきまして、御答弁いただきました。大変にありがとうございます。それでは、2問目の方に移らせていただきたいと思います。

妊婦の健康診査でありますけれども、先ほども市長の方からも、県からそれぞれ各市町村の方に実施 主体が移ったということで、平成9年からそれぞれ市町村に移っているわけでありますけれども、この 制度がスタートしたのは昭和44年ということで、既に40年ほど経過をしております。

今回のこの寒河江の妊婦健康診査につきましては、県内の医療機関でそれぞれ受診できるというような内容になっているわけでありますけれども、子供を産むというような方、これは、要するにお嫁さん、嫁いでくるということで、この嫁ぎ先、あるいは嫁ぎ元、実家といいますか、そういうところでお産する方も大変いらっしゃいます。

そうしますと、県外というような方も中にはございまして、今回、2回というような、この健康診査の無料券が拡大するというような内容で検討されているわけでございますから、そういう意味では、県外でも受けられるような方も出てくるし、中にも、そういうふうにしたいという方もいらっしゃるわけでありますけれども、今回の健康診査につきましては、市として、県を通じて医療機関とそれぞれ契約を結んでいらっしゃるということで、全体的にどこでも受けられるということになりますと、大変難しい問題もあるんではないかなと思いますけれども、この辺、ぜひ今後の流れの中で、県外でもこの無料券を使用したいという方などもいらっしゃるわけでございますから、そういう意味では、県外でもこの無料券が使えるような状況といいますか、そういうことについてぜひともやっていただきたいと思いますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、マタニティマークでありますけれども、先ほどは、市長の方からはマタニティマークの駐車券、要するに現在、障害者用の駐車場、これは公共機関あるいは民間設備でそれぞれあるわけでありますけれども、先ほどの県の制度といいますか、平成19年の6月からスタートしているようであります。対象を見ますと、中に妊産婦ということで明示になっておりまして、妊婦7カ月から産後3カ月というようなことで、対象になっておられます。

私は、第1問でも申しあげましたけれども、子供をお腹に抱えているということは、お腹が目立つような状態になるよりも、その2カ月、3カ月というような状況の中での対応が非常に大きいということで、県の方の対象ですと、7カ月から産後3カ月ということで、その2、3カ月から6カ月という方については、交付の対象になっていらっしゃらないようでありますから、そういう意味では、私は市独自としてこのマタニティカードを発行して、市の駐車場、あるいは市に隣接している民間の、あるいはスーパー等の駐車場の障害者用駐車スペース、これを使えるようにしてはいかがなものかと、このように思いますけれども、再度、市長の方のお考えをお聞きをしたいと思います。

それから、そういうマタニティのマークにつきましては、民間施設の協力がぜひとも必要になってまいります。それで、県の方でもことし6月からスタートしているんですけれども、なかなか民間として県がつくったこのカードというものが、私もずっと歩いてみたんですけれども、まだまだ民間施設には掲示になっておりません。ですから、この民間施設に対するカードの駐車スペースに対する掲示板といいますか、そういうものについてもうちょっと民間に対しても多く張っていただくように周知、お願い

というものをするべきではないかなと思いますけれども、その辺も何かお考えがありましたら、お伺い をしたいと思います。

それから、自殺の問題でありますけれども、これは、心の相談として、市としても先ほど市長から答弁がありましたけれども、多くの相談業務をされているということで、自殺予防にはなってらっしゃるんではないかなと思っております。ただ、数字的にはやっぱり毎年十数名の方々が自殺で亡くなっているという現状を見ますと、この対策の中で、今のところ、先ほど市長の方からは自殺対策予防協議会ということについて話がありました。これは、今回の法律の中では、先ほどあったように、県と政令都市、これが対策、要するに協議会の設置が義務づけられております。それで、県の方でも、この法律にのっとって、たしかそういう形での協議会が設置されるであろうと思います。

ですから、私は、市単独ということではなくてもいいので、例えば先ほど市長からも広域という話がありましたけれども、その広域の中で、そういう協議会をつくりながら、例えば西村山寒河江というような協議会の中で、その協議会を立ち上げながら、県と連携しながらその自殺者に対する調査、あるいは予防に対する対策ということについて、考えていくべきことではないかなと、このように思いますけれども、その辺、何かお考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

それから、先ほど、精神保健相談という話がございました。これは、今のところ、山形市の村山保健所で第2、第4木曜日、実施をされているようです。これは、専門の精神科の医師が担当していらっしゃいます。

それで、いろいろな相談に行った方から聞きますと、山形市で非常に遠いという方などもありますし、できるならばこの寒河江市内でも、この精神保健相談というものをしていただけないものかというようなことをよく聞きます。

そして、これは、市の方でもハートフル等でいろいろな相談をしておられますけれども、この精神科の医師が担当する精神保健相談というのは、まだやっていらっしゃらないようです。市の方では、心の相談に来た方をこの精神保健相談の方にそれぞれ紹介するというようなことでありますけれども、私は、ぜひこの寒河江市でもこの精神保健相談というものを実施してはいかがなものか、お考えありましたらお聞きをしたいと思います。

それと、情報バリアフリーの中の、視覚障害者でありますけれども、これは、市長の方からは、全国の推移を見ながらという話がございました。そして、これは、寒河江市の場合は非常に障害者と言われる方は少ないということで、大変喜ばしいことでありますけれども、これは、障害者にとっては、家族もいらっしゃるということで、その方の手助けを受けながら、この辺の情報を仕入れていらっしゃるんではないかなと思いますけれども、これは、平成15年から、たしか厚生労働省関係の日用用品ということで、障害者のための補助具になっていらっしゃいます。ですから、補助ができるような日用用品になっています。

それで、これは私は市としてはそれら障害者の方々に使っていただくように、たとえば広報したり、あるいはこういうものがあるんだということでお知らせをするということなども大事な役目ではないかなと思いますけれども、その辺、状況的にこの障害者の方々、この機械等々についての情報のことについて、どういうふうにしてらっしゃるのか、あるいは、その前に、機械があっても音声コードというような、SPコード、これがないとこの機械が使えない状態です。

そして、この機械は、私も見たんですけれども、非常に簡単に、パソコンでバーコードがつくれて、

そのバーコードが印刷されたパソコンの用紙にきちっと印字なるといいますか、それをこの機械にかけますと音声が出てまいります。800字以内なんですけれども。そして、これは非常に障害者の方々にとっては使いやすい、あるいは自分自身で、人から読んでもらえなくても、その場で何回も聞きながら使えるということで、非常に便利な機械だとこのように言われているわけでございます。

ですから、この機械につきましては、ある市などでは、全庁的な、例えば検討委員会を立ち上げまして、その中で具体的に設置箇所の選定とか、あるいはどういうふうなものを音声コードにするのかというような文章の選定なども行っていらっしゃいます。ですから、私は、これからのことを考えて言いますと、そういうものについても前向きに検討を入れながら、その全庁的な中で、この音声コード事業といいますか、そういうものの導入についても私は検討していくべきではないかなと、このように思いますけれども、その辺、何かお考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

以上で、第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの再度の質問がございました。

私もまだ勉強不足なところもございますので、もしも間違って理解しておるとか、あるいは不足の点がございましたら、担当の方から訂正されたり、あるいは申しあげたりさせたいと思いますので、よろしくお願い申しあげます。

一つは、県外なり、あるいは市外の方で、実家に戻って、妊娠した体を休めておるという方が、助成はどうかと、こういうことでございますけれども、これは私ははっきりわかりませんが、担当がわかるかどうか、母子手帳でも持っておれば、これはどこに行っても通用するのじゃなかろうかなというような気がします。担当の方から詳しく説明することができましたならば、説明させます。

それから、マタニティ、これですが、県の総合西庁舎、そちらに行けば、交付されるということになっておりまして、母子手帳あるいはその写しを持っていけば交付できるということになっております。

それから、民間施設の方ですが、駐車場を活用するにまだ不十分ではないかと、こういうことの御意見のようでございますけれども、これにつきましては、何らかの広報PR等々ですね、民間におきましてもこの制度といいますか、これらを普及してもらうように頑張ってまいりたいとこのように思っております。

それから、自殺対策協議会ですが、先ほどは広域的なということを申しあげたところでございますけれども、やはり、この自殺というものは、非常に落ち込んでいるとか、あるいは、自分だけで抱えて苦しんでおるとか、いわゆる自分の精神的な悩みという分野がかなりあると思っておりますので、非常におっしゃるように、そういう心理的な、あるいは精神的な面での対応というものが、これは必要になってくるのだろうとこのように思っております。

そういう意味では、専門の医師を利用する、あるいは連携をとられるような体制というものを敷いておくことが肝要かなと、このように思っております。そういう意味におきましては、市独自で精神科、あるいは心理的な相談を可能にならしめるような体制というものは非常に難しいというように受けとめておりますので、やはり、県なり、あるいは関係機関等々と連携するような中で、対応できるのがいいのじゃなかろうかなと、このように考えております。

それから、視覚バリアフリーの補助でございますけれども、音声バーコードというのと機械というもの、そろえておかないと難しいような装置のようでございますので、どんな職場にどういうものを備えつけておくかというようなことも、これは勉強させてもらわないと、必要だろうということはおっしゃるわけでございますけれども、利用もしない、あるいはどんなものを望んでいるかというようなことがわからないままに「はい、わかりました」と「御趣旨ごもっともです」と私も言えないところでございますので、十分その辺のところを調査して、今後の勉強課題にさせていただきたいと、このように思っております。なお、補足がございましたら、担当の方から申しあげたいと思います。

伊藤忠男議長 斎藤健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 事務的な部分もございましたので、担当として少し補足させていただきます。 まず、1点目の、妊婦健康診査のときの受診券のことでございますが、受診券につきましては、今現 在寒河江市では、2回までその受診券を発行しております。35歳以上の人は、超音波のもう1枚ありますけれども、それは、県内の医療機関と契約を前提にして、どこの市町村も今実施しているということですので、希望とすれば、全国でどこでもというのは考えられますけれども、現状と、それからいろいるなことを考えますと、今の形でさらに利用の回数をふやしていきたいという市長の答弁がありましたようなことで進んでいきたいというふうに考えております。

あと、2点目のマタニティマークの件ですが、マタニティマークは、あくまで妊婦に対しての優しさとか思いやり、それを持っていただくという意味のマークでございます。そういう意味で、これは今度ホルダーを妊婦健診の折に届けたいという展開を考えておりますが、駐車場利用につきましては、あくまでこれは県の施策で、障害者用の駐車場、その中に妊婦さんの7カ月から産後3カ月までの方も駐車場を利用できますという、その枠に入った妊婦さんの対応ということになります。その意味で、その期間、利用証を交付するということでございます。

それで、数につきましても、今、県内には6月スタートですけど、県の方の施策ですから、聞きましたら、441カ所ほど県内では身障者の駐車スペースございます。あと、市内にも23カ所、当然公共施設は5カ所すべてありますし、民間につきましても数カ所、10カ所近くは民間の駐車スペースも対応になっているというのが現状でございます。

あと、最後の情報バリアフリーの音声コード、文字文書の読み上げ装置ですが、これはまだスタート したばかりで、日常生活用具にも入っていますが、今後の利活用とか、それを十分踏まえないと、機械 だけが先行して、利活用の利用者の方との調整もありますので、市長が申しあげましたように、今後十 分検討課題とはしていきたいというふうに担当でも思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。残り時間も計算してください。

那須 稔議員 1点だけなんですけれども、先ほど市長の方からは、自殺につきまして、一つは健康だと、原因が。それからいま1点が、経済的な面があると、このような話がございました。それで、自殺につきましては、今一つの大きな原因として経済的な苦で、多重債務に悩んでいる方で、自殺をするケースが多いと、このように言われております。

それで、厚生労働省では、国保連合会を事業主体としまして、今年度から、多重債務者相談モデル事業が立ち上がりました。要するに、多重債務で悩んでいる方につきましては、弁護士を紹介して、その中で利息制限法で引き直した分、過払い分の一部をその滞納額に充てるというようなことでの事業がスタートしているわけです。これは、多重債務者にとっては一刻も早い救済ということで、非常に苦しみを取るということで弁護士を紹介して、多重債務が整理されるわけでありますから、そういう意味では、この多重債務者相談モデル事業、この導入、それから活用といいますか、そういうものについて、これは国保連合会を主体として、厚生労働省が本年度から始まりましたので、これはぜひとも御検討いただきながら、早めの導入などもお願いをして、要望して質問を終わります。

散 会 午後2時43分

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

補佐

総務係長

局長

安食俊博

大 沼 秀 彦

平成19年9月21日(金曜日)第3回定例会

出席譲	出席議員(18名)																		
1	番	伊	3	藤		忠		男	議員			2番		石	山		忠	5	議員
3	番	ᆟ	Ŀ			登	代	子	議員			4 番		I	藤	吉	如	隹	議員
5	番	村		沼		孝		司	議員			6 番		或	井	輝	刞	月	議員
7	'番	オ	7	村		寿	太	郎	議員			8 番		鴨	田	俊	貭	Ē	議員
9	番	伭	Ē	藤				毅	議員		1	0 番		柏	倉	信	_	-	議員
1 1	番	金	Λ. Ž	木		賢		也	議員		1	2 番		松	田		孝	ž	議員
1 3	番	휭	f	宮		征		_	議員		1	4番		髙	橋	勝	Ż	ζ	議員
1 5	番	伭	Ē	藤		暘		子	議員		1	6 番]]]	越	孝	男	号	議員
1 7	'番	别	ß	須				稔	議員		1	8 番		石	Ш	忠	拿	隻	議員
欠席譹	負(なし	,)																
説明の	ため	出店	ました	:者(ひ聢	战氏名	Ż												
佐	藤	誠	六	ī	र्च			長			荒	木		恒	副	市	ī	長	
安孫	行	勝	_		又		λ	役			大	谷	昭	男	教	育委	員	長	
片	桐	久	之	3	委		員	長			佐	藤	勝	義	農	業委員	会会	長	
那	須	義	行		総利 選挙	ろ課 を管理 務	長 里委 后	(併) 員会 長			片	桐	久	志	総	合政策	策 課	長	
秋	場		元		_		· 文 室	策 課			菅	野	英	行	総政	合政策 改革推	課行	財産長	
尾	形	清	_	<i>4</i> .	総合 ナナ	政策	だまります。 おおりまた。 およりまた。 およりまた。 およりまた。 およりまた。 およりまた。 およりまた。 およりまた。 またり。 またり	企業室 長			熊	谷	英	昭	税	務	課	長	
布	施	崇	_					課長			柏	倉	隆	夫	建	設	課	長	
犬	飼	弘	_		-	す 型					犬	飼	_	好	花推				
佐	藤		昭			水 i					安	係子	政	_	農	林	課	長	
有	Ш	洋	_	ř	育_	匚観	光	課長			斎	藤	健	_	健	康福	祉 課	長	
鈴	木	英	雄	2	会	計	誹	長			荒]]]	貴	久	水	道事	業 所	í長	
今	野	要	_	Ŧ	苪	院	事	務 長			芳	賀	友	幸	教			長	
兼	子	善	男	=	学村	交教	育	課長			高	橋	利	昌	学 指	校教	、育 進 室	課長	
I	藤	恒	雄	<u> </u>	主ス辰 監事	涯ポ興	学一課	習ツ長員長			安	系子	雅	美		查		員	
兼	子	良	_		监事	査務	委后	員長			清	野		健	農事	業 委 務	: 員 局	会長	

事務局職員出席者 鹿 間

渡 辺 秀 行

康

事 務 局 長

総務主査

議事日程第4号 第3回定例会

平成19年9月21日(金曜日) 午前9時30分開議

日桂弗	1	認弗	1号	平成18年度寒河江市一般会計威人威出決算の認定について
"	2	認第	2号	平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
				τ
//	3	認第	3 문	平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 4 認第 4号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について "
- 5 認第 5号 平成18年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について "
- 6 認第 6号 平成18年度寒河汀市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 7号 平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認 " 7 定について
- " 8 認第 8号 平成18年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算 の認定について
- 9 認第 9号 平成18年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について "
- 10 認第10号 平成18年度寒河江市水道事業会計決算の認定について "
- 11 議第44号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第2号) "
- 12 議第45号 平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 13 議第46号 平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 14 議第47号 政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改 " 正について
- " 15 議第48号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 16 議第49号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 17 請願第4号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本 " 的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願
- 18 請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
- 19 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1)総務委員長報告
 - (2)厚生経済委員長報告
 - (3)建設文教委員長報告
 - (4)予算特別委員長報告
 - (5)決算特別委員長報告
- 20 質疑、討論、採決
- 21 議会案第6号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
- 22 議会案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 23 議案説明

2 4 質疑、討論、採決閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申しあげます。本日の会議は上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、9月20日午前11時から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます議案について申しあげます。追加議案は、議会案第6号、及び議会案第7号の2案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第21、議会案第6号及び日程第22、議会案第7号を上程したのち、日程第23の議案説明を省略し、日程第24で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第1、認第1号から日程第18、請願第5号までの18案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第19、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。 9 番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月11日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より 副市長を初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第47号、議第48号及び請願第5号の3案件であります。 順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第47号政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第47号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質 疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「このたびの改正でどのくらい増となるのか」との問いがあり、当局より「19年度の課税ベースで積算しますと約30万円弱の増となる見込みであります」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第48号は全会一致をもって原 案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後審査に入りました。途中休憩を挟み会議を再開しましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

[木村寿太郎厚生経済委員長 登壇]

木村寿太郎厚生経済委員長 おはようございます。

厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月11日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局より 関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号、議第46号、請願第4号の3案件であります。 順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第45号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「貸付金の中で高額療養費貸付金と出産費資金貸付金は何人で幾ら見込んだのか」との問いがあり、当局より「高額療養費貸付金については1人10万円を21名で210万円、出産費資金貸付金については3名で94万5,000円、合わせて304万5,000円の積算から300万円としました」との答弁がありました。

委員より「平成19年度からの高額療養費の窓口での自己負担はどうなるのか」との問いがあり、 当局より「平成19年度から高額療養費について窓口での自己負担の支払いが限度額までと変わりま した。ただ、これまでどおり窓口で高額療養費を含めた額を支払う方がいる場合は貸付金制度で対 応しています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第45号は全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議46号平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「介護給付費準備基金積立金は幾らまで積み立てる予定なのか。その使い道はどうなるのか」との問いがあり、当局より「積み立ての予定額というものはありません。使い道については、介護保険は3年ごとに計画を見直すのですが、その際歳入として次の計画に繰り入れられる予定です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第46号は全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8番鴨田建設文教委員長。

[鴨田俊廣建設文教委員長 登壇]

鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月11日午前9時30分から議会図書室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第49号の1案件であります。

審査の内容を申しあげます。

議第49号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「ポスト等の設置箇所数と減免が解除されることによって有料になる金額及びこの条例 改正によって規則等も改正するのか」との問いがあり、当局より「占用物件のポストや看板はあり ません。条例改正後に規則第11条を改正する予定です」との答弁がありました。

議第49号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の 結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番髙橋予算特別委員長。

〔 髙橋勝文予算特別委員長 登壇〕

髙橋勝文予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申しあげます。

本特別委員会は、9月4日午前10時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第44号平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)であります。

議第44号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

一つ、みどり環境交付金の配分基準と来年度の予算措置について。一つ、原子力・エネルギー教育支援事業費補助金の使途内容などについて。一つ、道路の新設改良事業、舗裝整備事業、側溝整備事業などにかかる事業箇所についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、9月20日午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、 収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第44号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第44号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。12番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本特別委員会は、9月4日午前10時45分から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、 認第6号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の10案件であります。

初めに10案件を一括議題とし、収入役、水道事業所長の議案説明の後、質疑に入りました。 最初に、認第1号平成18年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。 主な質疑を申しあげます。

一つ、中心市街地活性化センターのテナントの滞納関係について。一つ、市税の収納率を上げることについて。一つ、定率減税廃止による市民税の徴収について。一つ、寒河江市における児童虐待の相談状況について。一つ、食生活改善事業の取り組みについて。一つ、児童生徒の安全ということからの防犯状況について。一つ、学力診断事業について。一つ、児童用机、いすなどの整備内容について。一つ、柴橋小学校給食調理業務委託の内容について。一つ、就学費援助事業について。一つ、国民年金台帳の内容と保管について。一つ、老人福祉センターの源泉の管理のあり方について。一つ、平野山林道の整備について。一つ、市営住宅の入居者選考についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、認第2号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第4号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申しあげます。

一つ、療養給付費の薬価と診療報酬について。一つ、国保運営協議会の委員の選定について。一つ、国保運営協議会でのジェネリック薬品の普及についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、認第5号平成18年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成18年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成18年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが質疑はありませんでした。

次に、認第9号平成18年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について質疑を求めました。 主な質疑を申しあげます。 一つ、市立病院の患者減少の歯どめ策について。一つ、未処理欠損金悪化についての見解について。一つ、広域的な計画と病床数や診療科目の見直しについて。一つ、医師確保のための国への働きかけについてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、認第10号平成18年度寒河江市水道事業会計決算の認定について質疑を求めましたが、質疑 もなく質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い一たん散会いたしました。

次に、9月20日午前10時から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

認第1号から認第10号までの10案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第1号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第2号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって 原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第3号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって 原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第4号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案 のとおり認定すべきものと決しました。

認第5号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案 のとおり認定すべきものと決しました。

認第6号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案 のとおり認定すべきものと決しました。

認第7号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって 原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第8号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって 原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第9号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって 原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第10号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって 原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第20、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認1号は原案のとおり認定することに決しました。

認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認2号は原案のとおり認定することに決しました。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔替成議員 举手〕

挙手多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。 これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。 これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。 これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議第44号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。 これより議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔替成議員 举手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議第49号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。 これより議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択とすることに決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択とすることに決しました。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第21、議会案第6号及び日程第22、議会案第7号の2案件を一括議題といた します。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第23、議案説明であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第6号及び議会案第7号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって提案理由の説明を省略することに決しました。

ここで委員会付託について申しあげます。会議規則第37条第2項の規定により、委員会提出の議 案は委員会に付託しないこととなります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第24、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

議会案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

閉 会 午前10時10分

伊藤忠男議長 これにて、平成19年第3回定例会を閉会いたします。 大変御苦労さまでした。 寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 杉 沼 孝 司

会議録署名議員 佐 藤 暘 子